

# 令和5年台風第13号に係る 日立市災害復旧基本計画



令和6年3月  
日立市



## ごあいさつ

---

令和5年9月8日に発生した台風第13号に伴う線状降水帯による豪雨は、日立市に未曾有の被害をもたらしたところであり、人命救助を第一に対応してまいりましたが、残念ながらお一人の方がお亡くなりになりました。改めまして、御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に対しまして、心からのお見舞いを申し上げます。

市内では、線状降水帯の影響により観測史上最大の雨量となり、道路や河川の被害のほか、倒木、床上・床下浸水、土砂崩れなど、市内全域で被災し、災害救助法が適用される場所となり、自然の猛威を見せつけられました。

そのような中、豪雨災害の発生以降、自衛隊を始め、国や県、市民や地域、企業の皆様、そして災害ボランティアなど、多くの皆様からの温かい御支援と励ましをお寄せいただき、改めて感謝を申し上げます。

本市といたしましては、これら心強い御厚情を励みに、本市復興に向け、被災された方々の住まいや暮らしの再建に向けた支援、道路、河川などの社会インフラの迅速な復旧に向け、各種対策に全力を挙げて取り組んできたところでございます。

そして現在、市内全域に被害をもたらした豪雨災害からの復旧に向けた工程は、応急復旧期から本格復旧期に移行しているところであり、被災された皆様が一日も早く、安定した生活を取り戻すことを最優先に、本格復旧に向けた対策を講じるとともに、次なる災害への備えを万全にし、連綿と築き上げられてきたまちの資産を次代につないでいくことが今を担う私たちの使命であると認識しているところでございます。

このため、台風第13号による豪雨災害からの本格復旧に向けた取組を着実に推進していくため、「日立市災害復旧基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定に当たりましては、被災された皆様を始め、学識経験者やコミュニティ、各分野の方々に構成する市民懇話会、パブリックコメント、更には市議会など、多くの皆様からの幅広い御意見を通じ、ハード・ソフト両面からしっかりとした対策をまとめ、市民や地域の意向に寄り添った計画とすることに努めました。

本格復旧への道のりは緒に就いたばかりでございますが、市民の皆様の命と暮らしを守り、いつの時代にも変わらぬ安全・安心をお届けする、その揺るぎない一心で、これからもあらゆる災害に強いまちづくりを目指し、確かな歩みを進めてまいりますので、引き続き、皆様の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

小川春樹



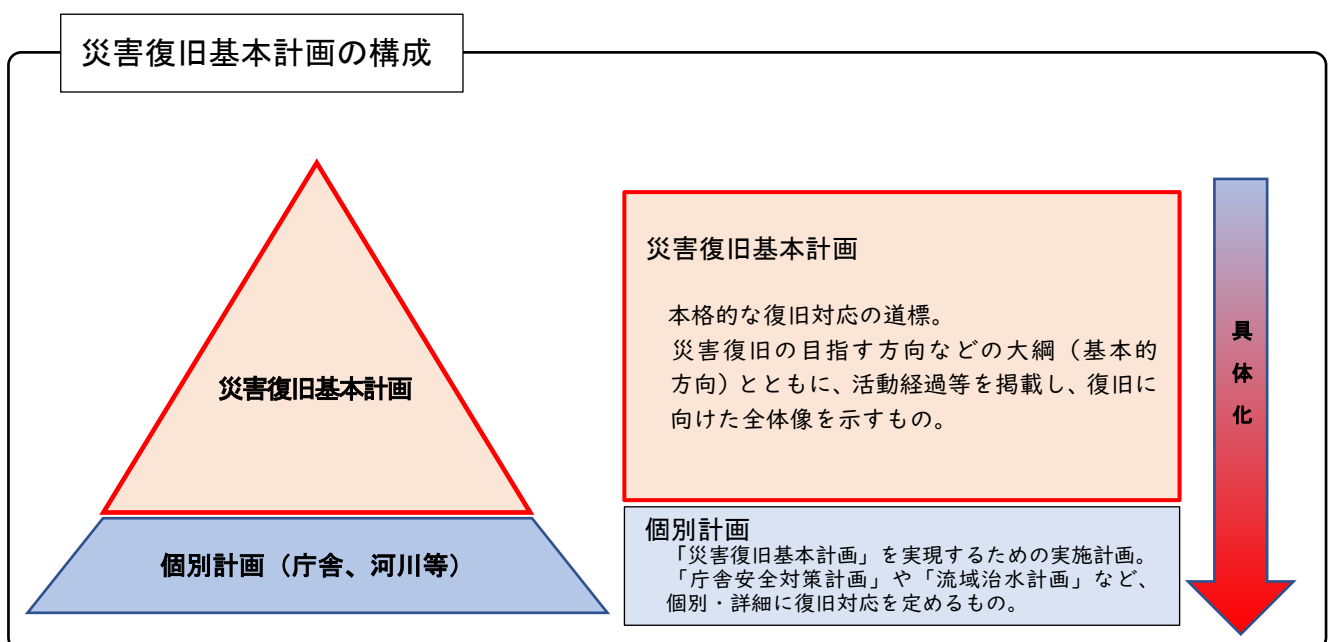
## 目 次

1	計画策定の趣旨	P 1
2	気象状況、警報等の発令状況、主な被災状況	P 2
3	台風第 13 号に係る予算措置	P 7
4	復旧の基本方針	P 9
5	復旧に向けたロードマップ	P10
6	計画期間	P11
7	復旧に向けた主な取組	P13
	基本方針 1 「社会インフラの復旧」	P17～
	基本方針 2 「公共施設の復旧」	P47～
	基本方針 3 「地域経済の復旧」	P73～
	基本方針 4 「被災者の生活再建の支援」	P87～
	基本方針 5 「災害対応の検証に基づく防災対策の強化」	P123～
8	災害復旧費の内訳	P154
9	国・県からの支援内容	P159
10	資料編	P163



# 1 計画策定の趣旨

- (1) 令和5年9月8日、台風第13号の東側にある発達した雨雲が本市にかかり、市内全域に土砂災害警戒情報を始め、記録的短時間大雨情報が2度発表され、線状降水帯による記録的な大雨となり、本市にかつてない規模の被害をもたらしました。
- (2) 本市ではこれまで、国や県、市議会を始め、市民・企業・地域・ボランティアなど、多くの方からの支援のもと、応急復旧活動に取り組んできましたが、発災から半年が経過した現在でも、依然として道路や河川の復旧工事や、被災された方の住まいや生活の再建に向けた支援等が続いている状況です。
- (3) 本格的な復旧対応を図っていくに当たっては、専門家（学識経験者やコンサルタント事業者）の意見等を聴取しながら、1日も早い社会インフラ等の復旧の実現に取り組むほか、災害対応に関するソフト面の対応をテーマに、学識経験者や各種団体の代表者等から多様な意見を聴取し、検証してきた「災害対応に関する市民懇話会」からの提言を踏まえ、ハード・ソフト両面での次なる災害への備えを万全にする必要があります。
- (4) そのようなことから、台風第13号からの復旧に向けた取組の全体の方向性を明示するため、今後の取組内容やスケジュール等を定めた「災害復旧基本計画」を策定しました。
- (5) なお、「災害復旧基本計画」の策定に当たりましては、災害の状況を風化させず、今回の災害の教訓を次につなげるため、応急復旧を始めとした豪雨災害に対する活動経過等も掲載し、あらゆる災害に強いまちづくりの実現を目指すものです。



## 2 気象状況、警報等の発令状況、主な被災状況

### (1) 令和5年9月8日（金）の気象状況

#### ア 概況

(ア) 令和5年9月8日（金）は、午前中から台風第13号が御前崎沖をゆっくりと北上する中、関東地方には南からの暖かく湿った空気が流れ込み続けた影響で、千葉県や茨城県の沿岸部は大気の状態が非常に不安定となりました。

(イ) 市内では、午後4時30分頃から猛烈な雨が降り始め、午後5時30分頃から午後8時頃にかけて線状降水帯が発生し、午後6時17分と午後7時27分の2回、記録的短時間大雨情報が発表されました。

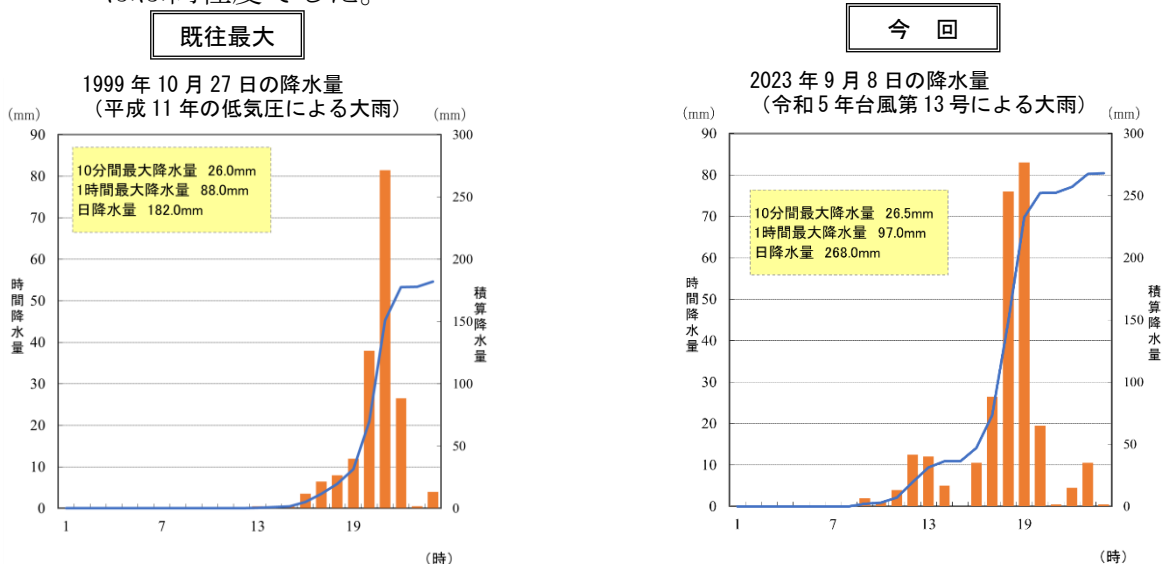
#### イ 大雨の状況

(ア) 市役所観測所においては、1時間最大降水量は、午後6時19分までの1時間に97ミリを記録し、1日総降水量は268ミリと、いずれも観測史上最大値を更新する記録的な大雨となりました。

(イ) 1日総降水量268ミリのうち、午後4時30分から午後7時30分までの3時間に199ミリを記録し、9月（1か月分）の平均降水量175ミリを上回る降水量を観測しました。また、時間別で見ても、70ミリを超える降水量を2時間以上続けて観測するのは本市の観測史上初でした。

(ウ) さらに、雨雲が市の南北に広がり、東西の幅は市街地をほぼ覆う形となったことから、東西に流れる河川の全域で猛烈な雨が降り、観測所7地点のうち1時間最大降水量は3地点、1日総降水量は4地点で観測史上1位の値を更新し、1時間最大降水量と1日総降水量の記録を同時に更新するという異例の事態となりました。

(エ) なお、全国で発生した線状降水帯の事例と比較すると、総降水量・1時間最大降水量は、広島市で広範囲に土砂災害が発生した平成26年8月豪雨と、3時間最大降水量は、鬼怒川で堤防が決壊した平成27年9月関東・東北豪雨とほぼ同程度でした。

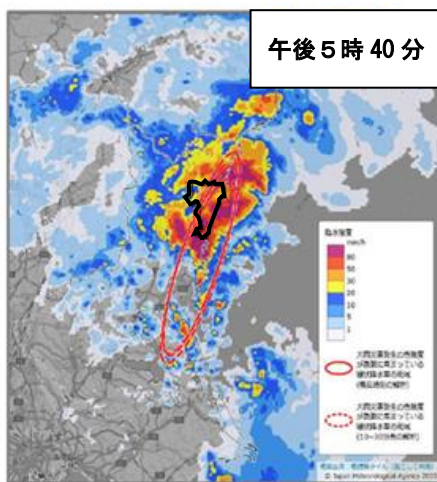




(2) 警報等の発令状況

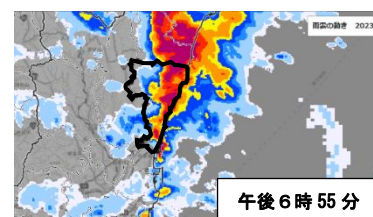
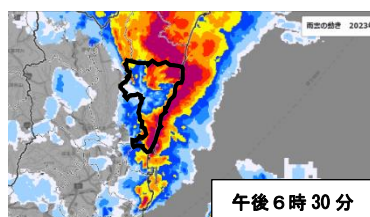
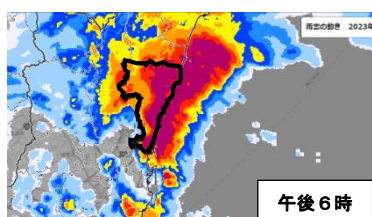
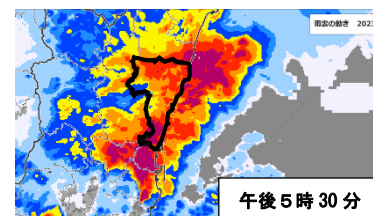
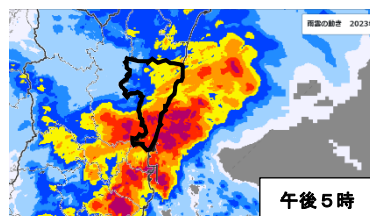
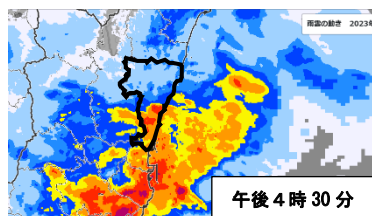
日付	時間	内容
9月8日(金)	午後3時37分	大雨警報
	午後4時00分	土砂災害警戒情報
	午後5時12分	洪水警報
	午後5時39分	顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯)
	午後6時17分	記録的短時間大雨情報①
	午後7時27分	記録的短時間大雨情報②
9月9日(土)	午前11時40分	土砂災害警戒情報【解除】
	午前11時52分	洪水警報【解除】
	午後4時21分	大雨警報【解除】

【線状降水帯の様子】



赤丸で囲まれた部分が線状降水帯の雨域  
午後5時30分～午後8時頃にかけて  
日立市を覆った

【日立市付近の雨雲の様子】



### (3) 主な被災状況

#### ア 人的被害 死亡1名（市内在住の40歳代男性）

令和5年9月8日（金）夜に、出勤のため自宅から出た後、連絡が取れなくなっておりましたが、令和5年9月11日（月）に福島県沖で発見されました。

#### イ 建物被害

区 分	件 数
住 家	525 棟（床上浸水 195 棟、床下浸水 240 棟、建物一部損壊 90 棟）
非住家	548 棟（床上浸水 81 棟、床下浸水 54 棟、倉庫等の被害 413 棟）

#### ウ 河川・道路等の被害

区 分	内 容
道路等	河川・水路 61 件、道路 227 件



【大沼町 市道】



【宮田川 日立中央 I C 付近】



【清掃センター前 市道】



【宮田川】



【十王町高原藤坂地区 市道】



【所沢川】

エ 公共施設等の被害

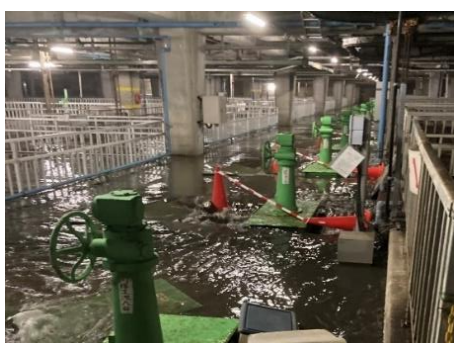
区 分	内 容
公共施設	① 市有施設等 17 件 (市役所本庁舎、東平霊園、清掃センター、ホリゾンかみね、市営住宅、かみすわ山荘、海水浴場、公園、十王総合健康福祉センター等) ② 上下水道施設等 15 件 (池の川処理場及び市内 7 つの中継ポンプ場等) ③ 教育施設等 15 件 (河原子小学校、水木小学校、山部小学校、平沢中学校、河原子北浜スポーツ広場等)
農林業	① 農地 : 52 地区 (法面崩壊 22 地区・土砂流入 30 地区、被害面積 9.8 ヘクタール)、農業用施設 15 地区 (水路破損や土砂堆積) ② 林道 : 道路陥没や土砂崩れ、倒木・流木被害 5 路線 33 か所
中小企業	被害事業所 49 件 (工業関係 20 件、商業関係 29 件)



【数沢川、平沢川合流部で溢水】



【水木小学校法面】



【池の川処理場内通路】



【清掃センター駐車場】



【県道日立山方線上空から】



【農 地】

オ 通行止め

(ア) 常磐自動車道（日立南太田 I C～日立北 I C）【法面崩壊のため】

上り線（9月9日解除）、下り線（9月11日解除）

(イ) 県道

日立常陸太田線（9月10日解除）【土砂崩れのため】

日立山方線（9月23日解除）【倒木・土砂崩れのため】

十王里美線（9月23日解除）【土砂崩れのため】

※日立山方線及び十王里美線については、復旧工事完了まで一部区間片側交互通行、  
降雨による事前通行規制を設定

(ウ) 市道【全て土砂崩れのため】

2004号線（宮田町、清掃センター南側）（9月17日解除）

2555号線（高鈴町、専照寺北側）（9月11日解除）

2976号線（城南町、西光寺南側）（9月12日解除）

6414号線（水木町、水木小学校南側）（9月13日解除）

10019号線（十王町友部、法鷲院南側）（9月17日解除）

10069号線、10074号線（十王町高原沢平地区）（9月17日解除）

10127号線（十王町友部、十王団地入口）（9月16日解除）

※市道2004号線及び市道10069号線、市道10074号線については、  
大雨注意報により、通行止めを実施



【常磐自動車道下り(鞍掛トンネル付近)】

※写真提供：NEXCO 東日本



【県道日立山方線】



【県道十王里美線】



【清掃センター南側】



【十王町高原沢平地区】



【十王団地入口】

### 3 台風第 13 号に係る予算措置

発災後から、予算措置（9月補正予算（9月27日専決）、12月補正予算等）を行い、道路や河川などの応急復旧工事や、被災者に対する各種支援を行ってきました。

また、被害箇所が市内全域にわたり、復旧に向けた取組が長期化する中、復旧に要する多額の費用を市の一般財源で賄うことは困難であることから、国及び県に対して、補助金の引き上げなどの財政支援に向けた「激甚災害指定に対する要望」を実施しました。

令和6年度以降も、災害対策を十分に検証した上で、次なる災害へ備えるため、必要な予算を計上して、全市を挙げて復旧に取り組んでいきます。

《令和5年度》

(単位：千円)

予算措置	区分	予算額	主な内容
9月27日 専決予算	被災者支援 事業	517,099	1 災害支援経費 170,967 (1) 生活再建支援金 (2) 災害見舞金 (3) 災害弔慰金 (4) 災害支援金 (5) 災害援護資金貸付金 2 災害ごみ等処理経費 300,000 3 中小企業等災害復旧支援対策経費 7,570 4 住宅応急修理支援事業費 35,300 5 緊急通学対策経費 3,262
	公共施設等 復旧事業	2,308,467	1 本庁舎 270,906 (1) 受変電設備等点検、浸水対策検討 (2) 電源設備・給排水設備等復旧、汚泥等除去 2 農業施設 144,748 (1) 災害復旧工事（十王町等） 3 林道 210,000 (1) 災害復旧工事（小木津林道等） 4 道路 645,998 (1) 災害復旧工事（市道2004号線（清掃センター前）等） 5 河川・排水路 544,384 (1) 災害復旧工事（所沢川等） (2) 流域治水計画策定 6 都市公園等 194,300 (1) 災害復旧工事（城の丘公園等） 7 小学校・中学校 115,003 (1) 擁壁復旧（河原子小学校） (2) 法面復旧（水木小学校、山部小学校、平沢中学校） 8 その他 183,128 河原子北浜スポーツ広場、滑川市民広場、かみすわ山荘、清掃センター等
	下水道事業 会計	6,500	管渠仮復旧工事

予算措置	区 分	予算額	主な内容
12月補正	被災者支援事業	109,740	1 中小企業等災害復旧支援対策経費 81,500 2 住宅応急修理支援事業費 28,240
	公共施設等復旧事業	1,079,357	1 本庁舎 232,900 (1) 免震装置点検、浸水対策概略設計等 (2) 電気・機械・建築設備復旧工事 2 農業施設 35,187 (1) 災害復旧工事（農業用施設等） 3 道路 548,152 (1) 災害復旧工事（市道10127号線（十王団地北側）等） 4 河川・排水路 258,476 (1) 災害復旧工事（桜川、金沢川等） (2) 流域治水計画策定 5 その他 4,642 久慈浜海水浴場駐車場復旧工事
	下水道事業会計	2,755,510	1 災害復旧費 2,727,090 池の川処理場復旧工事、各中継ポンプ場復旧工事等 2 汚水運搬業務委託 28,420
予備費	被災者支援事業	20,167	1 災害ごみ処理経費 9,798 2 災害ボランティアセンター運営 5,189 3 その他 5,180 緊急通学対策経費、支援制度チラシ作成等
	公共施設等復旧事業	232,040	1 本庁舎 74,822 2 道路 80,556 3 河川・排水路 15,380 4 都市公園等 5,000 5 その他 56,282 河原子北浜スポーツ広場、滑川団地
	水道事業会計	5,764	1 水管橋仮復旧工事（諏訪橋、東連津川） 2 給水管漏水修理等
	下水道事業会計	15,980	池の川処理場清掃業務委託及び活性汚泥運搬業務委託等
計		7,050,624	

## 4 復旧の基本方針

本計画では、被災された皆様が一日も早く、安心した生活を取り戻すことができるよう、豪雨災害からの迅速な復旧や地域経済の早期回復を図るとともに、本市の将来を見据えた防災・減災対策を強化するため、5つの基本方針を定めて早期の復旧に取り組みます。

### (1) 基本方針1……………「社会インフラの復旧」

被災した河川や道路、上下水道施設等の社会インフラについて、優先順位を決めながら、本格復旧を進めます。

特に、河川については、市管理 67 河川のうち、39 河川が溢水したことからも、被害の著しい河川の被災状況を調査し、流域全体で水害の軽減を図る「流域治水計画」を策定します。

### (2) 基本方針2……………「公共施設の復旧」

本庁舎の浸水対策・電源対策を始め、学校、スポーツ施設、公園など、市民の皆様が利用する公共施設の本格復旧を進めます。

特に、本庁舎については、今回の浸水被害を教訓とした災害に強い庁舎を目指し、浸水原因の分析や浸水対策を検討するための検討組織を立ち上げ、「庁舎安全対策計画」を策定します。

### (3) 基本方針3……………「地域経済の復旧」

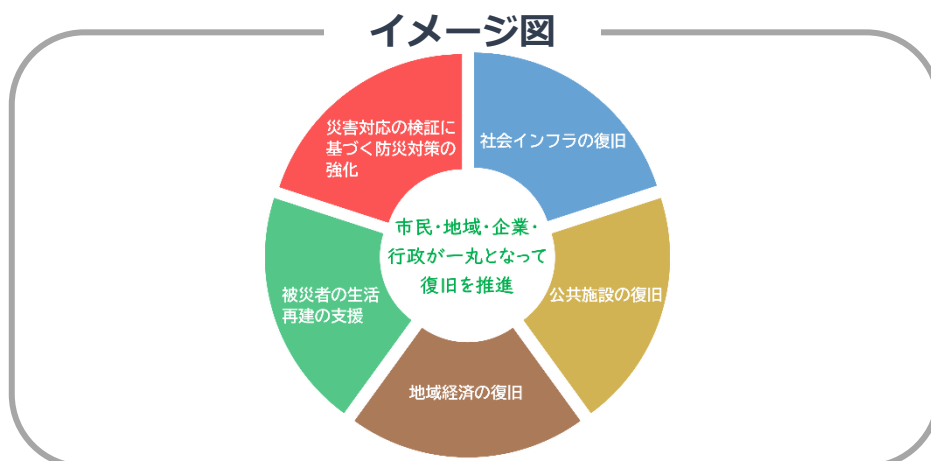
ものづくりのまちを支えている被災中小企業や農林業等の方々が活力を取り戻せるよう、生業の再建を支援し、地域経済の早期復旧を目指します。

### (4) 基本方針4……………「被災者の生活再建の支援」

被災した市民の皆様に対し、安心して暮らせる住まいの再建の支援や、生活の変化に起因した日常生活での不安や困りごとに対して、相談支援や支援金の支給を行い、生活の再建を支援していきます。

### (5) 基本方針5……………「災害対応の検証に基づく防災対策の強化」

今回の豪雨災害の経験を踏まえた災害対応を検証することで、次なる災害への不断の備えを万全にするとともに、災害に強いまちづくりを更に推進していきます。



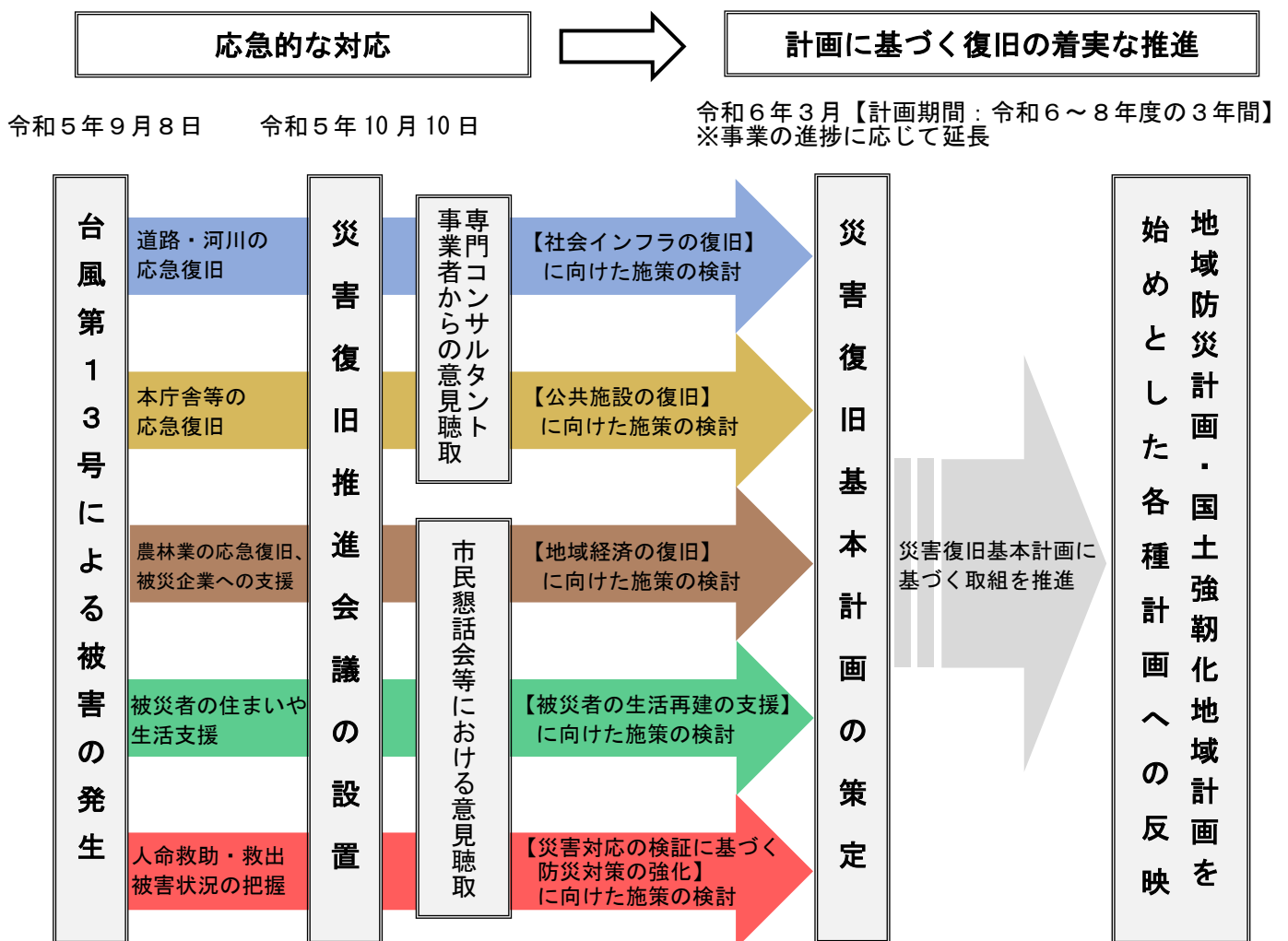
## 5 復旧に向けたロードマップ

本市では、令和5年9月の豪雨災害の発生以降、概ね1か月が経過した10月10日をもって、災害対策本部から災害情報連絡会議に体制を移行し、それと同時に災害復旧推進会議を設置しました。

その後、これまでに4回会議を開催し、全庁を挙げて災害からの本格復旧に向けた取組の検討を進めてきました。

これまでの応急的な対応から、「災害復旧基本計画」を策定することにより、復旧を着実に推進し、最終的には本市の地域防災の要となる「地域防災計画」、さらには、「国土強靱化地域計画」などへ反映していくものです。

### 《本格復旧に向けたイメージ図》





## 6 計画期間

災害復旧基本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

- (1) 令和5年9月の豪雨災害から、これまで市民・地域・企業の皆様を始め、国・県などの支援のもと、被災された方への住まいや暮らしの再建に向けた支援、公共施設などの応急復旧工事は円滑に推進しているところです。  
これからの本格復旧に向けては、引き続き、関係機関や国・県との連携を図りながら取り組んでいかなければなりません。
- (2) 具体的には、道路や河川などの社会インフラなどにつきましては、本格復旧に向けて所要額を精査し、国による災害査定を受け、本復旧工事を進め、一日も早く安定した生活を取り戻すことができるよう、対策を講じていきます。
- (3) また、被災した中小企業の復旧に当たりましては、県との連携が実現し、復旧を支援していくことで、ものづくりのまちを支え、地域経済の早期回復に向けた取組を進めていきます。
- (4) さらに、令和5年10月には、市民懇話会を設置し、今回の豪雨被害を踏まえ、災害対応の検証や課題の整理を行うとともに、今後の防災力の向上に向け、市民の皆様を始め、地域や有識者などの幅広い意見を集約するなど、ハード・ソフト両面からの対策を進めていきます。
- (5) このように、豪雨災害からの復旧に向けた工程は、現在、応急復旧期から本格復旧期に移行しているところですが、被害箇所が市内全域にわたるほか、次なる災害への備えを万全なものとするためにも、当該計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

### 《本格復旧に向けた工程》

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	応急復旧期	本格復旧期		



## 7 復旧に向けた主な取組

### 基本方針1 社会インフラの復旧

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 河川の復旧       | (P17～) |
| (2) 道路の復旧       | (P29～) |
| (3) 水道・下水道施設の復旧 | (P37～) |

### 基本方針2 公共施設の復旧

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 本庁舎の復旧      | (P47～) |
| (2) その他の公共施設の復旧 | (P53～) |

### 基本方針3 地域経済の復旧

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 農地及び農業用施設の復旧 | (P73～) |
| (2) 林道の復旧        | (P79～) |
| (3) 被災中小企業への支援   | (P83～) |

### 基本方針4 被災者の生活再建の支援

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 住まいの再建      | (P87～)  |
| (2) 被災者の生活再建    | (P93～)  |
| (3) 災害廃棄物の迅速な処理 | (P117～) |

### 基本方針5 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 情報の収集・伝達        | (P123～) |
| (2) 避難所の在り方         | (P131～) |
| (3) 避難行動要支援者等への支援   | (P137～) |
| (4) 地域における協力連携      | (P141～) |
| (5) 防災意識の啓発・防災教育の推進 | (P145～) |
| (6) 総合的な防災体制の確立     | (P149～) |

※各取組のスケジュール等につきましては、関係機関等との調整等により変更となる場合があります。

## 7 復旧に向けた主な取組

台風第13号からの復旧に向けた方向性は、復旧の基本方針に基づき、中項目ごとにその内容を整理しました。

復旧に向けた具体的な取組は、18ページ以降に記載のとおり、「被害状況」、「復旧に向けた方針」などを明示し、順次、進めていきます。

基本方針	中項目	小項目	掲載ページ
【基本方針1】 社会インフラ の復旧	(1) 河川の復旧	①河川・水路の被害への対応	P. 18～25
		②流域治水計画の策定	P. 26～27
	(2) 道路の復旧	①道路の被害への対応	P. 30～36
		(3) 水道・下水道 施設の復旧	①池の川処理場の復旧
		②中継ポンプ場の復旧	P. 42～44
		③上下水道施設（管路等）の復旧	P. 45～46
【基本方針2】 公共施設の復旧	(1) 本庁舎の復旧	①本庁舎の復旧及び浸水対策	P. 48～51
	(2) その他の公共 施設の復旧	①学校施設の被害への対応	P. 54～56
		②スポーツ施設の被害への対応	P. 57～58
		③公園の被害への対応	P. 59～63
		④その他の公共施設の被害への対応	P. 64～72
【基本方針3】 地域経済の復旧	(1) 農地及び農業 用施設の復旧	①農地（法面、土砂流出）及び 農業用施設の被害への対応	P. 74～77
	(2) 林道の復旧	①林道（道路陥没、土砂流出）の 被害への対応	P. 80～82
	(3) 被災中小企業 への支援	①被災中小企業への金融支援	P. 84
		②被災中小企業への復旧支援	P. 85
	【基本方針4】 被災者の生活 再建の支援	(1) 住まいの再建	①り災証明書の交付
②家屋の衛生対策（消毒液等の 配布、消毒指導等）			P. 90
③住宅の応急修理			P. 91
④安全・安心・住みいる助成事業 の推進			P. 92
(2) 被災者の生活 再建		①固定資産税・都市計画税の減免	P. 94
		②市税の徴収猶予	P. 95
		③国民健康保険料及び一部負担金 の減免	P. 96
		④介護保険料の減免	P. 97

基本方針	中項目	小項目	掲載ページ
【基本方針4】 被災者の生活 再建の支援	(2) 被災者の生活 再建	⑤介護サービス利用料の利用者負担額 の減免	P. 98
		⑥後期高齢者医療保険料及び一部 負担金の減免	P. 99
		⑦国民年金保険料の免除	P. 100
		⑧保険料の徴収猶予	P. 101
		⑨利用者負担金等の減免等	P. 102
		⑩災害支援金の支給	P. 103
		⑪災害見舞金の支給	P. 104
		⑫災害弔慰金の支給	P. 105
		⑬災害援護資金の貸付け	P. 106
		⑭被災者生活再建支援金の支給	P. 107～108
		⑮就学援助	P. 109
		⑯通学支援	P. 110
		⑰災害ボランティアセンターの設置	P. 111
		⑱市営住宅の提供	P. 112
		⑲土のうの配布	P. 113
	⑳相談窓口の設置	P. 114	
	㉑要支援者を対象とした健康支援	P. 115	
	(3) 災害廃棄物の 迅速な処理	①災害廃棄物仮置場の設置	P. 118～119
		②災害廃棄物の回収	P. 120～121
	【基本方針5】 災害対応の検証 に基づく防災 対策の強化	(1) 情報の収集・伝達	①災害関連情報の収集の迅速化
②災害関連情報の発信・伝達方法の 見直し			P. 126～127
③防災行政無線による情報伝達			P. 128～129
(2) 避難所の在り方		①避難所開設・運営体制の見直し	P. 132～133
		②避難所環境の向上・充実	P. 134～135
(3) 避難行動要支 援者等への支援		①避難行動要支援者の避難支援体制 等の見直し	P. 138～139
(4) 地域における 協力連携		①地域自主防災活動の活性化	P. 142～143
(5) 防災意識の啓発・ 防災教育の推進		①自助力の向上と防災教育の推進	P. 146～147
(6) 総合的な防災 体制の確立		①災害対策本部体制の強化	P. 150～151
		②地域防災計画や各種マニュアル の改定	P. 152～153



## 基本方針 1 社会インフラの復旧

---

### (1) 河川の復旧

台風により護岸崩壊や土砂堆積などの被害のあった複数の河川・水路の早期復旧に向けた工事を進めます。

また、市が管理する河川の浸水被害状況を調査し、「流域治水計画」を策定します。

## 【①河川・水路の被害への対応】

【担当課】都市整備課

## 被害状況

## 1 河川の被害（19 ページ 溢水河川被害状況一覧表を参照）

## (1) 溢水した河川

39 河川が溢水（市内 67 河川中）

市民からの通報、り災調査、洪水の痕跡などにより溢水があったと判断される河川

## (2) 施設被害があった河川（市管理）

17 河川で 52 か所が被災

被害内容	箇所数	主な河川名・発生場所
河道埋そく	26	所沢川（滑川町地内）、支川所沢川（滑川町地内）
河床洗堀	3	大川（河原子町地内）
河岸崩壊	10	上石川（十王町友部地内）、桜川（大久保町地内）
護岸崩壊	13	平沢川（高鈴町地内）
計	52	

## ※用語の定義

河道埋そく：河川が土砂流入等によって塞がれること

河床洗堀：洪水等によって川底が削られること

河岸崩壊：洪水等によって天然河岸が崩れること

護岸崩壊：洪水等によって護岸が崩れること

天然河岸：人為的な行為・改変がされていない自然河岸

護岸：洪水から河岸を守るために石やブロックを置くこと

## 2 水路等の被害

3 排水路・6 調整池の合計 9 か所

施設種別	被害内容	箇所数	施設名称・発生場所
排水路	函渠の損壊	3	宿並排水路（滑川本町）、和田前排水路（森山町）・石名坂排水路（石名坂町）
調整池	土砂流入堆積による機能低下	5	小木津山調整池（小木津町）、田尻川調整池（田尻町）、滝ノ作調整池（滑川町）、城南町地内調整池（城南町）、菩提調整池（大久保町地内）
	法面崩壊	1	入ノ沢調整池（大みか町地内）
	計	9	



【溢水河川被害状況一覧表】

No.	河川名	場所	管理者	被害河川	被害内訳			
					河道埋そく	河床洗堀	河岸崩壊	護岸崩壊
1	山部川	十王町山部から桜川合流点	市	●	1			1
2	桜川	十王町山部から小石川合流点	市	●	1	1	1	
3	小石川	十王町山部から河口	県	●				●
		十王町山部	市	●	1		3	3
4	藤坂川	十王町高原から十王川合流部	市	●	3		2	
5	奥撫川	十王町高原から十王川合流部	市					
6	沢平川	十王町高原	市	●	1			
7	上石川	十王町友部から十王川合流部	市	●	2	1	1	
8	反田川	川尻町から河口	市					
9	油川	川尻町から河口	市					
10	旧反田川	川尻町から十王川合流点	市					
11	折笠川	砂沢町から河口	市					
12	小舟川	砂沢町から東連津川合流点	市					
13	空久保川	砂沢町から東連津川合流点	市					
14	東連津川	小木津町から河口	県	●				●
		小木津町	市					
15	岩本川	小木津町から東連津川合流点	市					
16	田尻川	田尻町から河口	市	●	3		1	
17	種殿川	田尻町から田尻川合流点	市					
18	太田尻川	田尻町から河口	市					
19	北川	滑川町から河口	市	●	2			
20	所沢川	滑川町から河口	市	●	2			2
21	支川所沢川	滑川町から所沢川合流点	市	●	2			
22	宮田川	宮田町から河口	県	●				●
		宮田町	市					
23	数沢川	助川町から宮田川合流点	市	●	2			
24	平沢川	助川町から数沢川合流点	市	●	2			2
25	銀水沢	助川町から雨降川合流点	市					
26	雨降川	助川町から河口	市					
27	舟入川	助川町から河口	市					
28	池ノ川	中成沢町から河口	市					
29	後沢川	西成沢町から池ノ川合流点	市					
30	北ノ沢川	諏訪町から鮎川合流点	市	●	1			1
31	鮎川	諏訪町から河口	県	●				●
		諏訪町	市	●	1			1
32	桜川	大久保町から河口	県					
		大久保町	市	●			1	1
33	大川	大久保町から河口	市	●	1	1		2
34	塚田川	河原子町から大川合流点	市					
35	金沢川	金沢町から河口	県					
		金沢町	市	●	1		1	
36	第二大沼川	金沢町から河口	市					
37	大沼川	大沼町から河口	県					
38	泉川	水木町から河口	市					
39	南川尻川	大みか町から河口	市					
計				17	26	3	10	13
					52			

※着色部は県管理河川

3 応急復旧工事（令和5年11月末までに全て完了）

【主な応急箇所】

【被災時】



【応急工事後】



【上石川】  
（十王町友部）

【被災時】



【応急工事後】



【平沢川】  
（高鈴町）

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

被災河川の本復旧工事については、特定財源（国庫補助、市債）を最大限活用していく。

2 本復旧工事（工事内容 22～25 ページ参照）

26 河川等（17 河川・3 排水路・6 調整池）

事業区分	河川	排水路	調整池	合計
公共土木施設災害復旧事業	7	—	—	7
市単独復旧事業	10	3	6	19
計	17	3	6	26

(1) 公共土木施設災害復旧事業（補助）（7河川）

※復旧に係る費用に国庫補助を充当できる事業（国の定める採択基準及び限度額以上の被害を受けた公共土木施設が対象）

補助事業は、令和6年5月までの完了を図る。

No.	時 期	内 容
1	令和5年10月4日（水）～10月6日（金）	早期確認型査定 （前査定：災害の確定）
2	令和5年12月6日（水）～12月8日（金）	早期確認型査定 （後査定：復旧費用の確定）
3	令和5年12月11日（月）から随時	発注
4	令和6年5月	完了予定

(2) 市単独復旧事業（10河川・3排水路・6調整池）

※復旧に係る費用が日立市の一般財源のみによる事業

出水期に被害が拡大しない対策を図った上で、渇水期（令和6年11月～令和7年3月）に施工を進め、令和7年3月までの完了を図る。

No.	時 期	内 容
1	令和5年9月～11月	被害調査・応急復旧工事
2	令和5年12月から随時	設計・発注
3	令和7年3月	完了予定

3 排水機能の維持

河川や調整池に堆積した土砂は、排水機能・貯留機能を著しく低下させるため、今後も適時適切な維持管理を行い、排水機能の維持に取り組んでいく。

4 数沢川・平沢川の機能向上

庁舎安全対策と合わせて、機能向上を推進していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

【本復旧工事内容（河川）】

基本方針1

No.	名称	被害状況	整備方針
1	山部川 (十王町山部地内)	河道埋そく1か所 護岸崩壊1か所  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・損壊したコンクリート柵渠を復元する。  【市単】
2	桜川 (十王町山部地内)	河道埋そく1か所 河床洗堀1か所 河岸崩壊1か所  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・洗堀された河岸を盛土により復元し、洗堀された河床の保護を行う。  【市単】
3	小石川 (十王町山部地内)	河道埋そく1か所 河岸崩壊3か所 護岸崩壊3か所  【応急復旧】 土のう ブルーシート養生	 ・洗堀された河岸を盛土により復元する。 ・洗堀により崩壊したコンクリートブロック積護岸を再構築する。 ・河道に堆積した土砂を撤去する。  【市単】
4	藤坂川 (十王町高原地内)	河道埋そく3か所 河岸崩壊2か所  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・洗堀された河岸を盛土により復元し、河道に堆積した土砂を撤去する。  【国補】
5	沢平川 (十王町高原地内)	河道埋そく1か所  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・河道に堆積した土砂を撤去する。  【市単】
6	上石川 (十王町友部地内)	河道埋そく2か所 河床洗堀1か所 河岸崩壊1か所  【応急復旧】 大型土のう	 ・洗堀された河岸にコンクリートブロック積護岸を新たに設置する。 ・河道に堆積した土砂を撤去する。  【国補】
7	田尻川 (田尻町地内)	河道埋そく3か所 河岸崩壊1か所  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・洗堀された河岸を盛土により復元する。  【市単】

【本復旧工事内容（河川）】

No.	名 称	被害状況	整備方針
8	北川 (滑川本町地内)	河道埋そく 2 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・河道に堆積した土砂を撤去する。 【市単】 【復旧完了】
9	所沢川 (滑川町地内)	河道埋そく 2 か所 護岸崩壊 2 か所 【応急復旧】 土砂等撤去 ブルーシート養生	 ・河道に堆積した土砂を撤去し、 損壊したコンクリート柵渠を U型水路に交換する。 【国補】
10	支川所沢川 (滑川町地内)	河道埋そく 2 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・河道に堆積した土砂を撤去する。 【国補】
11	数沢川 (助川町地内)	河道埋そく 2 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・河道に堆積した土砂を撤去する。 【市単】 【復旧完了】
12	平沢川 (高鈴町地内)	河道埋そく 2 か所 護岸崩壊 2 か所 【応急復旧】 土砂等撤去 ブルーシート養生	 ・洗掘により崩壊したコンクリート ブロック積護岸を再構築し、 河道に堆積した土砂を撤去 する。 【国補】
13	北ノ沢川 (諏訪町地内)	河道埋そく 1 か所 護岸崩壊 1 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・洗掘により崩壊したコンクリート ブロック積護岸を再構築し、 河道に堆積した土砂を撤去 する。 【市単】
14	鮎川 (諏訪町地内)	河道埋そく 1 か所 護岸崩壊 1 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・洗掘により崩壊したカゴマット 護岸を再構築し、河道に堆積 した土砂を撤去する。 【市単】

【本復旧工事内容（河川）】

No.	名称	被害状況	整備方針
15	桜川 (大久保町地内)	河岸崩壊1か所 護岸崩壊1か所  【応急復旧】 ブルーシート養生	 <ul style="list-style-type: none"> <li>洗掘により崩壊したコンクリートブロック積護岸を新たに設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【国補】</p>
16	大川 (河原子町地内)	河道埋そく1か所 河床洗掘1か所 護岸崩壊2か所  【応急復旧】 土砂等撤去	 <ul style="list-style-type: none"> <li>洗掘により崩壊したコンクリートブロック積護岸の再構築を行い、洗掘された河床にコンクリートを打設し、保護する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>
17	金沢川 (金沢町地内)	河道埋そく1か所 河岸崩壊1か所  【応急復旧】 土砂等撤去 ブルーシート養生	 <ul style="list-style-type: none"> <li>洗掘された河岸にコンクリートブロック積護岸を新たに設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【国補】</p>

【本復旧工事内容（排水路）】

No.	名称	被害状況	整備方針
1	宿並排水路 (滑川本町地内)	施設損傷1か所  【応急復旧】 仮排水	 <ul style="list-style-type: none"> <li>流木等の流入によりボックスカルバートが閉塞したため、ボックスカルバートを交換する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>
2	和田前排水路 (森山町地内)	施設損傷1か所  【応急復旧】 舗装復旧	 <ul style="list-style-type: none"> <li>増水によりコンクリート函渠が破損したため、ボックスカルバートに交換する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>
3	石名坂排水路 (石名坂町地内)	施設損傷1か所  【応急復旧】 舗装復旧	 <ul style="list-style-type: none"> <li>増水によりコンクリート函渠が破損したため、ボックスカルバートに交換する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>

【本復旧工事内容（調整池）】

No.	名 称	被害状況	整備方針
1	小木津山調整池 (小木津町地内)	土砂等堆積 1 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・土砂や流木が調整池内に流入堆積し、貯留機能が低下しているため、土砂を撤去する。 【市単】
2	田尻川調整池 (田尻町地内)	土砂等堆積 1 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・土砂や流木が調整池内に流入堆積し、貯留機能が低下しているため、土砂を撤去する。 【市単】
3	滝ノ作調整池 (滑川町地内)	土砂等堆積 1 か所 護岸崩壊 1 か所 【応急復旧】 仮排水	 ・土砂や流木が調整池内に流入堆積し、貯留機能が低下しているため、土砂を撤去する。 ・増水により損壊したコンクリートブロック護岸を再構築する。 【市単】
4	城南町地内調整池 (城南町地内)	土砂等堆積 1 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・土砂や流木が調整池内に流入堆積し、貯留機能が低下しているため、土砂を撤去する。 【市単】
5	菩提調整池 (大久保町地内)	土砂等堆積 1 か所 【応急復旧】 土砂等撤去	 ・土砂や流木が調整池内に流入堆積し、貯留機能が低下しているため、土砂を撤去する。 【市単】
6	入ノ沢調整池 (大みか町地内)	法面崩壊 1 か所 【応急復旧】 ブルーシート養生	 ・法面が崩落したため、盛土により復元する。 【市単】

## 【②流域治水計画の策定】

【担当課】都市整備課

## 計画の概要

## 1 計画の目的

今回の豪雨災害において、市内全域で河川溢水による浸水害が著しかったことから、本市のこれからの治水対策の方針を定める「流域治水計画」を策定する。

## 2 計画の考え方

河川管理者・下水道管理者が主体に堤防などの施設で氾濫を防ぐ対策から、流域の関係者全員（市・企業・市民）で協働して総合的かつ多層的に取り組む流域治水対策に転換を図り、水害を軽減させる計画とする。

## 【計画に位置付ける施策の三本柱】

- (1) 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策（河川施設等のハード対策）
- (2) 被害対象を減少させるための対策（土地利用や住まい方等のソフト対策）
- (3) 被害の軽減・早期復旧のための対策（災害リスク公表や避難等のソフト対策）

## 今後の方針

## 1 計画策定及び対策スケジュール

計画は、流域治水の考え方に沿って、対象流域（河川）の地域情勢・地形特性に応じた対策を流域毎に位置付けるものとし、令和6年12月を目途に策定する。

※対象流域（河川）は、流域に市街化区域がある河川を優先していく。

No.	時期	内容
1	令和6年1月～3月	浸水範囲調査 (浸水深・浸水範囲の検証)
2	令和6年4月～5月	浸水で被災された方へのヒアリング (対策に関する意向調査)
3	令和6年4月～12月	河川治水計画専門検討会による検討 (庁内関係課所で構成)
4	令和6年12月	「流域治水計画」の策定 (治水対策の方向性、各施策の位置付け)
5	令和7年1月～	計画に位置付けた施策の推進



2 計画策定の進め方

計画策定に当たっては、浸水で被災された方へのヒアリングを行った上で策定していく。  
策定体制は、施策が市内全体に関連する多分野となるため、関係課所で構成する検討会を設置して進めていく。

なお、本市の地形特性や地域情勢に応じた独自の対策の検証については、必要に応じて、学識者の意見を取り入れるなど、様々な角度から検証していく。

3 浸水被害への迅速な対策

浸水被害が著しかった流域においては、河川施設整備等のハード整備を迅速に推進していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	【治水計画】 洪水範囲調査	流域治水計画策定	対策（優先度で順次実施）	
	【ハード整備】		整備詳細設計	対策工事



## 基本方針 1 社会インフラの復旧

---

### (2) 道路の復旧

台風により陥没や法面崩壊などの被害のあった複数の道路の早期復旧に向けた工事を進めます。

【①道路の被害への対応】

【担当課】 道路管理課、道路建設課

被害状況

1 施設被害があった箇所 227 か所 (200 路線)

被害内容	箇所数	路線数	主な路線
法面崩壊	28	24	市道 10069 号線(十王町高原黒田地区)
舗装崩壊	59	59	市道 5989 号線(東大沼町大沼団地内)
路肩崩壊	44	39	市道 10074 号線(十王町高原沢平地区)
道路付属物損壊	21	15	大甕駅西口エレベーター 小木津駅西口エレベーター
土砂等撤去	75	63	市道 2004 号線(宮田町清掃センター前)
計	227	200	

※市内各所において、冠水や溢水等の事象が生じた。

2 応急復旧工事 (令和 5 年 11 月末までに全て完了)

【主な応急箇所】

【被災時】



【応急工事後】

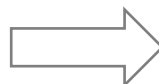


【市道 2004 号線】  
(清掃センター前)

【被災時】



【応急工事後】



【市道 5989 号線】  
(大沼団地内)

【被災時】



【市道 10069 号線】  
(十王地区高原黒田地区)

【応急工事後】



【被災時】



【市道 10074 号線】  
(十王町高原沢平地区)

【応急工事後】



【被災時】



【市道 10127 号線】  
(十王町友部  
十王団地北側)

【応急工事後】



【被災時】

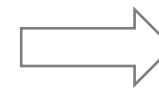


【市道 5223 号線】  
(金沢町)

【応急工事後】



【被災時】



【市道 5355 号線】  
(東金沢町)

【応急工事後】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

大規模被災道路の本復旧工事については、特定財源（国庫補助、市債）を最大限活用し、令和6年度中の完了を図っていく。

2 工事の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業（補助）（19 か所）

※復旧に係る費用に国庫補助を充当できる事業（国の定める限度額以上の被害を受けた公共土木施設が対象）（工事内容 33～35 ページ参照）

No.	時 期	内 容
1	令和5年10月4日（水）～10月6日（金）	早期確認型査定（前査定）
2	令和5年12月6日（水）～12月8日（金）	早期確認型査定（後査定）
3	令和5年12月11日（月）～	発注
4	令和7年3月末	完了予定

(2) 市単独復旧事業（208 か所、うち189 か所は本復旧工事完了（令和6年2月末時点））








※復旧に係る費用が日立市の一般財源のみによる事業（工事内容 36 ページ参照）

No.	時 期	内 容
1	令和5年9月～11月	被害調査・応急復旧工事
2	令和5年9月～令和7年3月	完了予定

(3) 水が集まりやすい道路においては、「冠水」、「溢水」、「蓋上がり」が発生したことから、それぞれの原因に基づいた対策を実施する。

事 象	原 因	対策内容
冠水 溢水	流末排水の詰まり	被害箇所の把握、流水系統の把握を行い、出水期まで（～5月）に、重点的に清掃を行う。
	流末断面不足	小流域における水路断面の許容排出量の考え方について、「流域治水計画」を踏まえ、必要な対策を検討する。
冠水	流入超過	【ハード対策】超過洪水時に湖面状態となる可能性の高い箇所を抽出し、側溝、水路、河川への転落や自動車の水被害を防ぐため、注意看板の設置、側溝の蓋固定、フェンス補強などの対策を行う。 【ソフト対策】主要道路等において、道路の通行に支障となる冠水の早期把握のため、スマート浸水標尺（浸水センサー）等の設置について検討する。
蓋上がり	側溝満水時の圧力	被害箇所の把握、流水系統の把握を行い、グレーチングの追加による圧力解放、蓋の固定を行う。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

No.	路線名	被害状況	整備方針
1	市道 23 号線 (本宮町：けやき通り)	法面崩壊 【応急復旧】 ブルーシート養生	 ・流れ込んだ雨水により法面が崩壊したため、ブロック積及び盛土を実施する。 ・盛土法面部の保護のため、植生を実施する。 【国補】
2	市道 39 号線 (諏訪町：かみすわ山荘付近)	法面崩壊 路肩崩壊 【応急対応】 通行止め	 ・流れ込んだ雨水により法面及び路肩が崩壊したため、ブロック積及び盛土、アスファルト舗装を実施する。 【国補】
3	市道 2004 号線 (その 1) (宮田町：清掃センター前)	法面崩壊 【応急復旧】 土砂等撤去 大型土のう	 ・豪雨等により法面の土砂が道路に流出しないよう、待ち受けのための重力式擁壁を設置する。 【国補】
4	市道 2004 号線 (その 2) (宮田町：清掃センター前)	法面崩壊 【応急復旧】 土砂等撤去 大型土のう	 ・豪雨等により法面の土砂が道路に流出しないよう、待ち受けのための重力式擁壁を設置する。 【国補】
5	市道 2151 号線 (滑川本町：市営田中団地南側)	舗装崩壊 【応急復旧】 碎石舗装	 ・冠水の影響による陥没等のため凸凹になった既設舗装を復旧する。 【国補】
6	市道 4537 号線 (諏訪町：平和台団地南側)	法面崩壊 【応急復旧】 ブルーシート養生 歩道通行止め	 ・流れ込んだ雨水により法面が崩壊したため、コンクリートの吹付や植生を実施する。 【国補】
7	市道 5953 号線 外 1 (東大沼町：大沼団地内)	舗装崩壊 【応急復旧】 碎石舗装 歩道通行止め	 ・冠水の影響による陥没等のため凸凹になった既設舗装を復旧する。 【国補】

No.	路線名	被害状況	整備方針
8	市道 5989 号線 外 2 (東大沼町：大沼 団地内)	舗装崩壊  【応急復旧】 砕石舗装	 ・冠水の影響による陥没等のため 凸凹になった既設舗装を復旧 する。  【国補】 【復旧完了】
9	市道 6723 号線 (大久保町：旧県道 日立笠間線)	法面崩壊 路肩崩壊  【応急対応】 通行止め	 ・流れ込んだ雨水により法面が 崩壊したため、盛土を実施し、 盛土法面部においては、植生 を実施する。 ・また、被災した既設舗装及び ガードレールを復旧する。  【国補】
10	市道 7488 号線 (石名坂町：山側 道路)	法面崩壊  【応急復旧】 ブルーシート養生	 ・流れ込んだ雨水により法面が 崩壊したため、コンクリートの 吹付や植生の吹付を実施する。  【国補】
11	市道 10058 号線 (十王町山部： 小石川)	舗装崩壊  【応急復旧】 砕石舗装	 ・冠水の影響による陥没等のため 凸凹になった既設舗装を復旧 する。  【国補】
12	市道 10069 号線 (その 1) (十王町高原： 黒田地区)	路肩崩壊  【応急復旧】 土砂等撤去 砕石舗装	 ・流れ込んだ雨水により路肩が 崩れたため、被災した既設 舗装とガードレールを復旧する。  【国補】
13	市道 10069 号線 (その 2) (十王町高原： 黒田地区)	法面崩壊  【応急復旧】 土砂等撤去 大型土のう	 ・流れ込んだ雨水により法面が 崩壊したため、コンクリートの 吹付や植生の吹付を実施する。 ・また、被災した既設舗装及び ガードレールを復旧する。  【国補】
14	市道 10074 号線 (その 1) (十王町高原： 沢平地区)	法面崩壊 路肩崩壊  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・流れ込んだ雨水により法面が 崩壊したため、モルタルの 吹付及びブロック積を実施する。 ・また、崩れた路肩と被災した ガードレールを復旧する。  【国補】



No.	路線名	被害状況	整備方針
15	市道 10074 号線 (その 2) (十王町高原： 沢平地区)	法面崩壊 路肩崩壊  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・流れ込んだ雨水により法面が崩壊したため、ブロック積を実施する。 ・また、被災した既設舗装、ガードレール及び水路を復旧する。  【国補】
16	市道 10074 号線 (その 3) (十王町高原： 藤坂地区)	法面崩壊 路肩崩壊  【応急復旧】 土砂等撤去	 ・流れ込んだ雨水により法面が崩壊したため、ブロック積を実施する。 ・また、被災した既設舗装、ガードレール及び水路を復旧する。  【国補】
17	市道 10074 号線 (その 4) (十王町高原： 藤坂地区)	法面崩壊 路肩崩壊  【応急復旧】 土砂等撤去 大型土のう	 ・流れ込んだ雨水により法面が崩壊したため、ブロック積を実施する。 ・また、被災した既設舗装、ガードレール及び水路を復旧する。  【国補】
18	市道 10077 号線 (十王町山部： 山部小学校東側)	法面崩壊 路肩崩壊  【応急復旧】 ブルーシート養生	 ・流れ込んだ雨水により法面が崩壊したため、かごマットの設置及び盛土を実施する。 ・また、被災した既設舗装を復旧する。  【国補】
19	市道 10127 号線 (十王町友部： 十王団地北側)	法面崩壊  【応急復旧】 土砂等撤去 ブルーシート養生	 ・豪雨により法面内部の地下水位が上昇し不安定になった法面が崩壊したため、地滑り防止に有効なアンカーを用いた斜面安定工法を実施する。 ・また、被災した既設舗装及びガードレールを復旧する。  【国補】

【本復旧工事内容（道路）】 市単独復旧事業（主な路線）

No.	路線名	被害状況		整備方針
1	市道 1353 号線 (かみあい町： かみあい団地 北側)	法面崩壊		<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧内容の詳細設計が確定した後に、復旧工事を実施する。</li> </ul> <p>【市単】</p>
2	市道 1339 号線 (かみあい町： かみあい団地 東側)	法面崩壊		<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧内容の詳細設計が確定した後に、復旧工事を実施する。</li> </ul> <p>【市単】</p>
3	市道 2072 号線 (白銀町：日立 武道館北側)	路肩崩壊		<ul style="list-style-type: none"> <li>流れ込んだ雨水により路肩が崩壊したため、被災した既設舗装とガードレールを復旧する。</li> </ul> <p>【市単】</p>
4	法定外道路 (西成沢町： 山の神団地北側)	法面崩壊		<ul style="list-style-type: none"> <li>流れ込んだ雨水により法面が崩壊したため、被災した法面を復旧する。</li> </ul> <p>【市単】</p>
5	小木津駅 エレベーター	施設内浸水		<ul style="list-style-type: none"> <li>流れ込んだ雨水により、エレベーター施設が浸水したため、水に浸かった各部品を交換する。</li> </ul> <p>【市単】</p>
6	市内各路線	側溝土砂等堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路冠水の影響等により側溝内に堆積した土砂等を撤去し、これまでの道路排水機能を確保する。</li> </ul> <p>【市単】</p>

## 基本方針 1 社会インフラの復旧

---

### (3) 水道・下水道施設の復旧

台風により浸水被害のあった池の川処理場及び中継ポンプ場などの早期復旧に向けた工事を進めます。

【①池の川処理場の復旧】

【担当課】 浄化センター

被害状況

- 1 大雨に伴う地下水位の上昇などにより、処理場への汚水流入量が急激に増加した。
- 2 処理場南側に隣接する河川の水位が上昇して溢水し、処理場の地上階に流れ込み、更に地下階の水処理施設に流入した。
- 3 処理場が地形的に低い位置にあるため、処理場周辺からの雨水も処理場の地下階に流入した。
- 4 これらの要因が重なり、処理場の地下階が水没、地上階では水処理施設の約 1.5mまで浸水し、ポンプモーター、操作盤、計器類が被災した。

被害の状況と応急復旧の状況については、下表のとおり。

施設	被害の状況	応急復旧の状況
水処理施設	機械・電気設備（ポンプモーター、電動弁、操作盤、計器類）が水没（汚泥流入）、水処理機能が停止	流入した雨水・汚泥を排出。ポンプモーター、電動弁等の搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧し、水処理機能（活性汚泥）も応急復旧した。
管理棟	機械・電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）が水没（汚泥流入）	流入した雨水・汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。
重力濃縮棟	機械・電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）が水没（汚泥流入）	流入した雨水・汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。
消化槽	機械・電気設備（ポンプモーター、電源盤）が水没（汚泥流入）	流入した雨水・汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。
消毒棟	機械・電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）が水没（汚泥流入）	流入した雨水・汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。



【処理場(地上階)の浸水】



【処理場(地下階)の浸水】



【隣接する河川の増水】



【西側車路への雨水流入】



【東側車路への雨水流入】

## 復旧に向けた方針及び工事の概要

### 1 復旧に向けた方針

特定財源（国庫補助、市債）を活用し、令和5年度から本復旧工事を進めていく。

#### (1) 処理場設備の本復旧

応急復旧した機械・電気・建築附帯設備について、原形復旧（設備更新）を進めていく。

#### (2) 汚水流入量の増加・溢水対策

汚水の溢水による浸水を防止する対策として、地下排水ポンプの能力アップを図るなどの改良復旧を行う。

#### (3) 隣接する河川からの溢水防止対策

大型土のうによる嵩上げ工事（応急復旧）を実施した後、都市整備課で策定予定の「流域治水計画」に基づき、溢水防止対策を検討していく。

#### (4) 処理場の浸水防止対策

令和6年度に「耐水化計画」を策定し、処理場浸水の原因となる対象外力（内水、外水等）の分析を行い、効率的・効果的な対策手法などを検討していく。

※「耐水化計画」とは、災害時においても、下水道施設の被害による影響を最小限とし、一定の下水道機能を確保するため、下水道施設の対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにし、施設の耐水化を短期・中期的に実施する計画を定めるものをいう。

2 復旧スケジュール

(1) 被害調査 令和5年9月8日(金)～9日(土)

(2) 応急復旧

日付	内容
令和5年9月11日(月)	施設の地下階に流入した雨水の排水完了
令和5年9月15日(金)	施設内(地下階及び地上階)に流入した汚泥の排出完了
令和5年9月20日(水)	水処理を再開するために必要なポンプモーター、電動弁等の搬出、洗浄、乾燥(オーバーホール)、搬入完了
令和5年9月30日(土)	水処理機能(活性汚泥)の応急復旧

(3) 災害査定

日付	内容
令和5年9月27日(水)	第1回査定前事前打合せ
令和5年10月17日(火)	第2回査定前事前打合せ
令和5年11月7日(火)	査定(概要説明、現場確認)
令和5年11月10日(金)	机上査定

(4) 災害復旧

ア 応急復旧工事(実施年度:令和5年度)

- (ア) 機械・電気・建築附帯設備の応急復旧(最低限の水処理・汚泥処理機能を確保)
- (イ) 隣接する河川からの溢水防止対策(大型土のうによる嵩上げ工事)
- (ウ) 吸水土のうの配備(処理場内)

イ 本復旧工事(実施年度:令和5年度～6年度)(工事内容41ページ参照)

- (ア) 機械・電気・建築附帯設備の本復旧(設備更新による原形復旧)
- (イ) 地下階の浸水防止対策(改良復旧)
  - a 地下排水ポンプを能力アップ
  - b 地下排水ポンプ操作盤を地上階へ移設
  - c 地下の据置型ポンプを水中型ポンプに変更

ウ その他(実施年度:令和7年度以降)

令和6年度に策定予定の「耐水化計画」に基づき、処理場の浸水防止対策を検討

期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	本復旧工事 (機械・電気設備、浸水防止対策)	耐水化計画策定	雨水流入防止対策	

【本復旧工事内容（池の川処理場）】

No.	施設	被害状況	整備方針
1	水処理施設	<p>機械及び電気設備（ポンプモーター、電動弁、操作盤、計器類）が水没（汚泥流入）、水処理機能が停止</p> <p>【応急復旧】 流入した雨水及び汚泥を排出。ポンプモーター、電動弁等の搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧し、水処理機能（活性汚泥）も応急復旧した。</p>	<p>・機械及び電気設備（ポンプモーター、電動弁、操作盤、計器類）を更新する。 【国補】</p>
2	管理棟	<p>機械及び電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）が水没（汚泥流入）</p> <p>【応急復旧】 流入した雨水及び汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。</p>	<p>・機械及び電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）を更新する。 【国補】</p>
3	重力濃縮棟	<p>機械及び電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）が水没（汚泥流入）</p> <p>【応急復旧】 流入した雨水及び汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。</p>	<p>・機械及び電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）を更新する。 【国補】</p>
4	消化槽	<p>機械及び電気設備（ポンプモーター、電源盤）が水没（汚泥流入）</p> <p>【応急復旧】 流入した雨水及び汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。</p>	<p>・機械及び電気設備（ポンプモーター、電源盤）を更新する。 【国補】</p>
5	消毒棟	<p>機械及び電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）が水没（汚泥流入）</p> <p>【応急復旧】 流入した雨水及び汚泥を排出。ポンプモーターの搬出、洗浄、乾燥（オーバーホール）、搬入により応急復旧した。</p>	<p>・機械及び電気設備（ポンプモーター、現場操作盤）を更新する。 【国補】</p>

基本方針 1



【②中継ポンプ場の復旧】

【担当課】 浄化センター

被害状況

各中継ポンプ場において、汚水流入量の増加により地下階が水没、ポンプ機能等が被災した。被害の状況と応急復旧の状況については、下表のとおり。

施設	被害の状況	応急復旧の状況
滑川中継ポンプ場	地下階水没、ポンプ、破砕機、電動ゲート、攪拌機起動不可、附帯設備（照明、コンセント）等使用不可	運転制御の変更により応急復旧。その後、自動運転を継続
河原子中継ポンプ場	地下階水没、臭気ファン、電動ゲート、水密扉、附帯設備（照明、コンセント）等使用不可	自動運転を継続。臭気ファン、電動ゲート、水密扉等は今後修繕
会瀬中継ポンプ場	地下階、地上階 0.8m水没、電動弁、附帯設備（照明、コンセント）等使用不可	運転制御の変更により応急復旧。その後、自動運転を継続
東町中継ポンプ場	地下階、地上階 0.1m水没、水位計、附帯設備（照明）使用不可	運転制御の変更、水位用電極の交換により応急復旧。その後、自動運転を継続
田沢中継ポンプ場	地下階水没、ポンプ3台のうち1台起動不可	運転制御の変更により応急復旧。その後、自動運転を継続
桐木田中継ポンプ場	地下階、地上階 0.4m水没、附帯設備（コンセント）使用不可	水位計の調整により応急復旧。自動運転を継続
茂宮ミニポンプ場	地下階水没、附帯設備（照明、コンセント）使用不可	ポンプ施設内の洗浄、自動運転を継続



【滑川中継ポンプ場】



【河原子中継ポンプ場】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

- (1) 特定財源（国庫補助、市債）を活用し、令和5年度から、各中継ポンプ場で被災した機械・電気・建築附帯設備の本復旧工事を進めているところであり、令和6年度中に完了予定

※国庫補助対象：5つの中継ポンプ場（滑川中継ポンプ場、河原子中継ポンプ場、会瀬中継ポンプ場、東町中継ポンプ場、田沢中継ポンプ場）

- (2) なお、附帯設備（照明、コンセント）のみの修繕は、市単独で実施

※市単独：2つのポンプ場（桐木田中継ポンプ場・茂宮ミニポンプ場）

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査 令和5年9月8日（金）～9日（土）

- (2) 応急復旧 令和5年9月8日（金）～9日（土）

- (3) 災害査定

日付	内容
令和5年9月27日(水)	第1回査定前事前打合せ
令和5年10月17日(火)	第2回査定前事前打合せ
令和5年11月8日(水)	査定（概要説明、現場確認、机上査定）

- (4) 災害復旧（本復旧工事）（実施年度：令和5年度～6年度）（工事内容44ページ参照）  
機械・電気・建築附帯設備の復旧（原形復旧）

期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">                     本復旧工事                      （機械・電気・建築附帯設備）                 </div>			

【本復旧工事内容（各中継ポンプ場）】

基本方針  
1

No.	施設	被害状況	整備方針
1	滑川中継ポンプ場	<p>地下階水没、ポンプ、破砕機、電動ゲート、攪拌機起動不可、附帯設備（照明、コンセント）等使用不可</p> <p>【応急復旧】 運転制御変更</p> 	<p>・ポンプ、破砕機、電動ゲート、攪拌機、附帯設備（照明、コンセント）等を更新する。 【国補】</p>
2	河原子中継ポンプ場	<p>地下階水没、臭気ファン、電動ゲート、水密扉、附帯設備（照明、コンセント）等使用不可</p> <p>【応急復旧】 —</p> 	<p>・臭気ファン、電動ゲート、水密扉、附帯設備（照明、コンセント）等を更新する。 【国補】</p>
3	会瀬中継ポンプ場	<p>地下階、地上階0.8m水没、電動弁、附帯設備（照明、コンセント）等使用不可</p> <p>【応急復旧】 運転制御変更</p> 	<p>・電動弁、附帯設備（照明、コンセント）等を更新する。 【国補】</p>
4	東町中継ポンプ場	<p>地下階、地上階0.1m水没、水位計、附帯設備（照明）使用不可</p> <p>【応急復旧】 運転制御変更 水位用電極交換</p> 	<p>・水位計、附帯設備（照明）を更新する。 【国補】</p>
5	田沢中継ポンプ場	<p>地下階水没、ポンプ3台のうち1台起動不可</p> <p>【応急復旧】 運転制御変更</p> 	<p>・汚水ポンプ1台を更新する。 【国補】</p>
6	桐木田中継ポンプ場	<p>地下階、地上階0.4m水没、附帯設備（コンセント）使用不可</p> <p>【応急復旧】 水位計の調整</p>	<p>・附帯設備（コンセント）を修繕する。 【市単】</p>
7	茂宮ミニポンプ場	<p>地下階水没、附帯設備（照明、コンセント）使用不可</p> <p>【応急復旧】 ポンプ施設内の洗浄</p>	<p>・附帯設備（照明、コンセント）を修繕する。 【市単】</p>

## 【③上下水道施設（管路等）の復旧】

【担当課】水道課、下水道課

## 被害状況

## 1 被害状況及び応急復旧状況

## (1) 水道施設

ア 日立市諏訪町 1125（大平田地区）市道 39 号線 諏訪橋下流

普通河川北ノ沢川を横断していた配水管（鋼管：口径 100 mm）が河川の増水により流失したため、断水が発生し、令和 5 年 9 月 9 日（土）に給水車による応急給水活動を実施した。同日、仮管（口径 50 mm）を設置する応急復旧工事を実施し、断水は解消した。

【被災前】

【被災時】

【応急復旧工事後】



イ 日立市小木津町 693-4 市道 996 号線 無名橋上流

二級河川東連津川に架かる橋に添架している配水管（鋼管：口径 100 mm）が河川の増水により折損したため、令和 5 年 9 月 14 日（木）に仕切弁を新設し、別ルートへの配水により応急復旧している。

【被災前】

【被災時】



## (2) 下水道施設

ア 日立市滑川本町 2 丁目地内

準用河川北川支流の宿並排水路の暗渠が流木や土砂等により閉塞し、道路上に溢水した。溢水により、舗装面の亀裂等から路盤に水が浸入して舗装を破損するとともに、マンホール蓋をずらし、土砂がマンホール内に堆積した。

【被災時】



イ 日立市神峰町3丁目地内（2か所）

二級河川宮田川の護岸決壊により、下水道管（ヒューム管：口径 250 mm）が破断し、流出した。汚水については、当初は、バキューム車により近接するマンホールに運搬していたが、現在は仮設配管（78.5m）を布設し、ポンプアップによる応急復旧が完了している。

【被災時】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

- (1) 水道施設は、市が実施する護岸復旧工事又は県が実施する橋梁修繕工事に合わせて、令和6年度からそれぞれ本復旧工事を実施し、令和6年度中に完了を予定している。
- (2) 下水道施設は、特定財源（国庫補助、市債）を活用し、市が実施する道路工事又は県が実施する護岸復旧工事に合わせて、令和5年度からそれぞれ本復旧工事を実施し、令和6年度中に完了を予定している。

2 復旧スケジュール

(1) 水道施設

- ア 被害調査 令和5年9月8日（金）～9日（土）
- イ 応急復旧 令和5年9月9日（土）～14日（木）
- ウ 災害復旧（本復旧工事）（実施年度：令和6年度）
  - (ア) 日立市諏訪町1125（大平田地区）市道39号線 諏訪橋下流  
北ノ沢川の配水管については、市が実施する護岸復旧工事に合わせて設置する。
  - (イ) 日立市小木津町693-4 市道996号線 無名橋上流  
東連津川の配水管については、県が実施する橋梁修繕工事に合わせて設置する。

(2) 下水道施設

- ア 被害調査 令和5年9月9日（土）～10日（日）
- イ 応急復旧 令和5年9月9日（土）～17日（日）
- ウ 災害査定 令和5年11月8日（水）
- エ 災害復旧（本復旧工事）（実施年度：令和5年度～6年度）
  - (ア) 日立市滑川本町2丁目地内  
市が実施する道路工事に合わせ、管内の土砂を取り除きマンホール蓋を設置する。
  - (イ) 日立市神峰町3丁目地内（2か所）  
県が実施する護岸復旧工事に合わせ、破損箇所の修理等を実施する。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容		 		

## 基本方針 2 公共施設の復旧

---

### (1) 本庁舎の復旧

地下階への浸水により被害のあった非常用発電設備及びガス発電設備の復旧工事を進めます。

また、本庁舎への浸水の原因分析や浸水対策を検討するため、「庁舎安全対策計画」を策定します。

【①本庁舎の復旧及び浸水対策】

【担当課】総務課

基本方針 2

被害状況

- 1 本庁舎西側を流れる数沢川と平沢川の合流部からの溢水により、泥土が庁舎敷地全体に堆積した。
- 2 庁舎西側外壁付近では、最大 80cm の浸水跡が確認された。また、庁舎の地下が浸水し、電源設備が水に浸かったことで停電した。
- 3 出入口風除室自動ドア（3か所）からの浸水について、職員を動員し、風除室内で食い止めた。
- 4 地下1階では床上3cmから133cmの浸水が生じ、受変電設備、非常用発電設備、ガス発電設備が浸水により停止し、本庁舎が停電した。給水ポンプ等も浸水により停止した。
- 5 免震層では約226cmの浸水が生じ、雨水排水ポンプなどが停止し、免震装置のオイルダンパーの内部に浸水した。
- 6 被害及び復旧状況

被害箇所	被害設備等	被害の状況	復旧の状況
庁舎敷	庁舎周囲、駐車場	泥土の堆積	・重機による泥土除去した後、 高圧洗浄
	数沢川のフェンス	溢水によりフェンスが破損	・仮設フェンス、大型土のうを設置
1階	免震グレーチング	泥水の流入	・ゴムマットを設置し、流入雨量の減少を図った。
地下1階	受変電設備	浸水により稼働停止	・泥の除去作業を行い、被災翌日の9月9日に復旧した。
	非常用発電設備	浸水により稼働停止	・復旧方法を検討中 ・代替措置として、外部に仮設非常用発電機を設置した。
	給水設備	浸水により稼働停止	・仮設ポンプを設置し、9月11日に仮復旧 ・交換工事完了
	ガス発電設備	浸水により稼働停止	・復旧方法を検討中
	動力盤	基盤に泥水が流入	・交換工事を発注し、令和6年度内に完了予定
	急速充電器(エレベーター充電機)	浸水により稼働停止	・交換工事を発注し、令和6年度内に完了予定
	コンセント類	浸水により稼働停止	・交換工事完了
	駐車場送排風機	浸水により稼働停止	・交換工事完了
	ごみ集積所扉	浸水により破損	・交換工事完了

被害箇所	被害設備等	被害の状況	復旧の状況
免震層	全体	泥土の堆積	・泥土除去、高圧洗浄、清掃後点検完了
	各種排水ポンプ・制御盤	浸水により稼働停止	・交換工事完了
	免震装置	泥土の混入	・清掃及び詳細点検を完了 ・免震装置（オイルダンパー）の交換工事設計中
	コンセント、照明等	浸水により稼働停止	・交換工事完了
その他	エレベーター	浸水により稼働停止	・泥の除去作業を行い、9月10日から12日に順次仮復旧 ・ワイヤー等交換業務を発注し、令和6年度内に完了予定

7 被災状況

(1) 庁舎敷

【被災時】



【応急工事後】



【数沢川沿い】

【被災時】



【応急工事後】



【南西側ひさし下】

【被災時】



【応急工事後】



【大屋根広場】

【職員による浸水防止作業】



(2) 地下1階

【被災時】

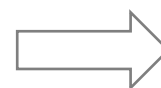


【地下駐車場】

【応急工事後】



【被災時】



【非常用発電設備】

【応急工事後】



【被災時】



【給水設備(ポンプ)】

【応急工事後】





(3) 免震層

【被災時】



【応急工事後】



【免震装置】

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

- (1) 本庁舎の復旧及び安全対策業務については、免震構造等の特殊性から、建設時の設計・施工者に委託する。
- (2) 工事の検討に当たっては、浸水状況・原因の分析を行った上で効果的な対策を講じる必要があり、また、浸水状況・原因の分析及び対策工事の妥当性については、設計・施工者でない第三者の客観的な評価が不可欠である。

客観性を確保した効果的・効率的な検討を進めるため、「本庁舎浸水対策に関する在り方検討ワーキング」において、設計・施工者の提案について、各技術分野（河川・建築・建築設備・災害対策）の有識者に検討いただき、その結果を踏まえて「庁舎安全対策計画」を策定する。

- (3) 併せて、激甚化する自然災害に対応するため、「本庁舎BCP（事業継続計画）」（一例：災害発生時の職員の行動に関する事項、優先業務の整理に関する事項など）の策定を進めていく。

2 「庁舎安全対策計画」策定等のスケジュール

時 期	内 容
令和5年10月～令和6年1月	ワーキングチーム準備
令和6年2月～6月	ワーキングチームによる検討
令和6年9月	「庁舎安全対策計画」策定
令和6年10月～	「本庁舎BCP（事業継続計画）」の策定

3 安全対策工事について

- (1) 「庁舎安全対策計画」に基づき、3か年計画で安全対策工事を行う。
- (2) 工事に当たっては、一般単独災害復旧事業債や緊急防災減災事業債などの交付税措置のある有利な財源の活用を検討する。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	応急復旧・本復旧工事			
	検討ワーキング業務 庁舎安全対策計画策定	安全対策工事 本庁舎BCP（事業継続計画）の策定		



## 基本方針 2 公共施設の復旧

---

### (2) その他の公共施設の復旧

台風により浸水被害のあった学校施設やスポーツ施設などの公共施設の早期復旧に向けた工事を進めます。

被害状況

1 被災学校施設（4校）

No.	学校名	被害状況
1	河原子小学校	学校南側の進入路の擁壁が崩壊
2	水木小学校	学校南側の法面が崩壊し、市道に土砂が流出
3	山部小学校	学校東側（県道側）の法面が崩壊し、県道に土砂が流出
4	平沢中学校	学校敷地内テニスコートの南側法面が崩壊し、土砂が流出

2 災害査定箇所 4か所（全て応急復旧完了）

【被災時】



【応急工事後】



【水木小学校】

【被災時】



【応急工事後】



【平沢中学校】

復旧に向けた方針及び工事の概要

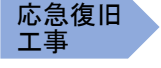

1 復旧に向けた方針

特定財源（国庫補助、市債）などを活用しながら、令和6年度中に、被害を受けた各学校の本復旧工事を進め、安全・安心な学校教育環境の確保を図る。

- (1) 河原子小学校においては、南側進入路について、L型擁壁設置工事等を実施する。
- (2) 水木小学校においては、法面形成及び法枠設置工事等を実施する。
- (3) 山部小学校においては、法面形成及びブロック積擁壁設置工事等を実施する。
- (4) 平沢中学校においては、法面形成及び植生シート設置工事等を実施する。

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査、応急復旧工事 令和5年9月
- (2) 測量・設計等 令和5年12月～令和6年3月
- (3) 災害査定 令和6年1月22日（月）～1月24日（水）
- (4) 本復旧工事 令和6年4月～令和7年3月（工事内容 56 ページ参照）

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

【本復旧工事内容（学校施設）】

No.	学校名	被害状況		整備方針
1	河原子小学校	擁壁崩壊 1 か所 【応急復旧】 ブルーシート養生		<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊した学校南側進入路の擁壁について、L型擁壁及び転落防止柵の設置工事を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【国補】</p>
2	水木小学校	法面崩壊 1 か所 【応急復旧】 ブルーシート養生 土のう設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊した学校南側の法面について、法面形成を行い、植生シート及び法枠設置工事を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【国補】</p>
3	山部小学校	法面崩壊 1 か所 【応急復旧】 ブルーシート養生		<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊した学校東側の法面について、法面形成を行い、ブロック積擁壁の設置及びネットフェンスの復旧工事等を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【国補】</p>
4	平沢中学校	法面崩壊 1 か所 【応急復旧】 ブルーシート養生		<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊した学校敷地内の法面について、法面形成を行い、植生シートの設置及びネットフェンスの復旧工事等を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【国補】</p>

被害状況

1 被災スポーツ施設（3施設）

No.	広場名	被害状況
1	河原子北浜スポーツ広場	がけ崩れ（5か所）が発生 ※応急復旧完了
2	滑川市民広場	隣接する河川が氾濫したことで、広場に土砂が流入、フェンス崩壊
3	高鈴少年広場	隣接する河川が氾濫したことで、広場に土砂が流入、フェンス崩壊

【被災時】



【応急工事後】



【河原子北浜スポーツ広場】

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

設計内容に基づき、計画的に本復旧工事を進めていく。

- (1) 河原子北浜スポーツ広場においては、隣接地権者と協議しながら、がけ崩れ箇所の安定勾配の確保を図り、植生シート設置による安全対策工事を実施する。
- (2) 滑川市民広場においては、広場全体に流入した土砂を撤去し、グラウンドの不陸整正工事（凹凸解消）等を実施する。
- (3) 高鈴少年広場においては、広場内道路の舗装工事を実施する。

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査 令和5年9月
- (2) 応急復旧工事 令和5年9月～10月（河原子北浜スポーツ広場）
- (3) 設計等 令和5年10月～令和6年1月
- (4) 本復旧工事（工事内容58ページ参照）
  - ア 河原子北浜スポーツ広場 令和6年3月～令和6年10月
  - イ 滑川市民広場、高鈴少年広場 令和6年1月～令和6年3月

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

【本復旧工事内容（スポーツ施設）】

No.	施設名	被害状況		整備方針
1	河原子北浜 スポーツ広場	がけ崩れ5か所  【応急復旧】 土砂撤去 土のう設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接地権者と協議しながら、がけ崩れ箇所の安定勾配を確保するための土砂掘削工事を行った上で、植生シート設置による安全対策工事を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>
2	滑川市民広場	土砂流入1か所 フェンス崩壊  【応急復旧】 がれきの撤去		<ul style="list-style-type: none"> <li>広場全体に流入した土砂を撤去する。</li> <li>グラウンドについては不陸整正工事（凹凸解消）を実施する。</li> <li>駐車場については舗装工事を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>
3	高鈴少年広場	土砂流入1か所 フェンス崩壊  【応急復旧】 土砂撤去 フェンス仮復旧		<ul style="list-style-type: none"> <li>広場内道路の舗装工事を実施する。なお、崩壊したフェンス等については、河川事業により復旧済み。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>



被害状況

- 1 被災した公園 15 公園（うち一部閉鎖中 3 公園（小木津山自然公園、助川山市民の森、城の丘公園））（令和 6 年 2 月末日現在）
- 2 応急復旧工事 2 公園（小木津山自然公園、城の丘公園。いずれも令和 5 年 9 月末に完了）

【被災時】



【応急工事後】



【小木津山自然公園】  
（小木津町）

【被災時】



【応急工事後】



【城の丘公園】  
（十王町城の丘）

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

- (1) 本復旧工事について（工事内容 61～63 ページ参照）

順次工事に取り組み、令和 6 年 9 月末までに全ての工事完了を図っていく。

なお、被災した 15 公園のうち、6 公園は、令和 6 年 1 月末時点で、本復旧工事が完了している。（おやま児童公園、かみあい運動広場、てんじんまえみなみ幼児公園、鮎川河口敷、ライフタウン東金沢第 3 公園、古房地公園）

残りの 9 公園については順次実施。（うち災害復旧事業査定箇所 1 か所（城の丘公園））



【被災時】



【本復旧工事後】

【ライフタウン東金沢  
第3公園】（東金沢町）

(2) 甚大な被害のあった公園の復旧対応について

No.	公園名	被害状況	復旧方針
1	助川山市民の森 (成沢町)		「ひねり沢トレール」の被害が甚大であるため、復旧の要否について今後検討していく。
2	川向団地公園 (十王町伊師本郷)		敷地の一部を県河川災害復旧工事の工事用道路に使用するため、県工事の完了後に本復旧を図っていく。

2 復旧スケジュール

(1) 災害復旧事業（補助）

※復旧に係る費用に国庫補助を充当できる事業（国の定める採択基準及び限度額以上の被害を受けた公園施設が対象）

該当公園：城の丘公園

No.	時 期	内 容
1	令和6年1月	災害査定
2	令和6年6月	完了予定



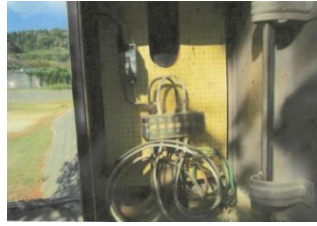
(2) 市単独復旧事業

※復旧に係る費用が日立市の一般財源のみによる事業

No.	時 期	内 容
1	令和5年9月～11月	被害調査
2	令和5年9月～令和6年9月	応急復旧工事・本復旧工事

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	 			

【本復旧工事内容（公園）】

No.	公園名	被害状況	整備方針
1	川向団地公園 (十王町伊師本郷地内)	フェンス倒壊1か所  【応急対応】 一部閉鎖	  ・河川の溢水により倒壊した箇所にフェンスを再設置する。 ・なお、敷地の一部を県河川災害復旧工事の工事用道路に使用するため、県工事の完了後に本復旧を実施する。  【市単】
2	城の丘公園 (十王町城の丘地内)	土砂崩れ3か所  【応急復旧】 土砂等撤去 ブルーシート養生	  ・土砂崩れを起こした法面を復旧し、表面が安定するよう植生を実施する。  【国補】
3	城の丘西公園 (十王町城の丘地内)	バスケットボールコート 損壊1か所  【応急対応】 一部閉鎖	  ・大雨と風により破損した箇所の人工芝を張替える。  【市単】
4	小木津山自然公園 (小木津町地内)	土砂崩れ 4か所 駐車場崩壊3か所 池土砂堆積1か所 園路崩壊 1か所  【応急復旧】 土砂等撤去	  ・土砂崩れを起こした法面を復旧し、表面が安定するよう植生を実施する。 ・駐車場を砕石敷均し、側溝整備及びフェンス設置を実施する。 ・池の土砂を撤去する。  【市単】
5	おやま児童公園 (相田町地内)	ブロック土留崩壊 1か所	  ・崩壊したブロックを撤去し、法面を補修する。  【市単】 【復旧完了】
6	かみあい運動広場 (かみあい町地内)	公園灯不点灯1か所	  ・大雨が照明灯の基盤内に入り込み損傷したため、基盤を交換する。  【市単】 【復旧完了】

【本復旧工事内容（公園）】

No.	公園名	被害状況	整備方針
7	おぼうち児童遊園 (滑川町地内)	土砂崩れ1か所 側溝損壊1か所 【応急対応】 一部閉鎖	 ・土砂崩れにより損傷した法面と側溝の再整備を行い、今後の土砂崩れ防止のため大型土のうを設置する。 【市単】
8	てんじんまえ みなみ幼児公園 (田尻町地内)	フェンス倒壊1か所	 ・河川の溢水により倒壊した箇所にフェンスを再設置する。 【市単】 【復旧完了】
9	助川山市民の森 (成沢町地内)	トレール10か所中 崩壊2か所 【応急対応】 トレール閉鎖	 ・土砂崩れによるトレールの損壊が甚大であるため、復旧の可否を検討する。 【市単】
10	鮎川河口敷 (国分町地内)	転落防止柵1か所	 ・河川の溢水により損壊した転落防止柵を再設置する。 【市単】 【復旧完了】
11	桜川緑地 (桜川町地内)	フェンス倒壊1か所 【応急対応】 倒壊箇所閉鎖	 ・河川の溢水により倒壊した箇所にフェンスを再設置する。 【市単】
12	ライフタウン 東金沢第3公園 (東金沢町地内)	階段の洗掘1か所 【応急対応】 階段閉鎖	 ・大雨により洗掘された階段を撤去し、法面を整備する。 【市単】 【復旧完了】

【本復旧工事内容（公園）】

No.	公園名	被害状況	整備方針
13	金沢弁天公園 (東金沢町地内)	フェンス基礎の洗堀 1か所 	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の冠水によりフェンスの基礎が洗堀されたため、転倒防止のため柵板設置による土留めを行い、フェンスを再設置する。</li> </ul> <p>【市単】</p>
14	古房地公園 (大みか町地内)	がけ崩れ1か所 	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨によりがけ崩れが発生した箇所があるため、これに近づかないよう転落防止柵を設置する。</li> </ul> <p>【市単】 【復旧完了】</p>
15	南高野史跡公園 (南高野町地内)	フェンス倒壊1か所 【応急対応】 倒壊箇所閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の土砂崩れにより倒壊した箇所のフェンスを再設置し、法面復旧を実施する。</li> </ul> <p>【市単】</p>

被害状況

1 被害状況

- (1) 東平霊園について、大雨により法面崩壊及び階段変形の被害が生じた。
- (2) 鞍掛山霊園について、大雨により敷地内の雨水マンホールが陥没する被害が生じた。

【被災時（東平霊園）】



【墓所・法面】



【階段】

【被災時（鞍掛山霊園）】



【マンホール】

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

- (1) 東平霊園については、雨水対策を施した法面復旧工事及び土砂流出によって傾いた階段の復旧工事について、令和6年6月末の復旧完了を目途に工事を進めていく。
- (2) 鞍掛山霊園については、陥没したマンホール周辺のアスファルト舗装及びマンホール本体（蓋や蓋枠）の復旧工事を実施

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査 令和5年9月
  - (2) 応急復旧工事 令和5年9月～10月
  - (3) 本復旧工事
    - ア 東平霊園 令和5年10月～令和6年6月（墓所・法面及び階段復旧）
    - イ 鞍掛山霊園 令和5年9月～12月（アスファルト舗装及びマンホールの修繕）
- ※一般単独災害復旧事業債を活用

【被災時（鞍掛山霊園）】



【本復旧工事後】



期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	<div style="text-align: center;"> </div>			
		<div style="text-align: center;"> </div>		

被害状況

1 被害状況

- (1) 市道 2004 号線脇の鞍掛山法面で土砂崩れが発生し、崩れた土砂の一部が市道を越え、清掃センターの敷地境界フェンス（約 24m）を倒し、駐車場に流入する被害が生じた。
- (2) また、駐車中の公用車 3 台が泥水に押され浸水する被害が生じた。

【被災時】



【応急工事後】



【被災したフェンスと土砂が流入した駐車場】

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

破損したフェンス等の復旧工事、場内排水溝及び柵の洗浄、公用車の更新を実施

2 復旧スケジュール

- |                                |                        |
|--------------------------------|------------------------|
| (1) 破損したフェンスの修繕 (H1.5m × L24m) | 令和 5 年 12 月～令和 6 年 1 月 |
| (2) 冠水した計量器の点検 (最大 30 t × 2 台) | 令和 5 年 10 月～11 月       |
| (3) 場内排水溝・柵の洗浄 (高圧洗浄、堆積物の除去)   | 令和 5 年 12 月～令和 6 年 3 月 |
| (4) 公用車の更新 (トラック、軽トラック、軽箱バン)   | 令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月 |

【被災時】



【本復旧工事後】



期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     本復旧工事 ・納車                 </div>			

【④一般廃棄物最終処分場（東金沢）の被害への対応】

事業完了

【担当課】清掃センター

基本方針 2

被害状況

1 被害状況

大雨により、擁壁裏側の土（約 50 m<sup>3</sup>）が流出したほか、U字溝 7 m が破損する被害が生じた。

【被災時】



【応急工事後】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

流出した擁壁裏側の埋め戻し及び破損したU字溝の復旧工事を実施

2 復旧スケジュール

- (1) 流出した土の撤去 令和 5 年 9 月
- (2) 流出部分周辺の草刈り（工事現場の整備） 令和 5 年 11 月
- (3) 本復旧工事（埋め戻し、U字溝設置） 令和 6 年 1 月

【被災時】



【本復旧工事後】



期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容	<div style="text-align: center;"> </div>			



被害状況

- 1 被害状況  
大雨により施設内シャッターの制御盤が故障する被害が生じた。
- 2 被災査定箇所 1か所



【シャッター】



【制御盤】

復旧に向けた方針及び工事の概要

- 1 復旧に向けた方針  
シャッター制御盤の復旧工事を実施
- 2 復旧スケジュール
  - (1) 被害調査 令和5年9月
  - (2) 本復旧工事 令和5年10月～令和6年3月（制御盤復旧工事）  
※一般単独災害復旧事業債を活用

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">                     本復旧工事                 </div>			

被害状況

1 被害状況

市道 2004 号線沿いの崖崩れに伴う土砂流出により、清掃センターから「ホリゾンかみね」及び「かみね市民プール」に通じている余熱引込管が破損する被害が生じた。

※余熱引込管の破損部分：清掃センター入口から南東へ約 80m 付近（延長：約 100m）

【被災時】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

破損した余熱引込管の本復旧工事について、令和 6 年 3 月の復旧完了を目途に進め、同月中の施設（「ホリゾンかみね」及び「かみね市民プール」）再開を目指す。

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査 令和 5 年 9 月
- (2) 測量・設計等 令和 5 年 9 月
- (3) 本復旧工事 令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月

※配管新設（約 100m・2 系統）、配管用架台設置及び破損配管の撤去

※一般単独災害復旧事業債を活用

期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">                     本復旧工事                 </div>			

被害状況

1 被害状況

- (1) 滑川団地について、冠水により駐車場等への土砂が堆積したほか、エレベーターピットに雨水が流入したことにより、エレベーターが停止する被害が生じた。
- (2) 天神前団地について、冠水により駐車場等への土砂が堆積する被害が生じた。

【被災時】



【滑川団地】



【天神前団地】

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

駐車場に流入した土砂の撤去工事及びエレベーターピットに流入した雨水の除去工事を実施

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査 令和5年9月9日（土）
- (2) 応急復旧工事 令和5年9月10日（日）
- (3) 本復旧工事 令和5年9月～令和6年2月

※土砂撤去工事において、一般単独災害復旧事業債を活用



【滑川団地】



【天神前団地】



期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">応急復旧工事</div> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;">本復旧工事</div> </div>			

被害状況

1 被害状況

大雨により、かみすわ山荘敷地外の斜面から屋外炊飯所、駐車場内に土砂が流入し、擁壁等を破損する被害が生じた。

【被災時】



【応急工事後】



【屋外炊飯所】

復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

駐車場の碎石舗装及び擁壁改修などの本復旧工事を実施

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査 令和5年9月
- (2) 応急復旧工事 令和5年9月
- (3) 設計等 令和5年9月
- (4) 本復旧工事 令和5年9月～令和6年3月

※しゅんせつ工 120 m<sup>3</sup>、舗装工（碎石敷）940 m<sup>2</sup>、擁壁工 3m

※一般単独災害復旧事業債を活用

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	本復旧工事			

被害状況

1 被害状況

久慈浜海水浴場駐車場の一部（北側・海側の幅約5台分、約245㎡）の崩壊及び土留めが崩落する被害が生じた。

【被災時】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

崩壊した駐車場の本復旧工事について、令和6年3月末の復旧完了を目途に工事を進めていく。

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査 令和5年9月
- (2) 測量・設計等 令和5年10月
- (3) 本復旧工事 令和6年1月～3月

※舗装工（245㎡）、排水構造物工、土留め工、区画線工など

※一般単独災害復旧事業債を活用

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">                     本復旧工事                 </div>			

【④十王総合健康福祉センターの被害への対応】

事業完了

【担当課】健康づくり推進課

基本方針 2

被害状況

1 被害状況

大雨により、施設東側の法面（幅 5 m、長さ 7 m、深さ約 0.5m）が崩落する被害が生じた。

2 工事内容 被災箇所表面に植生土のうを設置、工事完了

【被災時】



【応急工事後】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針

植生土のうを設置する法面復旧工事を実施

2 復旧スケジュール

- (1) 被害確認 令和 5 年 9 月 9 日（土）
- (2) 被害調査 令和 5 年 9 月 19 日（火）
- (3) 応急復旧工事 令和 5 年 9 月 28 日（木）
- (4) 本復旧工事 令和 5 年 11 月

※一般単独災害復旧事業債を活用

【被災時】



【本復旧工事後】



期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容	<p>応急復旧工事</p> <p>本復旧工事</p>			

## 基本方針 3 地域経済の復旧

---

### (1) 農地及び農業用施設の復旧

農地等の復旧に向け、局地激甚災害に指定され、国庫補助率が嵩上げされることとなりました。

台風により法面崩壊や土砂流出等の被害を受けた複数の農地・水路などの農業用施設の早期復旧に向けた工事を進めます。

被害状況

1 被害状況

(1) 農地

ア 被害地区数 52 地区（法面崩壊 22 地区、土砂流入 30 地区）

イ 被害面積 9.8 ヘクタール

(2) 農業用施設

ア 被害地区数 15 地区（水路破損や土砂堆積）

2 被害を受けた農地の状況等

(1) 災害復旧国庫補助事業 17 地区（災害査定箇所）

ア 農地 9 地区（小木津町 2 地区、砂沢町 1 地区、十王町 6 地区）

イ 農業用施設 8 地区（小木津町 1 地区、砂沢町 1 地区、十王町 6 地区）

【被災時】



【小木津町】



【砂沢町】

(2) 農地等小災害復旧事業 50 地区（市単独事業）

ア 農地 43 地区（小木津町 2 地区、砂沢町 1 地区、高鈴町 1 地区、滑川本町 1 地区、東河内町 1 地区、十王町 37 地区）

イ 農業用施設 7 地区（小木津町 1 地区、十王町 6 地区）

【被災時】



【砂沢町】



【滑川本町】



**復旧に向けた方針及び工事の概要**

1 復旧に向けた方針


農地及び農業用施設の本格復旧に当たっては、局地激甚災害に指定されたことを受け、国庫補助である農地・農業施設災害復旧事業補助（補助率（農地 96.2%、施設 99%））のほか、補助災害復旧事業債（充当率 90%）及び一般単独災害復旧事業債（充当率 65%）や、局地激甚災害指定時に農地のみに活用可能な小規模災害復旧事業債（充当率 74%）を活用し、概ね 2 年計画で、農繁期を迎える用水路、水田を優先に順位を決めて本復旧工事を図る。

2 復旧スケジュール

- (1) 被害調査          令和 5 年 9 月～10 月
- (2) 測量・設計等      令和 5 年 9 月～11 月
- (3) 災害査定          令和 5 年 11 月 20 日（月）～11 月 22 日（水）
- (4) 本復旧工事        令和 5 年 12 月～令和 7 年 3 月（工事内容 76・77 ページ参照）

3 関係機関との調整



- (1) 小木津町の一部については、溢水した東連津川の河川管理者である県と、随時、復旧に向けた協議・調整を行う。
- (2) 農地復旧に関しては、受益者から営農及び本復旧工事施工に関する同意書を取得する。  
 ア 市が管理している農業用排水路（法面含む。）や取水堰等に隣接し、当該施設の本復旧工事の影響範囲にある農地や、被害規模が大きく個人による復旧が困難な農地については、市が本復旧工事を実施する。  
 (ア) 災害復旧国庫補助事業（復旧事業費 40 万円以上）  
 (イ) 市単独事業                      （復旧事業費 13 万円以上 40 万円未満）

期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容				
	※優先順位を決めて、順次実施			

【本復旧工事内容（農地）】

No.	被害箇所	被害状況	整備方針
1	小木津町 2 地区	法面崩落 土砂流入 	・土砂の排土や流木等の撤去処分、盛土等の法面補修を実施する。 【国補】
2	小木津町 2 地区	法面崩落 土砂流入 	・土砂の排土や流木等の撤去処分、盛土等の法面補修を実施する。 【市単】
3	砂沢町 1 地区	法面崩落 土砂流入 	・盛土等の法面補修を実施する。 【国補】
4	砂沢町 1 地区	法面崩落 土砂流入 	・土砂の排土や、盛土等の法面補修を実施する。 【市単】
5	十王町 6 地区	法面崩落 土砂流入 	・盛土等による法面補修及び布団かご工を実施する。 【国補】
6	十王町 37 地区	法面崩落 土砂流入 	・土砂の排土及び倒木の撤去処分を実施する。 【市単】
7	高鈴町 1 地区	法面崩落 土砂流入 	・土砂の排土を実施する。 【市単】

【本復旧工事内容（農地）】

No.	被害箇所	被害状況	整備方針
8	滑川本町1地区	法面崩落 土砂流入 	・土砂の排土及び流出した樹木の撤去処分を実施する。 【市単】
9	東河内町1地区	法面崩落 土砂流入 	・盛土等の法面補修を実施する。 【市単】

【本復旧工事内容（農業用施設）】

No.	被害箇所	被害状況	整備方針
1	小木津町1地区	水路破損 水路閉塞 	・水路閉塞の解消及び流失した水路の再整備を実施する。 【国補】
2	小木津町1地区	水路破損 水路閉塞 	・水路閉塞の解消及び補修を実施する。 【市単】
3	砂沢町1地区	水路破損 水路閉塞 	・水路閉塞の解消及び補修を実施する。 【国補】
4	十王町6地区	水路破損 水路閉塞 	・水路閉塞の解消及び補修を実施する。 【国補】
5	十王町6地区	水路破損 水路閉塞 	・水路閉塞の解消及び補修を実施する。 【市単】



## 基本方針 3 地域経済の復旧

---

### (2) 林道の復旧

台風により道路陥没や土砂流出、倒木などの被害を受けた複数の林道の早期復旧に向けた工事を進めます。

被害状況

1 被害林道 5路線 33か所

No.	路線名	町名	被害延長	被害内容
1	小木津林道	小木津町	653m	道路陥没 10 か所、土砂崩れ 3 か所、倒木 2 か所
2	東河内林道	東河内町	1 m	道路陥没 1 か所
3	唐津沢林道	大久保町	60m	道路陥没 2 か所、土砂崩れ 7 か所
4	大久保林道	大久保町	20m	土砂・流木だまり 3 か所、倒木 1 か所
5	金沢林道	金沢町	134m	道路陥没 3 か所、倒木 1 か所

※東河内林道については、令和5年12月28日復旧完了

2 災害査定箇所 小木津林道（13か所）

【被災時】



【測量・設計時】



【災害査定時】



復旧に向けた方針及び工事の概要

1 復旧に向けた方針



国有林所管の茨城森林管理署、県高萩工事事務所河川整備課（河川管理者）及び県北農林事務所森林土木課と調整を図りながら、国庫補助である林道災害復旧事業補助（補助率98.1%）のほか、補助災害復旧事業債（充当率90%）及び一般単独災害復旧事業債（充当率65%）の市債を活用し、概ね2年計画で、大型ブロック積やコンクリート擁壁等により、路体及び路盤などの復旧を図る。

2 復旧スケジュール

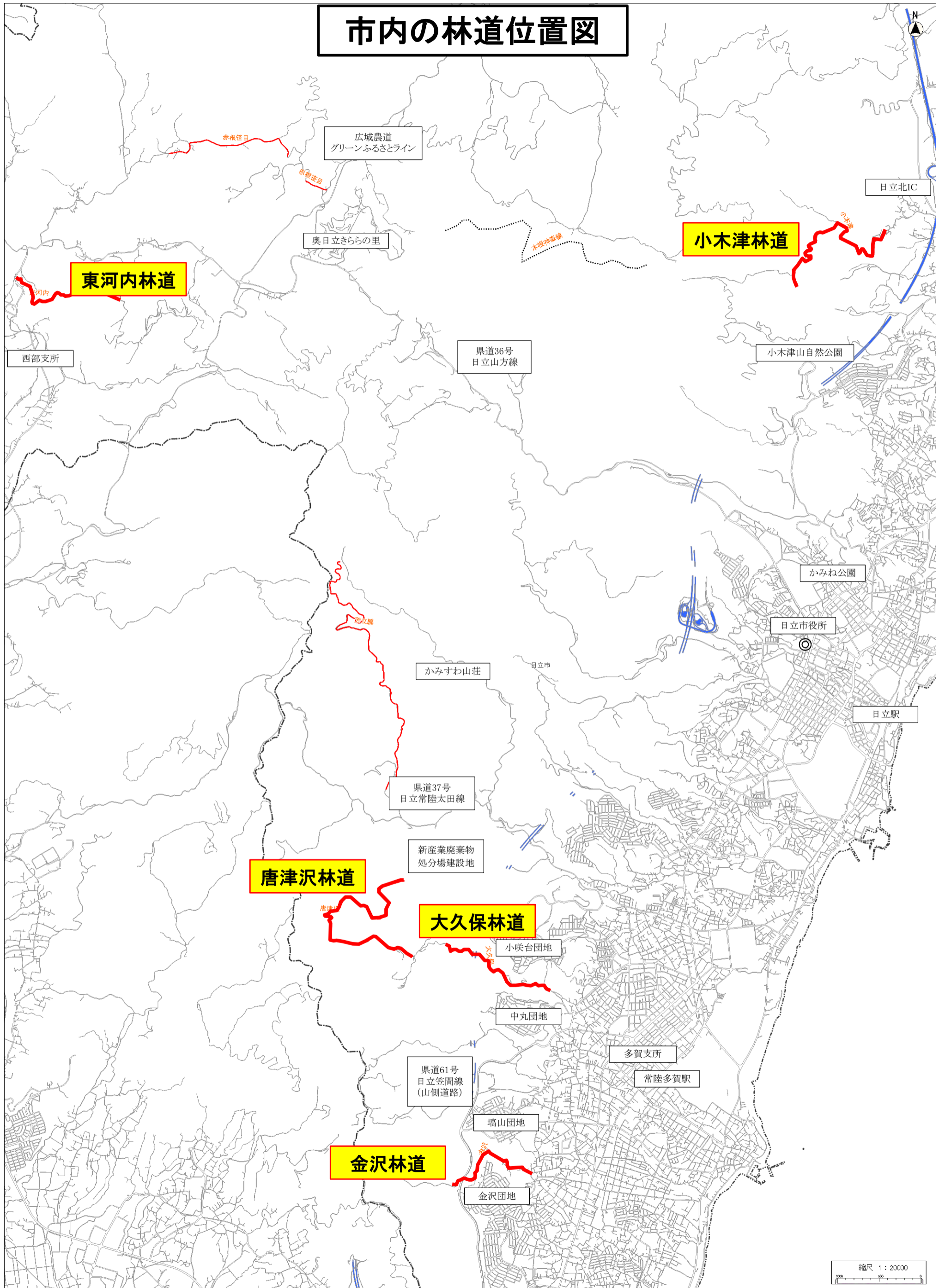
- (1) 被害調査 令和5年9月～11月
- (2) 測量・設計等 令和5年11月～令和6年1月
- (3) 災害査定 令和5年12月18日（月）～20日（水）
- (4) 本復旧工事 令和6年2月～令和8年3月（工事内容81ページ参照）

期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容		<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">本復旧工事</div>		
		※優先順位を決めて、順次実施		

【本復旧工事内容（林道）】

No.	林道名	被害状況	整備方針
1	小木津林道 (小木津町)	道路陥没 10 か所 土砂崩れ 3 か所 倒木 2 か所 	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ブロック積やコンクリート擁壁等により路体及び路盤を修繕し、土砂の排土や流木の撤去を実施する。</li> <li>併せて、横断溝やU字溝等を再設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【国補】</p>
2	東河内林道 (東河内町)	道路陥没 1 か所 	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路補修剤により路盤を整備した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】 【復旧完了】</p>
3	唐津沢林道 (大久保町)	道路陥没 2 か所 土砂崩れ 7 か所 	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の排土や倒木の撤去を実施するとともに、盛土により路体及び路盤を整備する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>
4	大久保林道 (大久保町)	土砂堆積 3 か所 倒木 1 か所 【応急復旧】 土砂及び倒木撤去 	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の排土や倒木の撤去を実施するとともに、盛土により路体及び路盤を整備する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>
5	金沢林道 (金沢町)	道路陥没 3 か所 倒木 1 か所 【応急復旧】 倒木撤去 	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の排土や倒木の撤去を実施するとともに、盛土により路体及び路盤を整備する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【市単】</p>

# 市内の林道位置図






## 基本方針 3 地域経済の復旧

---

### (3) 被災中小企業への支援

台風により浸水被害を受けた被災中小企業に対する金融支援、復旧支援を進めます。

被害状況				
被災中小企業者数（小規模事業者、みなし大企業含む）：49 社（工業関係 20 社、商業関係 29 社）、被害総額：約 10 億 3 千万円※日立商工会議所、日立市十王商工会による聞き取り調査				
復旧に向けた支援の方向性及び支援内容				
<p>1 復旧に向けた支援の方向性</p> <p>経済産業省や茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ、日立商工会議所、地域金融機関と連携して金融支援を実施する。</p> <p>2 支援内容 ( ) 内の件数は実績数（令和 6 年 2 月末日現在）</p> <p>(1) 特別相談窓口の設置【日本政策金融公庫日立支店、日立商工会議所】（合計 61 件）</p> <p>(2) 既往債務の返済条件緩和の対応要請【中小企業庁金融課】</p> <p>日本政策金融公庫や商工組合中央金庫、信用保証協会に対して、既往債務の返済猶予等の条件変更、貸出手続きの迅速化と担保徴求の弾力化などについて、中小企業庁から要請実施</p> <p>(3) セーフティネット保証 4 号の適用【市商工振興課】（28 件）</p> <p>台風第 13 号の豪雨災害により売上高が減少している中小企業等に対し、信用保証協会が通常の補償限度額とは別枠で対象融資の 100%保証を実施</p> <p>(4) 小規模企業共済災害時貸付の適用【商工組合中央金庫水戸支店】（0 件）</p> <p>小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則、即日で低利融資を実施 貸付限度額：最大 1,000 万円、貸付利率：0.9%、担保・保証人：不要</p> <p>(5) 災害復旧貸付の実施【日本政策金融公庫日立支店、水戸支店】（3 件）</p> <p>ア 国民生活事業：融資限度額 3 千万円、融資期間 10 年以内（据置 2 年以内）、金利：1.25%</p> <p>イ 中小企業事業：融資限度額 1 億 5 千万円、融資期間：10 年以内（据置 2 年以内）、金利 1.20%</p> <p>(6) 茨城県災害対策融資の借入に係る利子補給・保証料補助【市県連携】（40 件）</p> <p>ア 利子補給：補給率 10/10（融資額 1,000 万円超で、り災証明なし 1/2）補給期間 3 年（0 件）</p> <p>イ 保証料補助：補助率（り災証明あり）10/10、（り災証明なし）1/2（40 件）</p>				
期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容				

被害状況				
被災中小企業者数（小規模事業者、みなし大企業含む）：49社（工業関係20社、商業関係29社）、被害総額：約10億3千万円※日立商工会議所、日立市十王商工会による聞き取り調査				
復旧に向けた支援の方向性及び支援内容				
<p>1 復旧に向けた支援の方向性</p> <p>茨城県産業戦略部中小企業課被災事業者支援対策室と連携して、復旧費用への補助事業執行を進める。</p> <p>2 支援内容 <span style="float:right;">（ ）内の件数は実績数（令和6年2月末日現在）</span></p> <p>(1) 被災中小企業（製造業の場合、資本金3億円以下又は従業員数300人以下）、（小規模事業者、みなし大企業除く）の復旧費用への補助（市県連携）（0件）</p> <p>ア 予算規模 8,150万円（市負担：県負担＝1：2＝2,716万円：5,434万円）</p> <p>イ 補助率 1/2</p> <p>ウ 補助上限（①～④のとおり、復旧に要する費用により異なる。）</p> <p>①5,000万円以上：1,000万円、②1,000万円以上5,000万円未満：700万円</p> <p>③500万円以上1,000万円未満：200万円、④100万円以上500万円未満：50万円</p> <p>エ 補助対象経費</p> <p>建物、設備の復旧のために必須となる費用（建物の修繕費、機械設備の修繕及び購入費、業務用車両の修繕及び購入費等）</p> <p>※復旧費用に係る受取保険金、公的支援金等は対象経費から除外</p> <p>(2) 被災小規模事業者（製造業の場合、従業員数20人以下）の復旧費用への補助（国県連携）（0件）</p> <p>ア 予算規模 6,600万円（国負担：県負担＝2：1＝4,400万円：2,200万円）</p> <p>イ 補助率 2/3</p> <p>ウ 補助上限 復旧に要する費用に応じて、50万円～1,000万円（中小企業と同様）</p> <p>エ 補助対象経費 建物、設備の復旧のために必須となる費用（中小企業と同様）</p>				
期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				



## 基本方針 4 被災者の生活再建の支援

---

### (1) 住まいの再建

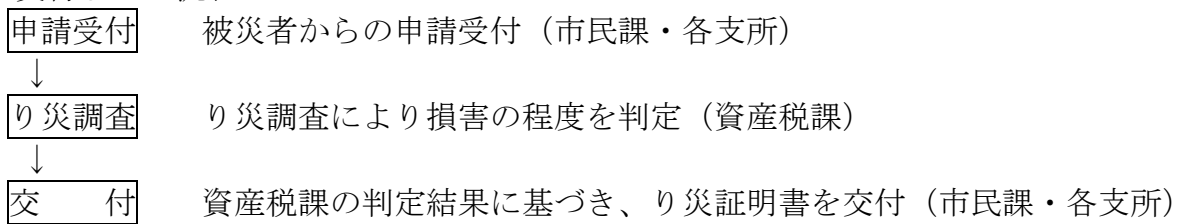
災害救助法に基づく住宅の応急修理や、台風により住宅被害のあった方に対し、安心して暮らせる住まいの提供などを行います。

支援制度の概要

台風第13号の豪雨災害により住宅等の被害を受けた被災者からの申請（窓口及びオンライン）に基づき、「り災証明書」を交付する。

り災証明書は、災害により被害を受けたことを公的に証明するもので、税の減免や各種融資などの被災者支援に使用することから、円滑な交付手続きを進める。

1 交付までの流れ



2 申請受付 令和5年9月9日（土）から開始

3 申請件数（令和6年2月末日現在）

申請場所	申請件数
市民課窓口	574 件
支所窓口	558 件
オンライン	26 件
合計	1,158 件

4 り災調査（令和5年9月11日（月）から開始）

調査依頼件数 553 件、調査済件数 553 件（令和6年2月末日現在）

損害の程度		件数
全壊	住家の流失又は床上1.8m以上の浸水など	3 件
大規模半壊	床上1m以上1.8m未満の浸水など	12 件
中規模半壊	床上0.5m以上1m未満の浸水など	50 件
半壊	床上0.5m未満の浸水など	158 件
準半壊	床下浸水：10%以上20%未満の損害	14 件
一部損壊	床下浸水：10%未満の損害	313 件
被害なし		3 件

※「り災証明書申請件数」と「り災調査件数」の差は、被害写真の確認のみで対応したものの

5 申請期限 各種災害支援制度が終了するまで

6 り災証明書交付状況

損害の程度		件数
全壊	住家の流失又は床上1.8m以上の浸水など	3件
大規模半壊	床上1m以上1.8m未満の浸水など	12件
中規模半壊	床上0.5m以上1m未満の浸水など	50件
半壊	床上0.5m未満の浸水など	158件
準半壊	床下浸水：10%以上20%未満の損害	14件
一部損壊	床下浸水：10%未満の損害	503件
非住家		415件
合計		1,155件
被害なし		3件

※一部損壊の「り災調査件数」と「り災証明書交付状況」の差は、被害写真の確認のみで対応したもの



【り災調査の様子】

期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	り災証明書の申請 受付→調査→交付	申請により、随時実施		

## 【②家屋の衛生対策（消毒液等の配布、消毒指導等）】

事業完了

## 支援制度の概要

## 1 消毒液等の配布

家屋等に被害を受けた世帯に対し、清掃に有効な消毒液などを配布

## (1) 配布内容

区 分	内 容
配布物	消毒液（塩化ベンザルコニウム（逆性石けん））1本、手袋1双、雑巾10枚、ゴミ袋（45ℓ、10枚）
対象者	り災証明書の交付申請を行った世帯

(2) 配布時期 令和5年9月17日（日）～令和5年12月28日（木）

(3) 配布状況 829件

※市民課及び各支所に、り災証明書の交付申請があった際、消毒液等を配布したほか、り災証明書の交付申請時に配布できなかった方に対しては、職員2人1組、1日3班体制を基本に配布

## 2 消毒指導等

浸水した家屋の消毒方法について電話等により指導するとともに、必要に応じて職員が家屋（床）消毒を実施（使用薬剤：0.1%に希釈した10%塩化ベンザルコニウム）

(1) 支援受付期間 令和5年9月9日（土）～令和5年12月28日（木）

(2) 支援実績 46件（電話指導26件、現地指導7件、その他相談2件、作業実施11件）

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	り災証明書の申請受付 配布家屋の衛生対策			



支援制度の概要

1 災害救助法に基づく住宅の応急修理

災害により自宅が被害を受け、自らの資力では応急修理ができない世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理に対する支援（市による業者手配及び費用負担）

(1) 対象となる修理限度額

ア り災程度の区分が「半壊」以上の方 706,000円

イ り災程度の区分が「準半壊」の方 343,000円

※限度額を超えた部分は、被災者の自己負担

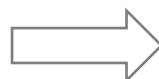
(2) 申請受付開始 令和5年9月27日（水）から

※ 申請受付は、令和6年3月15日（工事完了期限は令和6年3月29日）までの申請受付をもって終了

(3) 申請件数 69件（57世帯）

(4) 完了件数 62件（51世帯）（令和6年2月末日現在）

【被災時】



【応急工事後】



期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	<div style="text-align: center;"> </div>			

支援制度の概要

1 安全・安心・住まいる助成制度

個人住宅の耐震・浸水・防犯等の対策に係る改修工事などを行う場合に、その費用の一部を助成

(1) 浸水対策工事

大雨等による住宅の浸水被害を防止するため、浸水対策工事の経費の一部を助成

対象工事	内 容	助成率	限度額
防水板設置工事	住宅への浸水を防ぐため、門扉や住宅の出入口などに防水板を設置する工事	3/4	30 万円
住宅かさ上げ工事	過去に床上浸水の被害を受けた住宅のかさ上げ工事	3/4	300 万円

(2) 交付実績 1 件（防水板設置工事、令和 5 年 7 月 18 日）（令和 6 年 2 月末現在）

(3) 相談件数（台風第 13 号発生以降）（令和 6 年 2 月末現在）

6 件（防水板設置工事 4 件、住宅かさ上げ工事 2 件）

(4) 事業周知及び広報活動

ア 市ホームページ

イ 市報（5 月 20 号、8 月 20 号）

(5) 今後の方向性

「流域治水計画」の方向性を踏まえ、浸水被害の減災に効果のある住宅政策を推進するため、被害想定区域内の住宅の移転促進や、「安全・安心・住まいる助成」における既存住宅の浸水対策支援メニューの拡充について検討を行っていく。

期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容	助成制度（現行）の運用	流域治水計画 助成制度の見直し検討	助成制度（改定）の運用	

## 基本方針 4 被災者の生活再建の支援

---

### (2) 被災者の生活再建

被災された方が抱える日常生活での不安や困りごとに対する相談を受けるほか、各種支援金を支給します。

生活の変化に起因して、心身に影響が生じている被災者に対する支援を行います。

支援制度の概要

1 減免の概要

災害により一定の被害を受けた固定資産（土地・家屋・償却資産）について、被災者からの申請に基づき、損害の程度に応じ、令和5年度固定資産税・都市計画税の第3期、第4期分を減免

2 減免の対象

- (1) 土地：岩石等の流入や地盤の崩壊などにより、当該土地面積の20%以上の面積に被害を受け、本来の効用が失われた土地
- (2) 家屋：り災調査により、半壊（損害割合が20%以上30%未満）以上の損害程度の判定を受けた家屋
- (3) 償却資産：災害による損害の程度（市評価額と修繕費の割合）が20%以上の償却資産

3 申請（減免）状況等

- (1) 減免が見込まれる対象者（問合せがあった者を含む）に対し、令和5年10月16日（月）から、随時、減免申請書を送付
- (2) 減免申請書の提出状況（令和6年2月末日現在）

資産区分	申請件数	減免件数	非該当件数
土地	28件	15件	13件
家屋	136件	136件	0件
償却資産	5件	5件	0件



【被災状況】

- (3) 提出された減免申請書については、必要に応じて現地調査を実施し、内容を審査した上で減免額を決定

4 今後の方向性

被災者の生活支援の一助となる「固定資産税等の減免」は、災害発生後、速やかに減免手続きが進められるよう、平時からマニュアル等の確認に努めていく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	申請→調査 →減免			

基本方針4

支援制度の概要

1 徴収猶予の概要

納付をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情がある市民は、地方税法第15条に基づき、最大1年間、納税が猶予される。

令和5年台風第13号による被災は、災害で財産を損失した場合などに該当するため、「納税猶予」の要件に該当する。

なお、申請の受付期限は特に設けないため、今後、台風第13号の被害等を理由とした徴収猶予の申請に対しては、審査の上、猶予を適用することとなる。

2 猶予期間

原則1年以内（特別な事情があれば1年延長可）（※最大2年間）

3 対象となる税

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税

4 申請状況等

申請件数 0件（令和6年2月末日現在）

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

支援制度の概要

1 国民健康保険料の減免

(1) 減免の概要

令和5年台風第13号により被災した被保険者に係る国民健康保険料減免等取扱基準に基づき、令和5年9月納期分から令和6年3月納期分までの7期相当分（普通徴収の場合の4期～10期）の保険料を減免

(2) 対象（減免割合）

ア 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った又は行方不明の世帯（全部）

イ 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の3つの要件のすべてを満たす世帯（対象保険料額×前年の合計所得金額に応じた減免等の割合）

①事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少額（保険金、損害賠償金等による補填額を控除した額）が前年の事業収入等の30%以上

②主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下

③減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の所得（年金収入等）の合計額が400万円以下

ウ り災証明書による住家の被害の程度が「半壊」以上又は浸水区分が「床上浸水」となっている前年の合計所得が1,000万円以下の世帯（2分の1又は全部）

2 一部負担金の減免

(1) 減免の概要

令和5年台風第13号により被災した被保険者に係る国民健康保険一部負担金減免取扱基準に基づき、令和5年9月8日から11月30日までの一部負担金を減免

(2) 対象（減免割合）

ア 住家の全壊、全焼の被災をした場合（全額）

イ 住家の半壊、半焼、床上浸水の被災をした場合（2分の1）

ウ 主たる生計維持者が次の状況の場合（全額）

①死亡又は重篤な傷病を負った場合、②行方が不明である場合、③業務を廃止又は休止した場合、④失職し現在収入が無い場合

3 申請（減免）状況等（令和6年2月末日現在）

(1) 国民健康保険料 40件

(2) 一部負担金 36件

4 申請受付期限

令和6年3月末日までの申請受付をもって終了とする。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	保険料・一部負担金の減免			

支援制度の概要

1 減免の概要

日立市介護保険条例に基づき、災害により居住する居宅が被災した場合、その介護保険料を減免

2 対象者

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊（床上浸水を含む）の被害を受けた第一号被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者

3 減免期間及び減免率

被災した日から6か月全額（100/100）減免

4 実施開始

令和5年9月11日（月）から

5 申請件数

48件（令和6年2月末日現在）

6 認定状況

承認45件、非承認3件（令和6年2月末日現在）

7 申請受付期限

令和6年3月末日までの申請受付をもって終了とする。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	介護保険料の減免			

支援制度の概要

1 減免の概要

日立市介護サービス利用料条例に基づき、災害により居住する居宅が被災した場合、その介護サービス利用料の利用者負担額を減免

2 対象者

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊（床上浸水を含む）の被害を受けた第一号被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者

3 減免期間及び減免率

被災した日から6か月全額（100/100）減免

4 実施開始

令和5年9月11日（月）から

5 申請件数

19件（令和6年2月末日現在）

6 認定状況

承認17件、非承認2件（令和6年2月末日現在）

7 減免期間

令和5年9月1日（金）から令和6年2月29日（木）まで

※一部については、新規要介護認定日から

8 申請受付期限

令和6年3月末日までの申請受付をもって終了とする。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	利用者負担額の減免			



支援制度の概要

1 後期高齢者医療保険料の減免

(1) 減免の概要

茨城県後期高齢者医療広域連合が「茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」及び「茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免等に関する取扱要綱」に基づき保険料を減免

(2) 対象者

災害により、住宅や家財等の財産に10分の3以上の被害があり、該当世帯の所得金額の合算額が1,000万円以下である者

(3) 減免期間 当該災害の発生の翌月から起算して1年以内

2 一部負担金の減免

(1) 減免の概要

茨城県後期高齢者医療広域連合が「茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関する取扱要綱」に基づき一部負担金を減免

(2) 対象者

災害により、住宅や家財等の財産に10分の3以上の被害があり、該当世帯の所得金額の合算額が1,000万円以下である者

(3) 申請期限 当該災害日から6か月以内

(4) 減免期間 減免決定の翌日より最長6か月

3 申請（減免）状況等（令和6年2月末日現在）

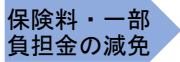
(1) 後期高齢者医療保険料 33件（決定20件、却下10件、審査中2件、取下げ1件）

(2) 一部負担金 33件（決定24件、却下8件、審査中0件、取下げ1件）

4 申請受付期限

(1) 保険料については、上記条例及び要綱に基づき、納付方法に応じた期間内において適宜申請受付を行う。

(2) 一部負担金については、令和6年3月末日までの申請受付をもって終了とする。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	 一部負担金の申請は、			

【⑦国民年金保険料の免除】

【担当課】国民健康保険課

支援制度の概要

1 免除の概要

国民年金法施行規則に基づき、令和5年8月分（納期9月）から令和7年6月分までの国民年金保険料を免除


2 対象者

世帯主等の所有する住宅等の財産の被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である被害を受けた国民年金第1号被保険者

3 申請件数

3件（令和6年2月末日現在）

※国民年金法施行規則に基づき、適宜申請受付を行う。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	 <p>保険料の免除</p> <p>免除対象期間：令和5年8月分から令和7年6月分まで</p>			

支援制度の概要

1 徴収猶予の概要

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、災害により被害を受けた方などに対し、納付することが出来ないと認められる金額を限度として納付を猶予

※後期高齢者医療保険の申請書の審査、徴収猶予の決定は茨城県後期高齢者医療広域連合で行う。

2 対象者

災害で財産を損失した場合や納付することで事業の継続や生活が困難になるなどの特定の事情がある方

3 猶予期間

原則6か月以内（特別な事情があれば猶予した期間とあわせて2年以内）

4 申請件数

0件（令和6年2月末日現在）

※国民健康保険料及び介護保険料については、期限を設けていないため、適宜、申請受付を行う。

※後期高齢者医療保険料については、納付方法に応じた期間内において、適宜、申請受付を行う。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	<p>保険料の徴収猶予</p> <p>原則6か月以内</p>	<p>延長は猶予した期間と合わせて2年以内</p>		

【⑨利用者負担金等の減免等】

【担当課】高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、子ども施設課、生涯学習課

支援制度の概要

1 台風第13号の豪雨災害により被害を受け、一定の要件を満たす場合、利用者負担金等の減免等を行う。


No.	内 容	減免期間等
1	軽度生活援助事業利用者負担金の減免 (市・県民税非課税世帯 30 円/回、その他の世帯 110 円/回)	3 か月
2	生きがづくり支援事業利用者負担金の減免 (送迎を利用する方 410 円/回、送迎を利用しない方 320 円/回)	6 か月
3	生活管理指導短期宿泊事業利用者負担金の減免 (生活保護世帯 300 円/回、その他の世帯 1,140 円/回)	3 か月
4	障害福祉サービス利用者負担金の減免 (介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費、自立支援医療(更生医療に限る)、補装具費、療養介護医療、移動支援、日中一時支援、日常生活用具、訪問入浴サービス)	3 か月
5	児童扶養手当の所得制限の緩和	損害を受けた月から翌年の10月分まで
6	特別児童扶養手当の所得制限の緩和	損害を受けた月から翌年の7月分まで
7	保育園等の保育料免除	令和5年9月分から11月分まで
8	放課後児童クラブ利用者負担金の減免	令和5年9月分から11月分まで
9	子育て短期支援事業の取扱いの緩和	3 か月

2 申請件数 (令和6年2月末日現在)

1 件 (生きがづくり支援事業利用者負担金の減免)

※その他については、申請なし

※上記のうち、No.1、2、3、9は事業完了、No.4～8は継続実施(ただし、No.7、8は令和5年度末まで)

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	利用者負担金等の減免等	 内容により、令和6年10月まで		

支援制度の概要

1 支援内容

令和5年台風第13号による被災者に対する日立市災害支援金支給要綱に基づき、被災世帯の生活再建の一助とするため、臨時的措置として支給

2 支援金の額

- (1) 準半壊以上（床上浸水を含む。） 7万円
- (2) 一部損壊（床下浸水を含む。） 3万円

3 対象者

被災時に市内に住民登録があり、り災証明書（住家に床下浸水を含む一部損壊以上の被害）の交付を受けた世帯の世帯主

4 支給状況（令和6年2月末日現在）

申請件数	支給件数	支給額
512 件	496 件	2,260 万円

※災害支援金支給申請書送付件数 532 件

5 今後の方向性

令和5年台風第13号の被災世帯に対する臨時的な支援策であることから、対象者への支給終了をもって事業完了とする。（令和6年3月31日）

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	支援金の支給			

支援制度の概要

1 支援内容

日立市災害見舞金等支給条例に基づき、被害を受けた世帯に対し、お見舞の意を表すために支給

2 見舞金の額

区 分	単身世帯	複数世帯
全 壊	2 万円	世帯員一人につき 1 万円加算、限度額 5 万円
半 壊	1 万円	世帯員一人につき 5 千円加算、限度額 2 万 5 千円
床上浸水	1 世帯につき 1 万円	

※半壊：大規模半壊・中規模半壊・半壊

3 対象者

被災時に市内に住民登録があり、り災証明書（住家に全壊、半壊、床上浸水の被害）の交付を受けた世帯の世帯主

4 支給状況（令和6年2月末日現在）

受付件数	支給件数	支給額
194 件	190 件	271 万円

※災害届書送付件数 201 件

5 今後の方向性

台風第 13 号の被災世帯に対する見舞金については、対象者への支給終了をもって事業完了とする。（令和6年3月31日）

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	見舞金の支給			

支援制度の概要

1 支援内容

日立市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した方の遺族に対し、安定した生活の一助とするため、災害弔慰金を支給

2 弔慰金の額

- (1) 生計維持者が死亡した場合 500 万円
- (2) その他の方が死亡した場合 250 万円

3 対象者

被災時に市内に住民登録があり、災害により亡くなられた方の遺族

4 支給状況

該当者 1 人（令和 5 年 11 月 30 日支給）

期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容	弔慰金の支給			

支援制度の概要

1 支援内容

災害により負傷又は住居や家財に損害が生じた世帯に対し、生活再建のための資金を貸付け

- (1) 世帯主の負傷の有無、被害の種類や程度に応じて、貸付限度額を設定する。
- (2) 所得制限あり（前年の総所得金額：世帯人員1人220万円、2人430万円、3人620万円等）
- (3) 貸付限度額（最大350万円）

被害の種類・程度	負傷有	負傷無
住居の全体が滅失若しくは流出	350万円	350万円
住居の全壊	350万円	250万円 (350万円)
住居の半壊	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円
家財及び住居に損害なし	150万円	—

※被災した住居を建て直す際に、住居の残存部分をやむを得ず取り壊す等、特別な事情がある場合は（ ）内の額

2 対象の被害

- (1) 世帯主の負傷（療養期間がおおむね1か月以上）
- (2) 家財の損害額が3分の1以上
- (3) 住宅の全壊又は半壊

3 貸付状況（令和6年2月末日現在）

申請件数	貸付額
3件	590万円

4 今後の方向性

所得制限を設けている中での貸付けとなることから、貸付者の生活実態に応じた償還計画の提案などの相談支援及び償還開始後の適正な債権管理に努めていく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	貸付け		償還（据置3年）	



## 支援制度の概要

1 支援内容 生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建のために支給

2 支援金の額

(1) 基礎支援金（申請受付 令和6年10月7日まで）

区 分	単身世帯	複数世帯
全壊・解体	75万円	100万円
大規模半壊	37.5万円	50万円
中規模半壊	—	—
半 壊	15万円	20万円

※半壊については、茨城県による独自支援制度

(2) 加算支援金（申請受付 令和8年10月7日まで）

区 分	再建方法	支給額
全壊・解体	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃貸住宅	50万円
大規模半壊	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃貸住宅	50万円
中規模半壊	建設・購入	100万円
	補修	50万円
	賃貸住宅	25万円
半 壊	—	—

※単身世帯の加算支援金は、上記支給額の4分の3の額

3 対象者 災害時に市内に現に居住しており、り災証明書（住家に半壊以上の被害）の交付を受けた世帯の世帯主

4 支給状況（令和6年2月末日現在）

申請件数	支給件数	支給額
152件	152件	48,950千円

【支給内訳】

区 分	申請件数	支給件数	支給額
全壊・解体	6 件	6 件	7,750 千円
大規模半壊	11 件	11 件	11,250 千円
中規模半壊	23 件	23 件	9,750 千円
半壊	112 件	112 件	20,200 千円

5 今後の方向性

支援金の種別及び再建方法に応じ、申請時期や支給額が異なることや、再建方法に変更が生じる場合もあることから、継続して支援していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	申請受付（基礎支援金）			
	申請受付（加算支援金）			

支援制度の概要

- 1 支援内容  
豪雨災害により被害を受けた児童・生徒の世帯に対して、就学に必要な費用を援助
- 2 対象費目  
学用品費、通学用品費、校外活動費、宿泊共同学習費、通学費、修学旅行費、クラブ活動費、児童会費・生徒会費、PTA会費、卒業記念アルバム制作費、少年団活動費
- 3 実施開始  
令和5年9月11日（月）から
- 4 申請者数  
0人（令和6年2月末日現在）
- 5 今後の方向性  
災害による被害を受けた場合、柔軟に就学援助制度を適用することで、被災者支援を図っていく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	就学援助の 実施	継続実施		

支援制度の概要

1 中里小中学校スクールバス（日立便）対応

県道日立山方線が降雨により通行規制となった場合、中里スクールバス（日立便）の運行ルートについて、高速道路を走行する常陸太田市経由のルートへ変更し、児童・生徒の送迎を実施

- (1) 実施開始 令和5年9月13日（水）～
- (2) 利用者数 37人
- (3) 利用ルート 日立駅～日立中央IC～常磐自動車道～日立南太田IC～中里小中学校
- (4) 実績 9日





2 高原地区児童・生徒通学に係るタクシー対応

県道十王里美線の降雨による通行規制時など、通常時に使用する路線バスの運行ができない場合に、保護者による対応が困難な児童・生徒の送迎をタクシーにより実施

- (1) 実施開始 令和5年9月13日（水）～
- (2) 利用者数 5人
- (3) 実績 32日

3 今後の方向性

県道日立山方線及び県道十王里美線の一部区間における降雨による事前通行規制が解除されるまでの間は、児童・生徒の通学手段を確保するため、通学支援を実施していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

基本方針4

支援制度の概要

- 1 支援内容（災害ボランティアセンターの主な業務）
  - (1) 被災情報及び支援要請（ボランティアニーズ）の把握
  - (2) 災害ボランティアの募集及び受付並びに活動に係る情報発信
  - (3) 災害ボランティアセンター及びボランティア活動に関する相談・問合せ対応
  - (4) ボランティア活動に要する資機材等の調達・貸出・保管・管理
  - (5) ボランティア活動に要する移動支援
  - (6) 関係機関・団体等との連絡・調整・仲介等
- 2 運営主体 市社会福祉協議会
- 3 設置期間 令和5年9月11日（月）から10月9日（月）まで（29日間）
- 4 活動状況（令和5年10月9日現在）
  - (1) ボランティア活動者：2,310人（延べ人数）
  - (2) ボランティア派遣要請件数：182件（派遣依頼、全て完了）



【災害ボランティアの活動】

5 その他

今後、災害が発生した場合には、市の災害時応急対応活動を円滑に実施するため、市と市社会福祉協議会との間で締結している「災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したときは、協議の上、速やかに設置する。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	災害ボラン ティアセン ターの設置			

支援制度の概要

1 支援内容

災害により自宅が被害を受けた方の一時的な避難先として、市営住宅の空き住戸を提供

2 提供可能戸数

24戸（十王台3戸、天神前2戸、上相田1戸、渡志3戸、上の代1戸、小木津2戸、神峰1戸、滑川3戸、大平1戸、御殿山2戸、城南2戸、森下1戸、磯坪1戸、南高野1戸）

※台風のほか、地震や火災などにより自宅が被害を受けた方にも提供するため、提供可能戸数は、随時変動する。

3 入居期間 原則3か月

※3か月ごとに、り災住宅の復旧状況等を確認し、必要がある場合は延長を許可する。

4 提供開始 令和5年9月9日（土）から

5 提供戸数 延べ9戸

※うち入居期間（3か月）を経過した世帯については、入居期間を延長し、現在4戸が入居中（令和6年2月末日現在）



【一時的な避難先としての市営住宅（南高野団地）】

6 今後の方向性

火災、地震などにより被害を受けた方に対して、随時提供していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	市営住宅の提供	継続実施		

支援制度の概要

1 支援内容

(1) 台風等による災害や二次災害に備え、土のうを無料配布（令和5年9月21日（木）～）

【配布場所一覧】

No.	場 所	No.	場 所
1	西部支所	9	日立消防署
2	十王支所	10	日立地区産業支援センター
3	北部消防署 十王出張所	11	多賀消防署
4	豊浦支所	12	多賀市民プラザ
5	北部消防署	13	河原子交流センター
6	日高支所	14	南部消防署
7	道路センター	15	南部支所
8	日立消防署 田沢出張所	16	南部図書館

※配布可能日時は各施設の開館時間

(2) 高齢者や車を所有していない方については、「台風第13号に関する相談窓口」又は各支所において相談を受け、戸別配布により対応

2 今後の方向性

(1) 災害時の備えとして希望する市民へ土のう配布を行うとともに、台風等の接近が見込まれる際には、その都度周知を図り、速やかな自衛策を支援していく。併せて、不測の事態に備え、定期的な残数管理を行っていく。

(2) 集中豪雨や台風時に市民が自宅等の浸水対策のため、必要に応じていつでも土のうを持ち出せる「土のうステーション」を支所や消防署など（15か所）に整備していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	土のうの配布	継続実施		
		土のうステーションの設置	継続実施	

支援制度の概要

- 1 設置日  
令和5年9月12日（火）から開設・受付開始
- 2 場所  
市役所本庁舎101号会議室  
※令和5年10月21日（土）からは、本庁舎2階の市民相談室
- 3 主な相談内容  
災害廃棄物、住居の被害、土砂・流木、道路の損傷等
- 4 相談体制  
常時6人体制で実施  
※被災者の相談内容にワンストップで対応するため、各部から職員を動員し、丁寧な相談に心掛けるとともに、支援制度の説明や案内に漏れがないように対応
- 5 相談件数  
976件（電話741件、対面235件）（令和6年2月末日現在）

(1) 主な相談内容の内訳

区 分	電 話	窓 口	計
堆積土・流木等の回収依頼に関する事	183件	54件	237件
災害廃棄物の戸別回収に関する事	124件	14件	138件
被災者への支援制度に関する事	77件	47件	124件
住宅の応急修理に関する事	65件	10件	75件
災害廃棄物の仮置場に関する事	42件	2件	44件
道路等の補修工事への要望に関する事	25件	16件	41件
り災証明書に関する事	30件	11件	41件
災害ボランティアの派遣等に関する事	22件	15件	37件
危険箇所の通報に関する事	23件	11件	34件

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	相談窓口の設置	継続実施		



支援制度の概要

1 支援内容

被災者の健康不安の軽減と健康状態の悪化予防を目的に、床上浸水した被災者（り災確定リストに基づく）のうち、保健福祉部で対応中の要支援者等について電話又は訪問にて状況を把握し必要な支援を実施

2 対象者等

課 所	生活支援課	障害福祉課	子育て支援課	健康づくり推進課	高齢福祉課
対象者	生活保護 受給者	各種手帳 登録者等	家庭児童相談 支援ケース	妊婦・母子世帯等	高齢者世帯

3 支援実績

被災確定日	床上 浸水 件数	要支援者数 (世帯数)	内訳					対応終了数	
			生活 支援課	障害 福祉課	子育て 支援課	健康 づくり 推進課	高齢 福祉課	世帯数	人数 <sup>※</sup>
9月14日(木)～ 10月23日(月)	293 件	31 世帯	4 件	15 件	0 件	4 件	8 件	31 世帯	43 人

※対象世帯の同居家族についても対象として支援を実施

※今後も健康面等について相談があった場合、関係課と連携しながら支援していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	健康状態の把握・ 健康相談	継続実施		



## 基本方針 4 被災者の生活再建の支援

---

### (3) 災害廃棄物の迅速な処理

被災者の生活再建、社会インフラ等の復旧、地域経済の復旧を計画的に進めるため、土砂やがれきなどの災害廃棄物の仮置場の設置、運営を行うとともに、適正な災害廃棄物の分別、処理を行います。

支援制度の概要

1 支援内容

災害により浸水した自宅等の災害廃棄物（片付けごみ）の受け入れ態勢を整え、適正かつ迅速な処理対応を図りながら、市民の生活環境及び公衆衛生の保全に努める。

また、「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害の状況に応じた仮置場の選定及び設置を行い、効果的な広報手法により、市民へ正確かつ迅速に周知する。

2 関係機関との調整

茨城県（資源循環推進課）及び一般社団法人茨城県産業資源循環協会（以下「産資協」という。）と災害廃棄物の処理に向けた調整を実施する。

3 実施内容

(1) 仮置場の設置（4か所） 令和5年9月9日（土）～9月30日（土）

設置場所	開設期間	搬入台数
伊師浜海水浴場駐車場	9月9日(土)～9月30日(土)	1,157台
日立武道館南側高台駐車場	9月9日(土)～9月20日(水)	408台
市民運動公園テニスコート上臨時駐車場	9月9日(土)～9月30日(土)	1,640台
なぎさ公園駐車場	9月9日(土)～9月20日(水)	406台
合 計		3,611台

(2) 防災行政無線及び市ホームページ等による設置場所や搬入時間等の周知

(3) 処理の支援要請

令和5年9月11日（月）（支援期間：令和5年9月12日（火）～令和6年1月31日（水））  
産資協へ仮置場の災害廃棄物の収集・運搬及び処分に係る支援要請

(4) 効率的な処分を円滑に進めるため、仮置場に災害廃棄物の配置レイアウト及び種別毎の表示板を設置し、搬入物の分別配置を徹底

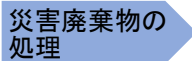
(5) 仮置場の適正管理に必要な係員として、職員及び産資協会員を配置

(6) 他市町村の災害廃棄物の搬入を防止するため、搬入者の住所、氏名等の確認を実施

(7) 「災害廃棄物処理計画」に基づき、処理方法を踏まえた種別ごとの処理ルートを確認（中間処理及び再生利用、最終処分）して災害廃棄物の処分完了を進めるとともに、仮置場の復旧作業を行った（令和6年1月末完了）。

4 今後の方向性

災害廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業となるため、災害等廃棄物処理事業費補助金（国補）の交付手続を進めている。（令和6年2月19日（月）災害査定）

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

【仮置き場の設置状況】

伊師浜海水浴場駐車場



日立武道館南側高台駐車場



市民運動公園テニスコート上臨時駐車場



なぎさ公園駐車場



支援制度の概要

1 支援内容

災害により浸水した自宅等の災害廃棄物（片付けごみ）を自身で仮置場等へ運搬できない高齢者等への対応として、一般社団法人茨城県産業資源循環協会（以下「産資協」という。）によるエリア回収及び職員による戸別回収を実施し、適正かつ柔軟な処理対応を図りながら、市民の生活環境及び公衆衛生の保全に努める。

2 実施状況

(1) エリア回収

- ア 期間 令和5年9月13日（水）～9月22日（金）
- イ 対象 被災家屋集中地区（河原子町、白銀町）（産資協による実施）

(2) 戸別回収

- ア 期間 令和5年9月16日（土）～12月5日（火）
- イ 対象 災害廃棄物を運搬できない高齢者等（職員による実施）
- ウ 対応件数 235件



【エリア回収（河原子町）】



【戸別回収】



3 今後の方向性

台風第13号への対応より更に、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を処理できるよう、「災害廃棄物処理計画」に基づく処理要領の見直しについて検討していく。

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容				

支援制度の概要

1 支援内容

災害により浸水した自宅等の災害廃棄物（片付けごみ）を清掃センターにて受け入れる際の搬入手数料を免除

2 免除期間

令和5年9月17日（日）～11月30日（木）

3 免除件数

388件（令和5年11月30日現在）

4 受入状況

月	台数	搬入重量
9月	26台	1,510kg
10月	293台	44,370kg
11月	69台	17,740kg
計	388台	63,620kg



【受け入れたごみ（一部）】

5 令和5年11月30日（木）で手数料の免除を終了

期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容				





## 基本方針 5 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

---

### (1) 情報の収集・伝達

気象情報や被害状況などの災害時情報を速やかに収集するとともに、様々な媒体を活用した情報発信の充実を図ります。

現状

1 市の災害対応に必要となる関連情報については、各担当課が所管情報を収集し、災害対策本部に報告している。

<災害関連情報の収集方法等>

災害関連情報	情報収集方法等
(1) 気象情報	・天気相談所職員が気象庁等の情報を収集し、市独自の観測データと合わせて報告
(2) 河川水位情報	・久慈川、十王川及び海岸線に市が設置した監視カメラ（10台）によりライブ映像を確認 ・国県管理河川について、各ホームページに公開されたライブ映像等から状況確認
(3) ライフライン情報	・電力、ガス、水道、電話、鉄道、バス、高速道路等各事業者を確認し、情報をとりまとめて報告
(4) 被害情報	・各部において所管施設等の状況を取りまとめて報告 ・市民からの電話通報を各担当課が受け付け、防災情報管理システムに入力し情報共有

2 災害時の非常連絡手段として、交流センター、小中学校、ライフライン事業者等にIP無線機を配備している。

課題

- 1 災害関連情報は、担当課がそれぞれに情報源へアクセスして収集していることから、更新情報等の把握に遅れが生じる場合がある。
- 2 市管理の中小河川について、リアルタイムの状況が確認できない。
- 3 市への被害通報は、各担当課において受付を行っており、情報の二重登録等の原因となる。
- 4 災害発生時に、市役所への電話通報が集中し、電話回線が不足し、つながりにくくなる。
- 5 災害時における、地域（各コミュニティ（自主防災組織）や防災関係団体）から市への被害状況等の通報についてルール化されていない。
- 6 市民からのSNS等を利用した多様な情報提供に対応できていない。

今後の方針

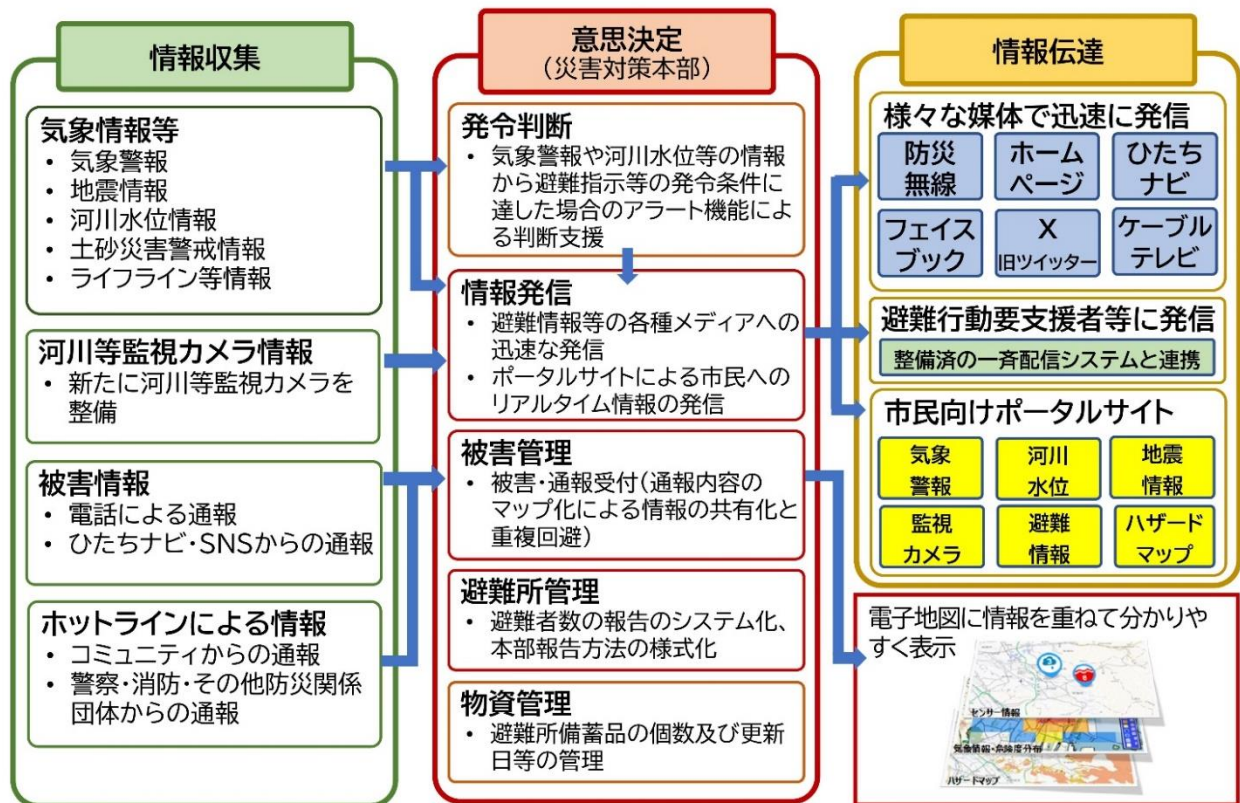
迅速かつ的確な災害対応に必要となる最新の災害関連情報を効果的・効率的に収集・管理できる体制を構築する。

- 1 気象情報、河川情報、ライフライン情報等をリアルタイムで収集、管理できる総合的な防災情報管理システムを導入し、災害対策本部において最新の情報を一元管理できる体制の構築を図る。

- 2 市管理の中小河川のハザードエリア（令和5年台風第13号被害箇所等）に監視カメラを設置し、河川の状況（ライブ映像）を確認できる体制を整備する。
- 3 市役所における被害情報の受付窓口の一本化や被害情報を一元的に管理し、災害対策本部において迅速に確認できる体制を整備する。
- 4 災害時に、市役所の電話設備に障害が発生した場合においても、被害通報等を受け付けられるよう、非常電話回線を増設する。※令和5年度実施済み
- 5 災害時における、市と各コミュニティ（自主防災組織）や防災関係団体等との情報連絡についてルール化を図るとともに、非常連絡手段等も活用した情報伝達訓練を定期的を実施し、状況変化に対応できる迅速な情報連絡体制を構築する。
- 6 市民からのひたちナビやSNS等を活用した被害情報等の受付・収集体制を整備する。

【災害関連情報の収集から伝達までの流れ】

～ 総合的な防災情報管理システムのイメージ ～



期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	システム導入に向けた検討	システム導入	システム運用	
	市役所電話回線の増設	河川監視カメラの検討・整備 通報等受付体制の整備	通報等受付体制の運用	

## 【②災害関連情報の発信・伝達方法の見直し】

【担当課】 防災対策課、広報戦略課  
コミュニティ推進課

### 現状

- 1 災害対策本部から発出する災害関連情報は、利用可能なあらゆる広報媒体を活用し発信している。  
 <活用している広報媒体>
  - (1) 防災行政無線（戸別受信機、屋外放送塔）
  - (2) 市ホームページ・SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター））
  - (3) ひたちナビ
  - (4) ケーブルテレビ（行政放送）
  - (5) FMひたち
  - (6) 携帯電話緊急速報メール（エリアメール等）、テレビL字放送（県防災情報ネットワークシステム経由）
  - (7) 登録制メール配信システム
- 2 災害対策本部から各コミュニティ（自主防災組織）への情報伝達は、コミュニティ推進課から各コミュニティの連絡登録者にLINEやメール等により発信している。
- 3 災害時の非常連絡手段として、交流センター、小中学校、ライフライン事業者等にIP無線機を配備している。

### 課題

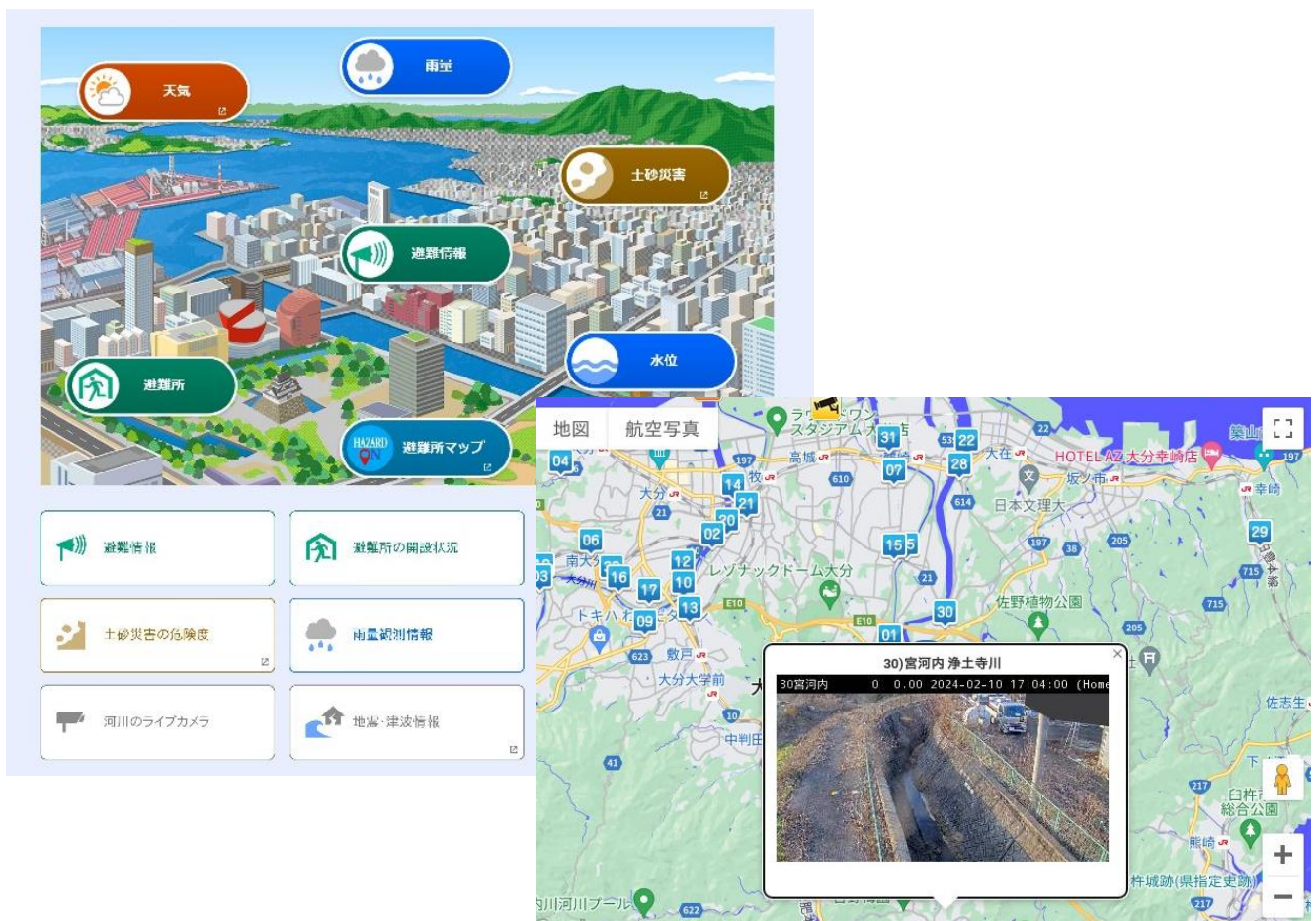
- 1 各広報媒体への情報入力が個別対応であり、情報発信に遅れが生じる。
- 2 市民から、気象状況や市内の被害状況、ライフラインの状況など、災害関連情報をホームページ上で分かりやすく提供することを求められている。また、避難の参考とするため、身近な河川等の状況（ライブ映像）の提供も求められている。
- 3 災害時における市から各コミュニティ（自主防災組織）や防災関係団体への情報伝達について、ルール化されていない。（情報提供の時期等が不明確）
- 4 非常連絡手段として配備しているIP無線機が有効に活用されていない。

### 今後の方針

- 1 災害対策本部が発信する情報について、多様な広報媒体へ一斉に発信できる総合的な防災情報管理システムを導入し、情報伝達の迅速性を高める。
- 2 市ホームページを通じた効果的・効率的な災害関連情報発信のため、気象状況、河川状況、ライフライン状況等の災害関連情報を一元的に分かりやすく提供できる防災ポータルサイトを整備する。

- 3 災害対策本部と各コミュニティ（自主防災組織）や防災関係団体との情報伝達について、ルール化を図るとともに、IP無線機など複数の連絡手段を使った実践的な情報伝達訓練を行い、実効性の高い情報伝達体制を構築する。
- 4 大規模停電や通信キャリアのシステムトラブル等不測の事態に備え、複数の情報伝達手段を確保するとともに、災害の程度に応じた具体的な情報伝達訓練を継続的に実施し、あらゆる危機に備える。
- 5 市からプッシュ型で情報発信できるひたちナビや登録制メール配信システム等の利用促進を図る。

【防災ポータルサイトのイメージ】



※左図…北九州市ホームページ・防災ポータルサイト「防災情報北九州」

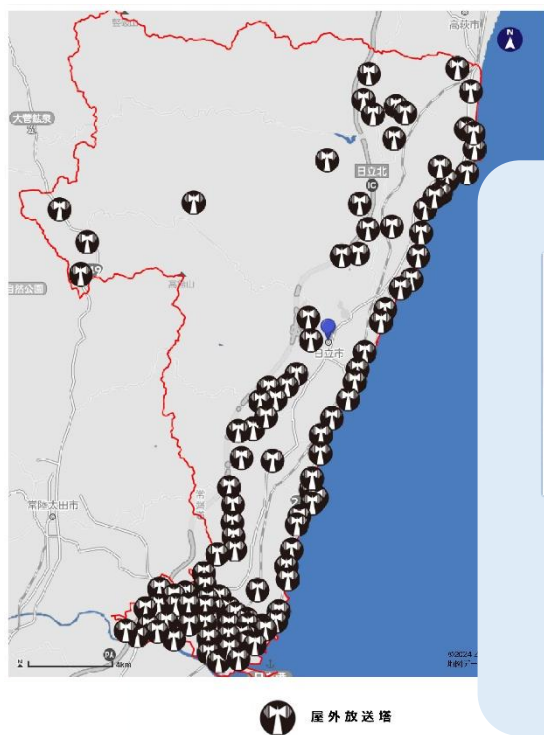
※右図…大分市ホームページ・水害監視カメラシステム

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容		情報発信・伝達方法の見直し検討 ポータルサイト・配信システム検討・導入等	システム・体制の運用	

現状

- 1 防災行政無線の戸別受信機を全世帯に配布するとともに、屋外放送塔（拡声子局）を主に土砂災害、洪水、津波ハザードエリア内（108か所）に設置している。
- 2 戸別受信機の受信状態不良の申出については、戸別訪問し、アンテナ設置やケーブルテレビ回線への接続により受信環境の改善を図っている。
- 3 防災行政無線の放送内容の確認方法として、電話案内（防災無線確認ダイヤル）、ホームページへの掲載を行っている。

【防災行政無線屋外放送塔（拡声子局）の設置状況】



防災行政無線放送媒体



屋外拡声子局  
(108か所)



戸別受信機  
(約8万世帯全戸配布)

課題

- 1 戸別受信機について、電源を切っていたり、音量を絞っている家庭がある。
- 2 戸別受信機の設置場所によっては、電波状態が悪く、放送内容を聞き取れないことがある。

今後の方針

全世帯へ配布しているプッシュ型情報伝達手段である戸別受信機の有効活用を図る。

- 1 戸別受信機の使用方法等について、市報等を活用し周知徹底を図る。
- 2 防災行政無線の放送内容を確認できる電話案内（防災無線確認ダイヤル）、ホームページについて周知を図る。

- 3 戸別受信機に関する電話相談窓口を設置し、操作方法の説明や受信状況の確認等を行うとともに、必要に応じて、受信環境改善工事（外部アンテナ取付又はケーブルテレビ回線引込（市が全額費用負担））を行う。
- 4 福祉関係団体等の協力を得て、避難行動要支援者等への平時の見守り活動等を通して、戸別受信機の受信状況（電源・電波）の確認を進める。
- 5 警戒レベル等に応じた確実な避難等につなげるため、危険度の逼迫状況に応じてチャイム音を変更するなど、防災行政無線の放送内容の工夫・改善を図る。

**【受信環境改善工事の概要】**

- ・ 専門業者が依頼者宅に戸別訪問し、戸別受信機の設置状況及び受信環境を点検
- ・ 点検結果により、外部アンテナ取付又はケーブルテレビ回線引込を実施

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	防災行政無線についての啓発 受信環境改善の推進			
		防災行政無線に関する 電話相談窓口の設置		





## 基本方針 5 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

---

### (2) 避難所の在り方

避難所の開設・運営等の災害対応を検証するとともに、避難所の環境向上に向けた取組を進めます。

## 現状

- 1 開設避難所については、指定避難所（91 か所）から、災害区分に応じて位置付けている。
- 2 各避難所の開設運営担当職員（1 班 4 人）をあらかじめ第 3 班まで割り当てるとともに、夜間及び休日における迅速な避難所開設のため、各避難所の近隣に居住する職員（3 人）を避難所開設担当職員に任命している。
- 3 避難所運営を統一的かつ円滑に行うため、「避難所運営マニュアル（平成 24 年）」や「避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応指針（令和 2 年）」を作成している。
- 4 迅速かつ円滑な避難所開設・運営のため、各避難所担当職員と各コミュニティ（自主防災組織）合同の訓練を実施している。
- 5 高齢者や障害者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者の利用を想定した「福祉避難所」として、市有施設 6 か所、民間施設 23 か所を指定している。
- 6 地域防災計画では、指定避難所の開設期間をおおむね 2 週間とし、それ以上の期間が経過した場合は、市営住宅又は旅館、ホテル等を活用することとしている。

## 課題

- 1 避難所の開設・運営について、避難所運営に当たる関係者間の役割分担が明確になっておらず、道路交通渋滞等により市職員の到着が遅れた場合の対応等が不明確である。
- 2 避難所運営に関して、女性や外国籍住民など多様な視点からの意見の反映が不十分である。
- 3 避難所運営職員の男女比率に偏りがある。
- 4 第一次開設避難所として位置付けている小中学校体育館については、暑さ・寒さ対策、生活環境面等の課題がある。
- 5 ペットを連れた避難に対応できていない。
- 6 第二次開設避難所として福祉避難所を 29 か所確保しているが、これまでの開設や避難者の実績はなく、開設運営面の基準や関係団体・関係者の役割等が明確になっていない。

## 今後の方針

- 1 避難所の早期開設及び円滑な運営のため、避難所運営に関わる各コミュニティ（自主防災組織）をはじめ、関係者間の協議により役割分担を明確にし、「避難所運営マニュアル」、「防災ハンドブック（コミュニティ版）」等を見直す。
- 2 避難所運営に関して、女性や外国籍住民など多様な意見を反映し、誰もが安心して避難できる環境づくりを進める。
- 3 多様な視点で避難所運営に取り組めるよう、避難所運営職員の男女比率の偏りをなくす。

- 4 災害の種別や状況に応じた開設避難所の在り方について、各コミュニティ（自主防災組織）をはじめ、関係者との調整を図りながら、空調設備等の整った交流センターの活用も含めて検討を進める。
- 5 ペット同伴避難については、避難所ごとの避難スペースや施設ごとの事情等を踏まえ、ペット同伴避難のルールづくりについて検討を進める。
- 6 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）が安心して避難できるよう、福祉避難所の開設運営基準を明確にする。
- 7 災害の状況により避難期間が長期化した場合に備え、避難所運営の在り方や備蓄品の充実等について検討を進める。
- 8 市と各コミュニティ（自主防災組織）など、関係者による避難所開設・運営訓練を継続的に実施し、避難所運営に関し、不断の見直しを行う。



※左図…日立市避難所運営マニュアル（平成 24 年作成）

※右図…コミュニティ版防災ハンドブック（平成 24 年作成）

期 間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内 容	避難所運営体制の見直し ・関係団体との調整	避難所運営体制の運用		
	避難所の在り方検討	避難所開設運営基準の作成		

## 現状

## 1 暑さ・寒さ対策

空調設備未整備の小中学校体育館における暑さ・寒さ対策については、大型扇風機、ジェットヒーター等を活用している。また、状況に応じて、空調設備が整った教室等を一部使用することとしている。

## 2 停電・断水時を想定したトイレ対策

簡易トイレを備蓄しているほか、プールの水を利用するためのポンプ設備や組立水槽の配備、井戸の整備などを行っている。また、マンホールトイレの計画的な整備を進めている。

## 3 資機材・備蓄品の整備

避難所における生活環境の改善、充実を図るため、各避難所の規模に応じて備蓄品や資機材を配備している。

## &lt;主な備蓄品、資機材&gt;

想定収容人数は、小学校体育館 100 人、中学校体育館 200 人、交流センター50 人とし、水、食料については、3 日分を備蓄している。なお、拠点倉庫（3か所）に、4 日分を備蓄し、あわせて約 1 万人 7 日分を確保している。

区 分		品名等
備蓄品	食料類	水、アルファ米、おこげ、パン、ビスケットなど
	生活物資類	間仕切りテント、ダンボールベッド、寝袋、マット、毛布、簡易トイレ、アルミシート、感染症対策物品、生理用品など
資機材		炊き出し釜、投光器、発電機、ランタン、懐中電灯、テレビ、ガスストーブ、電気ケトル、蓄電池など

## 課題

- 1 小中学校体育館の空調設備未整備箇所については、避難所としての暑さ・寒さ対策が不十分である。
- 2 妊産婦等の要配慮者や外国籍住民など様々な避難者への配慮が不足している。
- 3 温かい食事の提供やアレルギー対応非常食、ベビー用品、生理用品等の配備など、様々な気象状況への対応や、多様な事情を抱える避難者を想定した備蓄品・資機材の配備が求められている。
- 4 体育館と防災備蓄倉庫の距離が離れていたり、通路の路面状況が悪い避難所がある。

## 今後の方針

- 1 小中学校体育館を避難所として使用する場合、気象状況に応じて、空調設備の整備された教室等を使用することについて、明確な基準を設けルール化する。
- 2 空調設備未整備の体育館に、空調を補完する資機材として、新たにスポットクーラーを配備する。
- 3 年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが安心して快適な避難所生活を送ることができるよう、多様な避難者のニーズに合った避難所の環境及び備蓄品等の充実を図る。
- 4 防災備蓄倉庫実態調査（令和5年度実施）に基づき、体育館から防災備蓄倉庫までの通路の改修、防災備蓄倉庫の移設等の環境整備を進める。

### 【避難所の備蓄品等】



※コロナ対策やプライバシー確保策として、間仕切りテントやダンボールベッドなどを整備



※小中学校、高等学校、交流センター70か所に防災備蓄倉庫を整備し、水・食料、資機材を備蓄

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	防災備蓄倉庫 実態調査	改修工事（通路改修、倉庫移設）		
	避難所の生活環境の改善、資機材・備蓄品の整備			



## 基本方針 5 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

---

### (3) 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者に対し、円滑かつ迅速な支援を行うため、行政、地域等の役割分担を明確化した協働体制の構築を図ります。

【①避難行動要支援者の避難支援体制等の見直し】 **【担当課】 福祉総務課、  
コミュニティ推進課、防災対策課**

**現状**

- 1 避難行動要支援者の避難支援体制について
  - (1) 避難行動要支援者名簿には、介護保険要介護3以上、障害者手帳2級以上、65歳以上の一人暮らし高齢者等の要件に該当した方を登録している。
  - (2) 避難所開設のタイミングに合わせ、市から各コミュニティに当該地区のハザードエリア内に居住する避難行動要支援者に関する情報を提供し、各コミュニティから要支援者等に避難所開設情報を連絡し、必要に応じて避難誘導等の支援を行う。
- 2 個別避難計画の作成について
 

避難行動要支援者名簿登録者のうち、自力避難が困難な方について、本人の同意を得た上で、避難支援実施者、避難先、避難経路等を定めた個別避難計画の作成を進めている。

**【避難行動要支援者名簿登録者】** 7,968人（令和5年4月1日現在）

※計画作成対象外となる避難能力を有する方を含む。

**【個別避難計画作成数】** 688人（令和6年2月1日現在）

**課題**

- 1 避難行動要支援者や避難支援実施者等に対し、災害関連情報を迅速かつ確実に伝達する仕組みづくりが求められている。
- 2 避難支援実施者、市、各コミュニティ、民生委員、地域包括支援センター等の当該避難行動要支援者の関係者の役割分担を明確にした協働体制が整っていない。

**今後の方針**

- 1 避難行動要支援者支援に関わる市、各コミュニティ、民生委員、地域包括支援センター等の役割分担を明確にし、「避難行動要支援者避難支援マニュアル」等を見直す。
- 2 時間帯や気象状況に応じた具体的な避難支援手順を定める。
- 3 避難行動要支援者名簿登録者のうち、自力避難が困難な方については、引き続き、個別避難計画の作成を進め、令和7年度の作成完了を目指す。
- 4 市から、避難行動要支援者及び避難支援実施者、各コミュニティ、民生委員等の関係者へ避難情報を一斉に発信する「避難情報配信システム」の有効活用を図る。
- 5 避難行動要支援者の避難支援については、平時からの備えや関係団体の緊密な関係性の構築が重要であることから、平時から災害時を意識した見守り活動を実施するとともに、地域の自主防災訓練にあわせて避難行動要支援者の避難訓練や安否確認訓練を推進していく。

基本方針 5



## 【個別避難計画の例】

### 個人に係る情報（表）

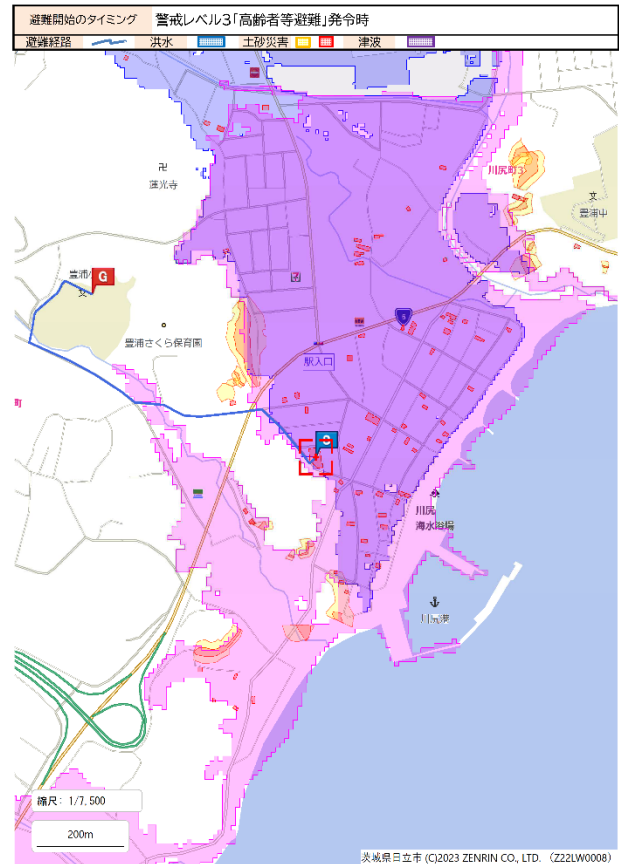
#### 日立市個別避難計画

作成日： 2023/2/3

～個人情報使用の同意について～

宛名No.	0123456-7		
地区	豊浦学区まちづくり推進会		
地区担当民生委員	民生 一男		
あんしん安全ネットワークの登録	有		
フリガナ	トヨウラ タロウ	血液型	○
氏名	豊浦 太郎	性別	男
住所	日立市川尻町1-40-1	TEL	42-1122 090-9876-5432
ハザード区分	内	FAX	42-3456 世帯人数 3人
メールアドレス	taro@hitachi.ne.jp		
支援を要する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報システム利用者 <input type="checkbox"/> 要介護 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害 2級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害 級 <input type="checkbox"/> 65歳以上の一人暮らし <input type="checkbox"/> その他(口)		
緊急連絡先	氏名 豊浦 一郎 (長男)	性別 長男	住所 川尻町1-40-1 TEL 42-1122
	氏名 神峰 桜子	性別 長女	住所 川尻町3-11-1 TEL 43-1234
かかりつけ医療機関	名称 ひたち病院	TEL 22-6789	
	名称 とよらクリニック	TEL 42-9876	
避難支援等実施者	氏名(住所・氏名)	豊浦 一郎 (長男)	TEL 42-1122 080-1234-5678
	住所	川尻町1-40-1	FAX 42-3456
	備考		メール ichirou@hitachi.ne.jp
	氏名(住所・氏名)	豊浦 花子 (長男の妻)	TEL 42-1122 060-1234-1234
	住所	川尻町1-40-1	FAX 42-3456
	備考		メール hanako@hitachi.ne.jp
●ハザード情報			
種別	洪水・津波		
指定避難所	豊浦小		
●指定避難所以外を希望する場合(ハザードエリア外として下さい)			
避難先(場所、住所、電話)			
●持記事項			
車いす利用。お薬手帳、携行医薬品あり。			
(例)サービスの利用、携行医薬品・お薬手帳の有無など			

### 避難経路に係る情報（裏）



## 【避難行動要支援者の避難訓練の様子】



基本方針 5

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	個別避難計画の作成			随時更新
	避難行動要支援者避難支援マニュアル等の見直し			



## 基本方針 5 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

---

### (4) 地域における協力連携

各コミュニティや関係機関との連携強化を図るとともに、自主防災組織の育成強化、防災士の養成などを通じて、防災対応力の向上を図ります。

現状

- 1 各コミュニティ（自主防災組織）の活動強化のため、活動費のほか、防災訓練、資機材の整備等に要する経費を継続的に補助している。
- 2 日頃から防災担当職員と各コミュニティ（自主防災組織）との連携を図り、地域の自主防災訓練に企画段階から参加するなど、地域防災力の強化に努めている。  
※自主防災訓練（令和5年度）：計28回実施、参加者約8,000人
- 3 地域の防災リーダーを担う人材育成のため、市主催による「防災士養成講座」を実施するとともに、「ひたち防災士ネットワーク」を組織し、防災士間の連携と相互研鑽を図る活動を展開している。  
※防災士：社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを特定非営利活動法人日本防災士機構が認証  
※市内の防災士数：335人  
※ひたち防災士ネットワーク（令和5年3月設立）：登録者数173人（令和6年2月現在）

課題

- 1 各コミュニティ（自主防災組織）や消防団等の防災関係団体が行う自主防災活動の更なる活性化に向けて、各団体の日頃からの連携をより深めていくことが必要である。
- 2 各コミュニティ（自主防災組織）や消防団など、地域の防災活動への若者の参加が少ない。
- 3 大学生の中には、熱心にボランティア活動に取り組む若者もおり、参加のきっかけづくりと継続のための工夫が必要である。

今後の方針

- 1 各コミュニティ（自主防災組織）や消防団等の防災関係団体が行う自主防災活動の支援や各コミュニティが実施する自主防災訓練への学校を始め、企業、防災関係団体の参画等について、積極的に市が関与し、各団体が行う自主防災活動の活性化及び各コミュニティ（自主防災組織）と防災関係団体の更なる連携強化を図る。
- 2 市内の2大学との連携を図り、ボランティア活動等への参加意識の高い大学生等を対象に、防災の視点から地域活動へ参加・継続を促す仕組みづくりを推進する。
- 3 防災士への関心は高まっており、引き続き市主催による「防災士養成講座」を実施するとともに、「ひたち防災士ネットワーク」による防災士間の連携と相互研鑽を支援していく。  
また、防災士の地域防災活動への参加のきっかけ作りを支援し、地域の防災リーダーとしての活躍の場を創出していく。

基本方針5

【自主防災訓練の開催状況】



小学校での自主防災訓練



中学校での自主防災訓練



防災士による資機材取扱いの説明



防災関係団体による出展

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	自主防災組織育成：順次実施			
	防災士養成講座の実施			
	ひたち防災士ネットワーク運営：順次実施			



## 基本方針 5 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

---

### (5) 防災意識の啓発・防災教育の推進

「自助」、「共助」の取組を更に促進するため、マイタイムラインの確立や防災教育の推進等により、市民の防災意識の向上を図ります。

## 現状

災害対策には、自分自身や家族で備える「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」があり、それぞれの役割を理解し、連携することが重要である。

「自助」は、災害に備え、自分でできることを考え、対策しておくことであり、災害対策の基本となることから、市では、一人一人が「自助」の意識を高める様々な取組を進めている。

- 1 市民一人一人が身近なハザード情報を理解し、防災意識を高めるため、令和5年3月に各地域のハザード情報（地震、津波、洪水、土砂災害、内水氾濫）や防災情報をまとめた「総合防災マップ」を作成し、全戸配布している。
- 2 災害時の防災行動計画の作成を支援する「マイタイムライン講習会」のほか、市主催による「防災士養成講座」の開催など、自助力や共助力が育まれる事業に重きを置いて防災対策を推進している。
- 3 学校教育では、小中学校の社会科の授業の中で、自然災害を学ぶほか、総合的な学習の時間を活用し、防災をテーマとした学習などが行われている。また、各コミュニティ（自主防災組織）と学校が連携し、地域の防災訓練に児童・生徒が参加する取組も行われている。

## 課題

- 1 自然災害が激甚化、頻発化する中、市民及び地域の防災意識を高め、自助力や共助力を育む啓発活動はますます重要となっている。
- 2 市民のハザードマップやマイタイムラインに対する認知度がまだまだ低い。
- 3 各コミュニティ（自主防災組織）からは、令和5年台風第13号に伴う豪雨被害を踏まえ、地域が把握する危険箇所に関する情報を地域住民が共有し、防災意識を高める取組を行いたいとの声がある。
- 4 市民懇話会等では、「子どもたちに災害について考える場を作ってほしい」、「防災を主体的に捉える子どもたちの育成を進めてほしい」、「災害パターンに対応した避難方法の理解、徹底が必要である」といった防災教育の拡充を求める声が寄せられている。

## 今後の方針

- 1 市民一人一人が身近なハザード情報を把握し、災害時にとるべき行動への理解を深め、命を守る行動につなげるため、各コミュニティ（自主防災組織）や学校等と連携を図り、様々な機会を活用し、ハザードマップ及びマイタイムラインに関する啓発を積極的に進める。
- 2 県が公開している「WEB版マイタイムライン」の活用なども含めて、SNS等を活用した幅広い年齢層へのPRを行うとともに、小中学校での防災教室や出前講座の開催など、様々な機会を活用し、効果的な啓発活動に取り組む。



- 3 ハザードマップについては、令和6年度に県が予定する県管理河川の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の追加指定等を反映し、WEB版ハザードマップを更新する。あわせて、市民がより理解しやすい表現内容に修正する。
- 4 各コミュニティ（自主防災組織）が主体となり、地域が独自に把握している道路冠水等の被害情報を掲載した地域独自の「災害対策マップ」の作成を推進し、地域の防災意識の向上と災害対応力の更なる強化を図る。
- 5 学校授業等における防災教育について、各コミュニティ（自主防災組織）の防災部員や防災士等による出前授業を活用するなど、より実践的な内容の充実を図る。

**【防災教育の推進状況】**



※洪水浸水想定区域内の住民を対象としたマイタイムライン講習会



※PTAを対象としたマイタイムライン講習会



※小学校での防災士による出前講座



※日立市WEB版ハザードマップ（令和5年3月から公開）

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容	自助力の向上・各種防災教育の推進：順次施策の実施			
	ハザードマップの更新及び更なる啓発			



## 基本方針 5 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

---

### (6) 総合的な防災体制の確立

迅速な初動体制の確立を図るほか、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画などを定めた災害対策基本法に基づく地域防災計画、避難所や避難行動要支援者の対応等に係る各種マニュアルを改定します。

現状
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の防災体制については、風水害、地震など、災害の種別及び規模に応じて災害対策本部などの体制区分及び職員動員体制の基準を定め、対応に当たっている。</li> <li>2 災害対策本部等における各部課職員の役割については、地域防災計画に定める事務分掌に基づき対応に当たっている。また、全職員に、職員の初動体制や市の防災体制をまとめた「防災ハンドブック」を配布している。</li> <li>3 職員の訓練としては、災害対策本部運営訓練のほか、避難所開設運営訓練、無線機等による通信訓練、資機材取扱訓練などを行っている。</li> <li>4 また、職員研修に防災関連科目を組み込むほか、防災士資格取得支援、避難所運営担当職員の地域自主防災訓練への参加など、職員の防災意識向上のための各種取組を実施している。</li> </ol>
課題
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通渋滞等による市職員の避難所到着の遅れや、避難行動要支援者への通報の遅れなどを踏まえ、初動対応の見直しが必要である。</li> <li>2 災害対策本部において、災害関連情報を効率的に収集、管理し、関係者間の情報共有と効果的な情報発信のため、一元的な災害関連情報の管理体制の構築が必要である。</li> </ol>
今後の方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害種別に応じた迅速な初動体制の確立 より迅速な初動体制の確立のため、災害種別に応じた各部課、各職員の具体的な行動を明確にした災害対応行動計画（タイムライン）を定める。</li> <li>2 迅速かつ確実な情報の収集・伝達体制の確立       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関連情報を効果的・効率的に収集、管理し、広報媒体へ一斉発信できる総合的な防災情報管理システムを導入し、災害対策本部における一元的な情報管理体制を構築する。 (※再掲)</li> <li>(2) 県、ライフライン、警察、自衛隊、各コミュニティ（自主防災組織）等の関係機関との緊密な情報連絡体制を確立し、迅速な情報共有を図る。</li> <li>(3) 報道機関と連携した迅速な住民広報体制を確立する。</li> </ol> </li> <li>3 職員一人一人の迅速な初動の徹底 災害の状況に応じて職員一人一人が迅速かつ確実に初動がとれるよう、防災ハンドブックを適時見直すとともに、災害対応の各種訓練を定期的実施する。</li> </ol>

#### 4 職員の防災教育の充実

各種計画等に位置付けている防災対策について職員への周知を徹底するため、継続的な防災研修や実践的な訓練機会の更なる充実を図るとともに、防災士の資格取得を推進し、職員の防災意識向上に取り組んでいく。

##### 【防災訓練等の様子】



※災害対策本部運営訓練



※避難所開設運営訓練（資機材の取扱いの確認）



※地域の自主防災訓練への参加



※市職員も受講した市主催による防災士養成講座

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容		災害対策本部の強化	訓練・体制の見直し（随時）	
		各課職員の役割・防災ハンドブック見直し・作成	訓練・体制の見直し（随時）	

## 現状

- 1 災害対策基本法に基づく「日立市地域防災計画」のほか、災害時の行動に係る関連計画やマニュアル等を整備しており、防災対策の見直し等に合わせて適宜改正を行っている。
- <主な計画等>

## (1) 日立市地域防災計画

市町村は、災害対策基本法に基づき、「市町村地域防災計画」を作成するとともに、計画の実施を推進することとされている。

## 計画の構成

- ①水害対策計画編
- ②地震災害対策計画編
- ③津波災害対策計画編
- ④原子力災害対策計画編
- ⑤事故災害対策計画編

## (2) 日立市国土強靱化地域計画

市町村は、国土強靱化基本法に基づき、「市町村国土強靱化地域計画」を作成することとされている。(令和3年3月策定)

## 概要

本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針  
(主な内容)  
強靱化の基本的考え方、脆弱性の評価と施策の推進方針等

## (3) その他関連計画及びマニュアル

事業継続計画（BCP）地震対策編  
避難所運営マニュアル、避難行動要支援者避難支援マニュアル、防災ハンドブックなど

## 課題

- 1 「災害復旧基本計画」に基づく各種防災・減災関連事業の見直し等を踏まえ、「日立市地域防災計画」を始め、「日立市国土強靱化地域計画」、関連計画及び各種マニュアル等の改定を行う必要がある。

## 今後の方針

「災害復旧基本計画」に基づく各種防災・減災関連事業の見直し等を踏まえ、「日立市地域防災計画」等の改定を行う。

- 1 「日立市地域防災計画」の改定

※主な改定項目

- (1) 職員動員体制を含めた初動体制
- (2) 災害対策本部事務分掌
- (3) 線状降水帯発生情報に係る避難指示発令基準
- (4) 災害情報の収集・伝達体制
- (5) 避難所開設運営基準

2 風水害時事業継続計画（BCP）の作成

風水害時に継続する業務及び災害対応業務を整理し、優先して実施すべき業務を特定し、「事業継続計画（BCP）」として明文化していく。

3 各種マニュアル等の見直し

「災害復旧基本計画」に基づく各種防災・減災関連事業の見直し等に関連した各マニュアルの改定を行う。

- (1) 避難所運営マニュアル（平成24年作成）（※再掲）

避難所開設・運営について、各コミュニティ（自主防災組織）、小中学校との連携協力方法等を含め、具体的な避難所の開設・運営手順を整理する。

- (2) 避難行動要支援者避難支援マニュアル（令和2年作成）（※再掲）

避難行動要支援者への災害時の連絡手順や避難支援の流れを整理する。

- (3) 防災ハンドブック（職員用、各コミュニティ用）など（※再掲）

災害時の初動体制や市役所各担当課の事務分掌、各コミュニティの役割等を整理する。



※日立市地域防災計画

期 間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内 容		<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">対策検討・関係団体調整</div>	<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">地域防災計画改定</div>	

## 8 災害復旧費の内訳

### (1) 一般会計

(単位：億円)

区 分	総 額	財源内訳				
		国庫補助金	県補助金	市債	その他	一般財源
① 道路	12.7	4.9		6.1		1.7
② 河川	8.2	2.5		4.6		1.1
③ 公園	2.0	0.3		1.7		
④ 学校施設	1.2	0.5		0.6		0.1
⑤ 農林業施設	3.9		1.8	1.3		0.8
⑥ 観光施設	0.5			0.5		
⑦ 本庁舎	5.8			4.5		1.3
⑧ 災害ごみ処理	3.1	1.5				1.6
⑨ 被災者支援 (見舞金等)	2.5		1.4	0.2	0.1	0.8
⑩ 被災企業支援	0.9		0.6			0.3
⑪ その他	1.9			1.2		0.7
計	42.7	9.7	3.8	20.7	0.1	8.4

### (2) 特別会計

(単位：億円)

区 分	総 額	財源内訳				
		国庫補助金	県補助金	市債	その他	一般財源
⑫ 水道施設	0.1					0.1
⑬ 下水道施設	27.7	18.2		9.1		0.4
計	27.8	18.2		9.1		0.5

### (3) 市全体

(単位：億円)

区 分	総 額	財源内訳				
		国庫補助金	県補助金	市債	その他	一般財源
計	70.5	27.9	3.8	29.8	0.1	8.9

※上記復旧費用については、令和5年度12月補正予算までを記載しており、今後、施設ごとの復旧に係る所要額を精査し、適宜、予算措置していきます。



## (1) 一般会計の内訳

(単位：千円)

区 分	主な内容			
	計上時期	事業名	予算額	内 容
①道路 【1,274,706千円】	予備費 (9/11)	道路災害復旧 事業費	80,556	災害復旧工事(道路陥没、法面崩壊、 土砂流出等)
	9月専決	道路災害復旧 事業費	645,998	1 災害復旧設計等業務委託 2 災害復旧工事(道路陥没、法面 崩壊、土砂流出等)
	12月補正	道路災害復旧 事業費	548,152	1 災害復旧設計等業務委託 2 災害復旧工事
②河川 【818,240千円】	予備費 (9/11)	河川・排水路災害 復旧事業費	15,380	災害復旧工事(護岸復旧、土砂 撤去等)
	9月専決	河川・排水路災害 復旧事業費	507,710	1 災害復旧測量業務委託 2 災害復旧工事(護岸復旧、土砂 撤去等)
		治水対策事業費	36,674	流域治水計画策定業務委託
	12月補正	河川・排水路災害 復旧事業費	239,750	1 災害復旧設計等業務委託 2 災害復旧工事
治水対策事業費		18,726	流域治水計画策定業務委託	
③公園 【199,300千円】	予備費 (9/11)	都市公園等災害 復旧事業費	5,000	災害復旧工事(法面復旧等)
	9月専決	都市公園等災害 復旧事業費	194,300	1 災害復旧測量業務委託 2 災害復旧工事(法面復旧等)
④学校施設 【115,003千円】	9月専決	小学校災害復旧 事業費	95,581	1 災害復旧業務委託(詳細設計、 地質調査) 2 災害復旧工事 (1) 擁壁復旧(河原子小学校) (2) 法面復旧(水木小学校、山部 小学校)
		中学校災害復旧 事業費	19,422	1 災害復旧詳細設計業務委託 2 法面復旧工事(平沢中学校)
⑤農林業施設 【389,935千円】	9月専決	農業施設災害 復旧事業費	144,748	1 災害復旧実施設計等業務委託 2 災害復旧工事(農地法面崩壊、 土砂流出、農業用施設(水路、 堰など)復旧等)
		林道災害復旧 事業費	210,000	1 災害復旧実施設計等業務委託 2 災害復旧工事 5路線33か所 (道路陥没、土砂流出、倒木 復旧等)
	12月補正	農業施設災害 復旧事業費	35,187	藤坂川(十王町高原)の農業用施設 (堰)の補修及び護岸の復旧 1 災害復旧実施設計等業務委託 2 災害復旧工事

区 分	主な内容			
	計上時期	事業名	予算額	内 容
⑥観光施設 【50,831千円】	9月専決	プール・ホリゾン 災害復旧事業費	46,189	災害復旧工事（余熱配管復旧）
	12月補正	海水浴場復旧 事業費	4,642	久慈浜海水浴場の駐車場の復旧 工事
⑦本庁舎 【578,628千円】	予備費 (9/8)	本庁舎災害復旧 事業費	74,822	本庁舎が受けた被害（地下及び1階 への浸水、土砂の堆積等）に対する 災害復旧（電気・機械設備応急復旧、 免震層泥土除去等）
	9月専決	本庁舎災害復旧 事業費	270,906	1 災害復旧業務委託（受変電 設備等点検、浸水対策検討） 2 災害復旧工事 (1) 電源設備・給排水設備等復旧 (2) 汚泥等除去等
	12月補正	本庁舎災害復旧 事業費	232,900	1 災害復旧業務委託 （免震装置点検管理、浸水対策 基本実施設計等） 2 災害復旧工事 (1) 電気設備復旧（動力設備、 急速充電器、電灯設備等） (2) 機械設備復旧（給排水設備、 空調設備等） (3) 建築設備復旧（免震層補修 及び塗装等）
⑧災害ごみ処理 【306,000千円】	予備費 (9/9)	災害ごみ処理 経費	6,000	臨時集積所災害ごみ運搬等業務 委託
	9月専決	災害ごみ等処理 経費	300,000	臨時集積所災害ごみ運搬等業務 委託
⑨被災者支援 （見舞金等） 【248,138千円】	予備費 (9/10)	緊急通学対策 経費	569	災害により、通学が困難となった 中里小中学校及び十王中学校の 児童・生徒の通学支援（9月分）
	予備費 (9/11)	災害支援経費	5,189	災害ボランティアセンターの 運営等の委託
	予備費 (9/12)	災害対策経費	78	孤立集落（十王町高原沢平地区） へ提供した非常用発電機賃借料
		災害支援経費	1,459	り災証明書を交付された世帯への 消毒液、掃除用品等の配布
	予備費 (9/14)	広報事業費	791	支援制度をまとめたチラシ作成 （9月20日号市報との同時配布） （印刷製本費）
予備費 (9/26)	広報事業費	1,254	支援制度をまとめたチラシ作成 （10月5日号市報との同時配布） （印刷製本費）	

区 分	主な内容			
	計上時期	事業名	予算額	内 容
⑨被災者支援 (見舞金等) 【248,138千円】	予備費 (10/16)	広報事業費	470	支援制度をまとめたチラシ作成 (9月20日号市報との同時配布) (委託料)
	予備費 (11/17)	広報事業費	559	支援制度をまとめたチラシ作成 (10月5日号市報との同時配布) (委託料)
	9月専決	災害支援経費	170,967	被災者生活再建支援金、災害見舞金、 災害弔慰金、災害支援金の支給及び 災害援護資金の貸付け
		住宅応急修理 支援事業費	35,300	災害救助法に基づき、被災した 住宅の応急復旧を支援
		緊急通学対策 経費	3,262	災害により、通学が困難となった 中里小中学校及び十王中学校の 児童・生徒の通学支援(10月以降分)
	12月補正	住宅応急修理 支援事業費	28,240	災害救助法に基づき、被災した 住宅の応急復旧を支援(追加分)
⑩被災企業支援 【89,070千円】	9月専決	中小企業等災害 復旧支援対策 経費	7,570	茨城県災害対策融資の借入りに 係る利子及び保証料を県と共同 して補助
	12月補正	中小企業等災害 復旧支援対策 経費	81,500	茨城県と連携して行う「被災した 中小企業に対する復旧支援」
⑪その他 【197,019千円】	予備費 (9/11)	社会体育施設 災害復旧事業費	3,575	災害復旧工事 土砂撤去(河原子北浜スポーツ広場)
	予備費 (11/2)	老人福祉セン ター災害復旧 事業費	715	金沢老人福祉センターの屋根復旧 工事
		公営住宅災害 復旧事業費	1,915	滑川団地汚泥処理及び環境整備 工事等
	予備費 (12/1)	災害対策経費	91	第1回令和5年台風13号災害 対応に関する市民懇話会の開催 に伴う報償費
	予備費 (12/28)	災害対策経費	82	第2回令和5年台風13号災害 対応に関する市民懇話会の開催 に伴う報償費
	9月専決	総合健康福祉 センター災害 復旧事業費	1,980	総合健康福祉センター敷地内法面 復旧工事
		東平霊園災害 復旧事業費	23,231	1 災害復旧法面設計業務委託 2 東平霊園内法面等復旧工事
鞍掛山霊園災害 復旧事業費		1,933	鞍掛山霊園内雨水マンホール復旧 工事	

区 分	主な内容			
	計上時期	事業名	予算額	内 容
⑪その他 【197,019千円】	9月専決	し尿処理施設 災害復旧事業費	560	滑川クリーンセンター内シャッター 復旧工事
		清掃センター 災害復旧事業費	15,988	1 フェンス修繕、施設点検、洗浄 2 公用車3台購入（代車賃借料、 保険料含）
		一般廃棄物最終 処分場災害復旧 事業費	858	一般廃棄物最終処分場（東金沢） 流出土、U字溝復旧工事
		公営住宅災害 復旧事業費	7,600	災害復旧業務委託（土砂撤去、 エレベーター復旧等）
		自然の村災害 復旧事業費	12,936	災害復旧工事（かみすわ山荘） （土砂流出、擁壁復旧等）
		社会体育施設 災害復旧事業費	71,853	災害復旧工事 1 法面復旧（河原子北浜スポーツ 広場） 2 土砂撤去、フェンス復旧 （滑川市民広場、高鈴少年広場）
	予備費	職員人件費	53,702	時間外勤務手当等

(2) 特別会計の内訳

区 分	主な内容			
	計上時期	事業名	予算額	内 容
⑫水道施設 【5,764千円】	予備費 (12/1)	特別損失	5,764	1 諏訪橋水管橋仮復旧工事 2 東連津川水管橋仮復旧工事 3 給水管漏水修理等（18件）
⑬下水道施設 【2,777,990千円】	予備費 (9/8、 1/19)	特別損失	13,301	1 池の川処理場清掃業務委託 及び活性汚泥運搬業務委託 2 備用品費（高圧洗浄機、手袋、 乾電池等）
	9月専決	災害復旧費	6,500	管渠仮復旧工事（滑川本町、神峰町）
	12月補正	特別損失	28,420	汚水運搬業務委託（9月末まで）
		災害復旧費	2,727,090	1 災害査定書類作成業務委託 2 管路復旧工事 3 池の川処理場復旧工事 4 各中継ポンプ場復旧工事
予備費	特別損失	2,679	時間外勤務手当等	

## 9 国・県からの支援内容

### (1) 国からの支援

#### ア 自衛隊による人命救助活動

##### (ア) 要請理由

県道日立山方線で発生した土砂崩れに巻き込まれた民間車両の有無の確認及び巻き込まれた民間車両があった場合の乗車者の救助のため。

##### (イ) 活動内容 人命救助

##### (ウ) 活動期間 令和5年9月9日（土）午前5時20分から9月10日（日）午前7時25分まで



【自衛隊による人命救助活動（県道日立山方線）】

#### イ 国土交通省による災害調査等に対する主な応援

##### (ア) リエゾン（情報連絡員）の派遣 1名

##### (イ) TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）の派遣 4名

##### (ウ) 災害対策用ヘリコプター「あおぞら号」による調査（9月12日（火））

##### (エ) 災害対策用機械等（排水ポンプ車、散水車、照明車）の貸与



【災害対策用ヘリコプター「あおぞら号」による調査】

【国土交通省による排水ポンプ車の貸与】

ウ 普通交付税（11月定例交付分）の繰上げ交付

(ア) 多大な被害を受けた地方公共団体に対し、普通交付税の一部（11月定例交付分の30%）を繰り上げて交付を実施

(イ) 繰上げ交付額 5億2,600万円

(ウ) 交付日 令和5年9月19日（火）

エ 激甚災害（局激）の指定（農地等の災害復旧事業）

令和5年11月7日（火）、台風第13号の暴風雨等による災害を「局地激甚災害」に指定し、農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置の対象に閣議決定

## (2) 県からの支援

ア 令和5年9月8日（金）、茨城県災害対策本部を設置するとともに、同日、本市、高萩市及び北茨城市への災害救助法を適用

イ 防災ヘリコプターによる孤立集落（十王町高原沢平地区（8世帯17名）への物資搬送（令和5年9月12日（火）、水300ℓ、食料7日分））

(ア) 十王町高原地内の市道の土砂崩れに伴う通行止めにより、沢平地区が孤立状態となり、また同地区内の簡易水道が停止したことから、水・食料を空路で搬送

(イ) 市においては、発電機を提供するほか、保健師による訪問健康相談を実施



【県防災ヘリコプターによる物資輸送】

### (3) 災害復旧に関する要望活動等

#### ア 大井川知事への要望書提出【令和5年9月15日（金）】

本市、高萩市及び北茨城市の3市の首長及び議長の連名で、激甚災害指定に対する要望を実施



【大井川知事に要望書を手交】

#### イ 松村祥史内閣府特命担当大臣（防災）現地視察対応及び要望書提出【令和5年9月20日（水）】

松村内閣府特命担当大臣（防災）が本市、高萩市及び北茨城市の被害状況などを視察した際、意見交換とともに、激甚災害指定に対する要望を実施



【松村大臣に要望書を手交】



【県道日立山方線を視察】

ウ 立憲民主党議員団・国民民主党議員団視察対応及び要望書提出

【立憲民主党議員団令和5年9月27日（水）、国民民主党議員団令和5年9月28日（木）】

両議員団が本市、高萩市及び北茨城市の被害状況などを視察した際、災害復旧に関する要望を実施

エ 松村祥史内閣府特命担当大臣（防災）・宮下一郎農林水産大臣・武田良太自民党災害対策特別委員長への要望書提出【令和5年10月18日（水）】

本市、高萩市、北茨城市及び福島県いわき市の4市の首長及び議長の連名で、激甚災害指定に対する要望を実施

オ 国土交通省水管理・国土保全局次長、防災課長及び災害査定官等への下水道復旧事業に関する要望を実施【令和5年11月27日（月）】



## 10 資料編

### 《令和5年台風第13号に係る活動状況》

#### (1) 日立市災害対策本部等

##### ア 開催日等

- (ア) 令和5年9月6日(水) 災害情報連絡会議設置 (全2回開催)
- (イ) 令和5年9月8日(金) 災害警戒体制本部設置 (全3回開催)  
災害対策本部設置 (午後5時30分)

※令和5年9月8日(金) 午後6時50分に災害対策本部を消防本部に移設

※令和5年9月10日(日)に災害対策本部を市役所本庁舎に戻し、令和5年10月10日(火)までに12回開催



【災害対策本部会議 (市役所)】



【災害対策本部会議 (消防本部)】



【災害対策本部会議 (消防本部)】



【災害対策本部会議 (消防本部)】

#### (2) 避難所の設置

- ア 避難所開設数 24 か所
- イ 避難者数 令和5年9月9日(土) 午前0時時点で、17か所に最大83人

(3) 災害対応に関する地域の声について

ア 概要

令和5年台風第13号に伴う災害対応に関して、直接地域の声を聴取することで、課題等を明らかにし、その結果を今後の防災対策に反映

イ 聴取方法等

- (ア) 実施時期 令和5年10月23日（月）から11月1日（水）まで
- (イ) 場所 交流センター23か所
- (ウ) 聴取方法 市職員が各コミュニティの会長・事務局長・防災部長等から、災害対応に関するソフト面の対応を中心に意見を聴取
- (エ) 聴取内容

項目	主な意見
避難情報の伝達について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの情報発信における課題 (20件)</li> <li>・コミュニティからの情報発信における課題 (10件)</li> <li>・防災行政無線が聞こえにくい (21件)</li> <li>・新たな情報伝達手段を構築してほしい (15件)</li> <li>・避難行動要支援者への情報伝達が遅かった (13件)</li> <li>・避難所開設情報のタイミングが遅かった (8件)</li> </ul>
避難の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動基準を作成してほしい (16件)</li> <li>・豪雨中の避難は危険である (20件)</li> <li>・避難行動要支援者への避難支援における課題 (11件)</li> <li>・避難所の見直しを検討してほしい (15件)</li> </ul>
避難所の開設・運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営の人数や連携について (21件)</li> <li>・避難所運営のスキルアップについて (5件)</li> </ul>
行政と自主防災組織の関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害に対する啓発活動が必要である (17件)</li> <li>・災害時に行動できる人材育成が必要(防災士) (9件)</li> <li>・応急対策における連携について (6件)</li> <li>・避難行動要支援者への配慮について (5件)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の情報共有の必要性</li> <li>・社会福祉協議会との連携強化</li> <li>・自主防災組織体制のマニュアル化</li> <li>・ハザードマップの周知徹底</li> <li>・市の出先機関の役割の明確化</li> </ul>

(4) 災害対応に関する市民等の声について

ア 概要

各部において、被災家屋の調査、被災現場の確認、災害廃棄物の仮置場・戸別回収、消毒液の配布、災害ボランティア活動等に従事した際及び「台風第13号に関する相談窓口」に寄せられた市民等の声を整理

イ 主な内容

項目	主な内容
避難所開設、救出・救護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設や避難行動要支援者への避難の呼び掛けのタイミングが遅い。</li> <li>・道路渋滞により職員が避難所に到着できず、開設が大幅に遅れた。近くの自主防災組織に開設を任せてほしい。</li> </ul>
市の問合せ対応、広報等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の停電により、電話がつながりにくかった。</li> <li>・チラシ「台風13号による豪雨災害に係る支援制度」の配布が遅い。</li> </ul>
災害廃棄物、土砂等の撤去について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の仮置場が自宅から遠く、搬入の手段もない。可燃ごみの集積所等に出せるようにしてほしい。</li> <li>・河川や側溝等に流れ込んだ災害廃棄物、土砂、流木を早く撤去してほしい。</li> </ul>
災害ボランティアについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアの派遣を要請したが、すぐに対応してもらえなかった。</li> <li>・店舗や事業所についても、災害ボランティアの派遣対象としてほしい。</li> </ul>
被災者支援制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地の崖崩れ、土砂の撤去等についても、市で対応してほしい。</li> <li>・市営住宅への一時避難は、使用期間3か月間では短い。家具や家電品を備え付けてほしい。</li> </ul>
これまでの治水対策等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所敷地内の川の溢水について、予想を超える雨量があることを考慮し、防ぐことができなかったのか。</li> <li>・河川や用水路の氾濫は、清掃が行き届かず、流れが悪いのが原因である。</li> </ul>
今後の対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎や河川については、全国で最も多い雨量を参考に検討すべきである。</li> <li>・浸水地域や冠水しやすい道路等を把握できたので、対策に活かしてほしい。</li> </ul>

(5) 災害対応に関する市民懇話会の設置について

ア 設置の目的

令和5年台風第13号に伴う豪雨被害を踏まえ、災害対応の検証や課題の整理を行うとともに、今後の防災力向上を図るに当たり、広く学識経験者や各種団体の関係者等から意見又は助言を求めるため設置

イ 委員構成

学識経験者を始め、コミュニティ、民生委員、医療・福祉、女性団体、若者・子育て世代など22人で構成

ウ 開催日等

開催日	主な議事内容
<b>【第1回】</b> 令和5年11月20日(月)	1 市の防災体制等について (1) 日立市地域防災計画の概要について (2) 避難情報の発令基準について (3) 災害時の市の体制等について (4) 市が整備している資機材等について 2 台風第13号に伴う大雨被害と市の災害対応について (1) 災害の概要 (2) 主な被害状況 (3) 市の災害対応について (4) 市民等への各種支援等の状況など 3 台風第13号災害対応に関する地域の声について
<b>【第2回】</b> 令和5年12月20日(水)	1 災害対応に関するこれまでの委員からの意見等について 2 意見交換（情報の収集・伝達、避難所の在り方、要支援者等への対応、地域における協力連携）
<b>【第3回】</b> 令和6年1月31日(水)	1 日立市における今後の自然災害の対応に関する提言（案）について 2 意見交換



日立市における今後の自然災害の対応に関する提言

令和5年台風13号災害対応に関する市民懇話会  
令和6年2月5日



### 【提言書】

令和6年2月5日、小川市長に、「日立市における今後の自然災害の対応に関する提言書」を提出いただきました。

この提言書には、「令和5年台風13号災害対応に関する市民懇話会（座長：茨城大学 信岡尚道教授、副座長：茨城キリスト教大学 中島美那子教授）」におきまして、様々な分野の委員の皆様から頂戴した貴重な御意見が反映されており、次の5つのテーマに関する具体的な提言をいただきました。

- ①情報の収集・伝達について
- ②避難所の在り方について
- ③避難行動要支援者等への支援について
- ④地域における協力連携について
- ⑤防災意識の啓発・防災教育の推進について

なお、提言書における具体的な内容は次ページ以降のとおりです。

## ①情報の収集・伝達について

課 題	要 望
ア 災害時情報の収集の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報や被害情報等の災害時情報を迅速に収集し、一元管理できる体制づくり</li> </ul>
イ 災害時情報伝達方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市から発信する各種防災情報をホームページ上でまとめて分かりやすく表示するなど、情報配信方法の見直し</li> <li>・災害時情報を必要とする市民・防災関係団体等に対し、多様なメディアを活用して一斉配信するなど迅速に情報提供できる体制づくり</li> <li>・大規模停電時やシステムトラブル等に備えた複数の通信手段等の確保</li> </ul>
ウ 河川等の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の参考とするために地域の河川の溢水や道路の冠水の状況を映像等で確認できる仕組みづくり</li> </ul>
エ 防災行政無線による情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭に配備されている戸別受信機を有効活用するため、電源を入れることの啓発や受信状態の確認・改善のための取組</li> <li>・効果的に避難情報を伝えるための防災行政無線の放送内容の工夫</li> </ul>

## ②避難所の在り方について

課 題	要 望
ア 避難所運営体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の早期開設のため、市とコミュニティや防災関係団体との協力体制の構築など避難所運営体制の見直し</li> <li>・関係者による避難所開設運営訓練機会の充実</li> <li>・女性や外国籍住民など、多様な意見を反映した避難所運営の仕組みづくり</li> </ul>
イ 避難所環境の向上・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦などの要配慮者、ペット同行避難者など、あらゆる避難者が安心して過ごせる避難所環境の整備</li> <li>・避難所における暑さ、寒さ対策として、空調設備の整備や空調を補完する資機材等の整備</li> </ul>
ウ 避難所の備蓄品等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な気象状況への対応や多様な事情を抱える避難者を想定した資機材・備蓄品等の配備</li> </ul>
エ 避難所の在り方の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を踏まえた、より安全かつ効率的な避難の在り方の検証</li> <li>・第一次開設避難所としての交流センターの活用を検討</li> </ul>

### ③避難行動要支援者等への支援について

課 題	要 望
ア 避難行動要支援者の避難支援体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る市、コミュニティ、民生委員、社会福祉協議会等の関係者の役割の明確化</li> <li>・避難行動要支援者の支援体制及び避難行動要支援者名簿運用指針等の各種マニュアルの見直し</li> <li>・様々な状況を想定した避難支援手順の作成</li> <li>・平時から災害時を意識した避難行動要支援者に対する見守り活動の実施</li> <li>・避難行動要支援者の避難の実行性を高めるための柔軟な対応の検討</li> </ul>

### ④地域における協力連携について

課 題	要 望
ア 地域自主防災活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティと消防団等の地域防災関係団体との連携を深めるとともに、地域コミュニティへの若者（防災士やボランティアを含む。）の参加を促し、災害時に活動できるコミュニティづくりを推進</li> <li>・自主防災組織であるコミュニティと地域の学校や企業、地域防災関係団体とが平時から連携できる仕組みづくりと自主防災訓練の充実</li> <li>・地域の防災リーダーとなる人材（防災士、消防団員、ボランティア等）の養成と育成を推進</li> </ul>

### ⑤防災意識の啓発・防災教育の推進について

課 題	要 望
ア 自助力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のハザードマップや災害時にとるべき行動への理解を深めるため、ハザードマップやマイタイムラインの更なる普及啓発</li> </ul>
イ 地域における危険箇所の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が把握する道路の冠水箇所や浸水エリア等の危険箇所の情報をコミュニティが主体となり、マップ化し、地域住民へ意識啓発</li> </ul>
ウ 防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校授業においても、継続的な防災教育が必要であり、学校授業等における防災教育の推進とコミュニティや防災士等による出前授業の実施機会を創出</li> </ul>

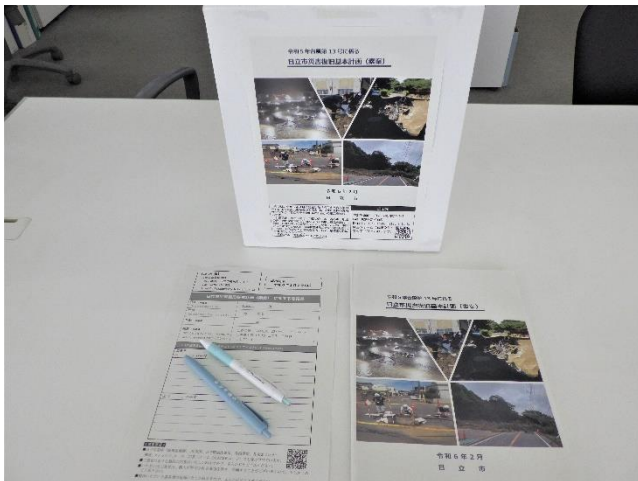
## (6) パブリックコメントについて

### ア 実施概要

- (ア) 目的 「災害復旧基本計画」の素案を公表し、意見を募集し、計画に反映
- (イ) 回答方法  
市内公共施設に意見箱設置（市役所、各支所・出張所、各図書館、各交流センター）、市ホームページ、郵送、FAX、メール、直接持参
- (ウ) 対象者 市民等
- (エ) 意見件数 90件（提出者数40人）
- (オ) 実施期間 令和6年2月22日（木）～3月7日（木）

### イ 意見反映状況

区 分	意見数
意見反映（災害復旧基本計画案に意見を反映するもの）	1件
趣旨含む（災害復旧基本計画案に意見が既に反映されているもの）	13件
個別の意見等（今後の事業推進に当たり参考とするもの）	20件
その他（上記3項目に該当しない質問等）	56件
合 計	90件



<b>【提出先】</b> 日立市政策企画課 〒317-8601 日立市助川町1-1-1 FAX：0294-21-1663 E-mail：kikaku@city.hitachi.lg.jp		<b>提出期限</b> 令和6年3月7日（木）
<b>日立市災害復旧基本計画（案）に関する意見書</b>		
住所 必須欄 (所名までご記入ください)	日立市 〇〇町	
性別 (該当する項目に印をつけてください)	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
年齢 必須欄	〇歳	
職業 必須欄 (該当する項目に印を付し、「その他」の場合は、その内容をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 自営業、 <input type="checkbox"/> 会社員、 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 専業主婦（主夫） <input type="checkbox"/> 学生、 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
▽（計画案案に対するご意見を以下に記入してください。）※欄数あります。		
ご意見		
① ( ) ページ		
② ( ) ページ		
<b>※注意事項</b> ■日立市役所（政策企画課）、各支所、日立駅前出張所、各図書館、各交流センター、郵送、ファックス、メール、回答フォーム（右記QRコード）でも受け付けています。 ■ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。 ■いただいたご意見は、個人が特定される事項を除き、公開することがございますので、あらかじめご了承ください。 ■提出いただいた意見書は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。		



(7) 日立市災害復旧推進会議について

ア 設置の目的

台風第 13 号に伴う災害からの復旧に向けた取組を促進するため、災害復旧推進会議を設置、「災害復旧基本計画」の策定に向けた庁内の調整

イ 構成員名簿

No.	職名	区分	氏名
1	副市長	座長	梶山 隆範
2	副市長	副座長	吉成 日出男
3	公営企業管理者	委員	岡部 和彦
4	教育長	委員	折笠 修平
5	監査委員	委員	鈴木 利文
6	市長公室長	委員	岡見 安美
7	総務部長	委員	大窪 啓一
8	財政部長	委員	渡邊 貴志
9	生活環境部長	委員	七井 則之
10	保健福祉部長	委員	松本 正生
11	都市建設部長	委員	大和田 尚
12	産業経済部長	委員	小山 修
13	会計管理者	委員	庄司 和江
14	上下水道部長	委員	鈴木 啓司
15	消防長	委員	綿引 学
16	議会事務局長	委員	大谷 裕文
17	教育部長	委員	宮内 雅弘

ウ 事務局名簿

職名	氏名	職名	氏名
市長公室次長 (企画・広報担当)	富永 淳子	市長公室参事補 (兼) 政策企画課長	飛田 誠
総務部防災対策課長	松本 賢吾	財政部参事補 (兼) 財政課長	助川 秀樹
政策企画課副参事 (政策監事務取扱い)	藤田 敦	政策企画課係長	志村 円香
政策企画課係長	佐藤 俊輔	政策企画課主事	小河原 彬
政策企画課主事	松田 慎太郎		

エ 開催日等

開催日	主な議事内容
【第1回】 令和5年10月25日(水)	1 災害復旧基本計画の策定について 2 計画策定に向けた具体的な作業の進め方について
【第2回】 令和5年11月29日(水)	1 災害復旧基本計画の策定に向けた今後のスケジュールについて 2 災害復旧基本計画（骨子案）について
【第3回】 令和6年2月6日(火)	1 災害復旧基本計画（素案）について
【第4回】 令和6年3月21日(木)	1 災害復旧基本計画（案）について



《本市の主な災害対応の経過》

日 付	時 間	主な内容
9月6日（水）	午後4時30分	・第1回災害情報連絡会議
9月7日（木）	午後4時30分	・第2回災害情報連絡会議
9月8日（金）	午前8時13分	・大雨注意報
	午前8時45分	・日立市建設業協会へ情報提供（気象情報）
	午前10時	・第1回災害警戒体制本部会議
	午前11時40分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達（気象情報）
	午後2時	・第2回災害警戒体制本部会議 ・避難所開設（中里小中学校・黒坂地区生活改善センター）
	午後2時45分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達（避難所開設2か所）
	午後3時5分	・防災無線で情報発信（避難所開設2か所）
	午後3時13分	・市ホームページ及びSNSで情報発信（避難所開設2か所）
	午後3時37分	・大雨警報
	午後4時	・土砂災害警戒情報
	午後4時30分	・第3回災害警戒体制本部会議 ・避難指示、避難所開設指示（追加22か所）
	午後5時	・避難所開設（追加22か所：楡形小学校、豊浦小学校、日高小学校、田尻小学校、滑川小学校、宮田小学校、仲町小学校、中小路小学校、助川小学校、会瀬小学校、成沢小学校、諏訪小学校、多賀中学校、大久保小学校、塙山小学校、河原子小学校、金沢小学校、大沼小学校、水木小学校、大みか小学校、久慈小学校、坂本小学校） ※午後5時～午後6時52分
	午後5時5分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達（避難所開設追加22か所） ・各コミュニティ及び交流センターへ依頼（避難行動要支援者へ呼び掛け）
	午後5時12分	・洪水警報
午後5時18分	・防災無線で情報発信（避難所開設24か所）	
午後5時30分	・災害対策本部設置	

日付	時間	主な内容
9月8日(金)	午後5時35分	・市ホームページ及びSNSで情報発信(避難所開設24か所)
	午後5時39分	・顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯発生)
	午後6時	・ <b>第1回災害対策本部会議</b>
	午後6時10分頃	・数沢川、平沢川の合流部において溢水を確認
	午後6時17分	・記録的短時間大雨情報①
	午後6時33分	・各消防団へ参集指示
	午後6時45分	・防災無線で情報発信(垂直避難などの安全確保)
	午後6時50分	・ <b>災害対策本部を消防本部に移設</b>
	午後7時12分	・市ホームページ及びSNSで情報発信(垂直避難などの安全確保)
	午後7時27分	・記録的短時間大雨情報②
	午後8時49分	・FMひたちで情報発信(帰宅困難者の受入れ)
	午後10時30分	・ <b>第2回災害対策本部会議</b>
	午後11時30分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(大雨の状況、午後10時現在の避難者数、土日の窓口業務の案内等)
9月9日(土)	午前0時	・ <b>第3回災害対策本部会議</b>
	午前5時20分	・自衛隊活動開始(県道日立山方線の土砂崩れ現場)
	午前8時	・ <b>第4回災害対策本部会議</b> ・市営住宅の提供開始、浸水家屋の衛生対策開始 ・支所開庁(多賀・南部・十王)、臨時開庁(豊浦・日高・西部)
	午前9時	・ <b>第5回災害対策本部会議</b>
	午後9時30分	・各コミュニティ及び交流センターへ依頼(市民からの問合せ、被害箇所の情報提供)
	午前11時	・ <b>第6回災害対策本部会議</b>
	午前11時40分	・土砂災害警戒情報解除
	午前11時50分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(災害廃棄物仮置場開設)
	午前11時52分	・洪水警報解除
	正午	・避難指示解除 ・ボランティア支援要請のニーズ受付開始(社会福祉協議会) ・防災無線で情報発信(災害廃棄物仮置場開設(繰り返し))

日 付	時 間	主な内容
9月9日(土)	午後2時	・第7回災害対策本部会議 ・災害廃棄物仮置場開設
	午後2時15分	・全避難所閉鎖
	午後4時21分	・大雨警報解除
	午後5時	・第8回災害対策本部会議
	午後9時	・市ホームページ及びひたちナビで情報発信 (り災証明書の交付申請)
	午後9時37分	・大雨注意報解除
9月10日(日)	午前7時25分	・自衛隊撤収(土砂崩れ現場に要救助者が存在しないことを確認)
	午前8時	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(休日開庁、り災証明書発行等)
	午前9時	・市民課休日開庁再開、り災証明書の交付開始
	午前11時20分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(土砂流木等の処理)
	午後1時30分	・第9回災害対策本部会議(消防本部から本庁舎に移設)
9月11日(月)		・り災調査開始 ・社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設、募集開始 ・災害ボランティア活動開始
9月12日(火)	午後1時	・台風第13号に関する相談窓口設置(市役所本庁舎101号会議室) ・県防災ヘリコプターによる沢平地区への物資搬送 ・市道(沢平地区)の土砂撤去完了 ※緊急車両等通行可 ・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(災害廃棄物の取扱い、相談窓口等)
9月13日(水)	午後1時30分	・災害廃棄物の戸別回収開始 ・沢平地区での保健師による訪問健康相談 ・第10回災害対策本部会議
9月14日(木)	午後3時45分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(災害ボランティア募集等)
	午後4時27分	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(災害廃棄物戸別回収等)
9月15日(金)		・大井川知事へ激甚災害指定に対する要望書を提出(本市、高萩市及び北茨城市の3市の首長及び議長の連名) ・県議会議員被災状況及び災害廃棄物仮置場視察
9月17日(日)		・清掃センター通常受入れ開始 ・り災証明書申請世帯への消毒液等配布

日 付	時 間	主 な 内 容
9月18日(月)	午前8時	・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(災害廃棄物仮置場縮小)
9月19日(火)	午前10時30分	・ <b>第11回災害対策本部会議</b>
9月20日(水)		・松村祥史内閣府特命担当大臣(防災)現地視察対応及び激甚災害指定に対する要望書提出(本市、高萩市及び北茨城市の3市の首長及び議長の連名) ・台風13号による豪雨災害に係る支援制度の周知(9月20日号市報と同時配布)
9月21日(木)		・災害廃棄物仮置場縮小(4か所から2か所へ)
9月22日(金)		・各コミュニティ及び交流センターへ伝達(災害廃棄物仮置場閉鎖時期、清掃センターへの直接搬入手数料免除、土のうの配布)
9月25日(月)		・日立市防災会議(台風第13号に伴う大雨被害について)
9月27日(水)		・立憲民主党議員団視察対応及び災害復旧に関する要望書提出
9月28日(木)		・国民民主党議員団視察対応及び災害復旧に関する要望書提出
9月30日(土)		・災害廃棄物仮置場全て閉鎖
10月5日(木)		・台風13号による豪雨災害に係る支援制度の周知(10月5日号市報と同時配布)
10月9日(月)		・災害ボランティア支援活動終了
10月10日(火)	午前11時	・ <b>第12回災害対策本部会議(最終)</b> ・ <b>災害復旧推進会議設置</b>
10月18日(水)		・松村祥史内閣府特命担当大臣(防災)・宮下一郎農林水産大臣・武田良太自民党災害対策特別委員長への激甚災害指定に対する要望書提出(本市、高萩市、北茨城市及び福島県いわき市の4市の首長及び議長の連名) ・各コミュニティへ依頼(地域の声調査)
10月23日(月)		・各コミュニティを訪問(～11月1日(水)) 【聴取方法】 市職員が各コミュニティを訪問し、災害対応に関するソフト面の対応を中心に意見を聴取 【聴取内容】 避難情報の伝達について 避難の在り方について 避難所の開設・運営について 行政と自主防災組織の関係について その他

日 付	時 間	主な内容
10月25日(水)	午後1時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回災害復旧推進会議</li> <li>【議事内容】</li> <li>1 災害復旧基本計画の策定について</li> <li>2 計画策定に向けた具体的な作業の進め方について</li> </ul>
11月7日(火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害(局激)の指定</li> <li>農地等の災害復旧事業</li> </ul>
11月20日(月)	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回市民懇話会</li> <li>【議事内容】</li> <li>1 市の防災体制等について</li> <li>2 台風第13号に伴う大雨被害と市の災害対応について</li> <li>3 台風第13号災害対応に関する地域の声について</li> </ul>
11月22日(水)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員協議会</li> <li>【説明内容】</li> <li>災害からの本格復旧に向けた市の方針や今後の取組等</li> </ul>
11月27日(月)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省水管理・国土保全局次長、防災課長及び災害査定官等への下水道復旧事業に関する要望を実施</li> </ul>
11月29日(水)	午後1時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回災害復旧推進会議</li> <li>【議事内容】</li> <li>1 災害復旧基本計画の策定に向けた今後のスケジュールについて</li> <li>2 災害復旧基本計画(骨子案)について</li> </ul>
11月30日(木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例記者会見</li> <li>【説明内容】</li> <li>災害からの本格復旧に向けた市の方針や今後の取組等</li> </ul>
12月7日(木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会</li> <li>【報告内容】</li> <li>災害復旧基本計画(骨子案)について</li> </ul>
12月14日(木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員協議会</li> <li>【説明内容】</li> <li>災害からの本格復旧に向けた各部ごとの取組内容</li> </ul>
12月20日(水)	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回市民懇話会</li> <li>【議事内容】</li> <li>1 災害対応に関するこれまでの委員からの意見等について</li> <li>2 意見交換(情報の収集・伝達、避難所の在り方、要支援者等への対応、地域における協力連携)</li> </ul>

日 付	時 間	主な内容
令和6年 1月31日(水)	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回市民懇話会</li> <li>【議事内容】</li> <li>1 日立市における今後の自然災害の対応に関する提言(案)について</li> <li>2 意見交換</li> </ul>
2月6日(火)	午後3時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回災害復旧推進会議</li> <li>【議事内容】</li> <li>1 災害復旧基本計画(素案)について</li> </ul>
2月21日(水)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員協議会</li> <li>【説明内容】</li> <li>災害復旧基本計画(素案)について</li> </ul>
2月22日(木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施(～3月7日(木))</li> </ul>
3月15日(金) 18日(月)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員協議会</li> <li>【説明内容】</li> <li>災害復旧基本計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について</li> </ul>
3月21日(木)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回災害復旧推進会議</li> <li>【議事内容】</li> <li>1 災害復旧基本計画(案)について</li> </ul>
3月26日(火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会</li> <li>【報告内容】</li> <li>災害復旧基本計画(案)について</li> </ul>



## 日立市災害復旧基本計画

令和6年3月

発行 日立市

編集 日立市 市長公室 政策企画課

茨城県日立市助川町1-1-1

TEL : 0294-22-3111 IP : 050-5528-5032

<https://www.city.hitachi.lg.jp/>



Hitachi City

---

日立市